



# 熊本県公報

号外第 1 1 号

平成 23 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 訓 令

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第 6 6 号

本庁各部(公室・局)課(総室・室・センター)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁処務規程(昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号)の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 4 号中「第 3 章」を「第 3 条」に、「各部課(総室・室・センター)」を「各  
部(公室)・局・課(センター)」に改める。  
第 3 条の見出しを「(部(公室)・局・課(センター))」に改め、同条第 1 項中「、  
それぞれその」を「同表中欄に掲げる局(以下「部内局」という。)を置き、当該部(公  
室)又は部内局に同表」に改め、「総室・室・」を削る。  
第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

- 第 4 条 本庁に理事を置くことができる。
- 2 部(公室)に部(公室)長を置くことができる。
- 3 健康福祉部に医監を置くことができる。
- 4 部(公室)に総括審議員を置くことができる。
- 5 部に部付を置くことができる。
- 6 部(公室)に政策審議監を置くことができる。
- 7 部内局に局長(以下「部内局長」という。)を置く。
- 8 知事公室に危機管理監を置く。
- 9 土木部に土木技術審議監を置くことができる。
- 1 0 部(公室)に首席審議員を置くことができる。
- 1 1 課(センター)に課(センター)長を置く。
- 1 2 部(公室)に政策監を置くことができる。
- 1 3 知事公室に知事秘書及び政策調整監を置くことができる。
- 1 4 部(公室)に政策調整審議員を置くことができる。
- 1 5 部(公室)に審議員を置くことができる。
- 1 6 企画振興部に情報企画監を置くことができる。
- 1 7 課(センター)に課長補佐を置くことができる。
- 1 8 課(センター)に主幹を置くことができる。
- 1 9 用地対策課に収用主幹及び収用参事を置くことができる。
- 2 0 商工観光労働部に商工専門員を置くことができる。
- 2 1 課(センター)に参事を置くことができる。
- 2 2 課(センター)に課(センター)付を置くことができる。

- (職務)
- 第 5 条 理事は、知事及び副知事の命を受け、知事が指定する特に重要な事項を処理する。
- 2 部(公室)長は、知事及び副知事の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監  
督する。
- 3 医監は、知事及び副知事の命を受け、部の所管に属する重要な特命事項を処理する。
- 4 総括審議員は、知事及び副知事の命を受け、部(公室)の所管に属する特に重要な事  
項を審議し、特命事項を処理する。
- 5 部付は、主管の部長に直属し、下命の事務を処理する。
- 6 政策審議監は、上司の命を受け、部(公室)の政策に係る企画調整に関する事項等を  
処理するとともに、特に指定された事務を掌理し、部(公室)長を補佐する。
- 7 部内局長は、上司の命を受け、部内局務を掌理する。

- 8 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理に係る調整及び防災に関する事務を掌理する。
  - 9 土木技術審議監は、上司の命を受け、土木技術管理に係る施策の推進及び調整に関する事務を掌理し、特命事項を処理する。
  - 10 首席審議員は、上司の命を受け、部（公室）の所管に属する重要な事項を審議し、特命事項を処理する。
  - 11 課（センター）長（知事公室付にあつては、知事公室に置く政策審議監をいう。以下同じ。）は、上司の命を受け、課（センター）務を掌理する。
  - 12 政策監は、上司の命を受け、部（公室）の所管に属する特命事項を掌理する。
  - 13 知事秘書は、上司の命を受け、知事秘書に関する事務を掌理し、特命事項を処理する。
  - 14 政策調整監は、上司の命を受け、県政の重要課題に係る総合調整に関する事務を掌理し、特命事項を処理する。
  - 15 政策調整審議員は、上司の命を受け、部（公室）の主要施策に係る企画調整に関する事項等を処理する。
  - 16 審議員は、上司の命を受け、部（公室）の所管に属する事項を審議し、特命事項を処理する。
  - 17 情報企画監は、上司の命を受け、情報企画に関する特命事項を処理する。
  - 18 課長補佐（次項に定めるものを除く。）は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、課（センター）長を補佐する。
  - 19 課長補佐（業務の担当を命ぜられた者に限る。以下「担当課長補佐」という。）は、上司の命を受け、担任意務を掌理する。
  - 20 主幹は、上司の命を受け、特命の担任意務を処理する。
  - 21 収用主幹及び収用参事は、上司の命を受け、担任意務を処理する。
  - 22 商工専門員は、上司の命を受け、特命事項を処理する。
  - 23 参事は、上司の命を受け、担任意務を処理する。
  - 24 課（センター）付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。
- 第 8 条第 1 項中「各部（公室）課（総室・室・センター）」を「各部（公室）・局・課（センター）」に改め、「総室・室・」を削り、同条第 2 項中「部次長専決事項」を「部内局長専決事項」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「部次長専決事項」を「部内局長専決事項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を削り、同条第 6 項中「総室・室・」及び「、副総室（室）長」を削り、同項を同条第 4 項とする。
- 第 9 条第 1 項中「各部（公室）課（総室・室・センター）」を「各部（公室）・局・課（センター）」に改め、「総室・室・」を削り、同条第 2 項中「部次長専決事項」を「部内局長専決事項」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「部次長専決事項」を「部内局長専決事項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を削り、同条第 6 項中「総室・室・」及び「、副総室（室）長」を削り、同項を同条第 4 項とする。
- 第 15 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。
- 部（公室）長の専決事項について、部（公室）長が不在であるときは、政策審議監がその事項を代決することができる。
- 2 前項の場合において、政策審議監が不在であるときは、その事項を所管する部内局長がその事項を代決することができる。
- 第 15 条第 3 項中「部次長又は政策審議監」を「政策審議監又は部内局長」に改め、「総室・室・」を削り、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「危機管理・防災消防総室」を「危機管理防災課」に、「総務部長専決事項」を「知事公室長専決事項」に、「総務部長」を「知事公室長」に、「危機管理・防災消防総室長」を「危機管理防災課長」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「担当部次長」を「担当部内局長」に改め、同項を同条第 5 項とする。
- 第 15 条の 2 の見出し中「部次長」を「政策審議監」に改め、同条中「、部次長」を削る。
- 第 16 条の見出し中「総室・室・」を削り、同条中「総室・室・」及び「、副総室（室）長」を削る。
- 第 21 条中「の各号」を削る。
- 別表第 1 を次のように改める。

部(公室)	局	課(センター)	
知事公室		秘書課	
		広報課	
		危機管理防災課	
総務部		人事課	
		財政課	
	文書私学局	県政情報文書課	
		私学振興課	
	総務税務局		総務事務センター
			管財課
			税務課

	市町村局	市町村行政課	
		市町村財政課	
		消防保安課	
企画振興部	地域・文化振興局	企画課	
		地域振興課	
		文化企画課	
	交通政策・情報局	川辺川ダム総合対策課	
		交通政策課	
		情報企画課	
健康福祉部		統計調査課	
		健康福祉政策課	
	長寿社会局	健康危機管理課	
		高齢者支援課	
		認知症対策・地域ケア推進課	
	子ども・障がい福祉局	社会福祉課	
		子ども未来課	
		子ども家庭福祉課	
	健康局	障がい者支援課	
		医療政策課	
		国保・高齢者医療課	
		健康づくり推進課	
	ねんりんピック推進局	薬務衛生課	
		ねんりんピック推進課	
環境生活部		環境政策課	
		水俣病保健課	
		水俣病審査課	
	環境局	環境立県推進課	
		環境保全課	
		自然保護課	
		廃棄物対策課	
		公共関与推進課	
		県民生活局	くらしの安全推進課
	消費生活課		
	商工観光労働部	商工労働局	男女参画・協働推進課
			人権同和政策課
			商工政策課
		新産業振興局	商工振興金融課
労働雇用課			
産業人材育成課			
観光経済交流局		産業支援課	
		新エネルギー産業振興課	
		企業立地課	
		観光課	
農林水産部		国際課	
		くまもとブランド推進課	
	経営局	農林水産政策課	
		団体支援課	
		農地・農業振興課	
	生産局	担い手・企業参入支援課	
		流通企画課	
		むらづくり課	
		農業技術課	

		農産課
		園芸課
		畜産課
	農村振興局	農村計画課
		技術管理課
		農地整備課
	森林局	森林整備課
		林業振興課
		森林保全課
	水産局	水産振興課
		漁港漁場整備課
土木部		監理課
		用地対策課
		土木技術管理課
	道路都市局	道路整備課
		道路保全課
		都市計画課
		下水環境課
	河川港湾局	河川課
		港湾課
		砂防課
	建築住宅局	建築課
		営繕課
		住宅課

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 8 条関係)

1 支出負担行為以外の共通専決事項

知事決裁事項	部(公室)長専決事項	政策審議監及び部内局長専決事項	課(センター)長専決事項	担当課長補佐(主幹・参事)専決事項
1 県行政の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。 2 重要な事業の計画及び実施方針の決定に関すること。 3 行政組織、予算の編成並びに権限の委任及び配分に関すること。 4 県議会の招集及び解散に関すること。 5 県議会の議決又は同意等を求める	1 所属政策審議監及び部内局長の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 2 所属政策審議監及び部内局長の服務に関すること。 3 重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。 4 重要な県の後援及び知事挨拶文に関すること。 5 重要な補助金、助成金、交付金、奨励	1 訓令の軽易な改廃に関すること。 2 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 3 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)の服務に関すること。 4 所属出先機関の長の県外旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 5 所属出先機	1 所属職員の担当事務の決定に関すること。 2 所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。 3 課長補佐以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 4 所掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。 5 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。	1 軽易な部内に対する通知、申込み、照会及び証明並びに届出の受理に関すること。 2 運転日誌の確認に関すること。

<p>議案並びに報告の提出及び県議会に対する諮問に関すること。</p> <p>6 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）。</p> <p>7 副知事及び部（公室）長の旅行命令並びに当該旅行に係る復命に関すること。</p> <p>8 副知事及び部（公室）長の服務に関すること。</p> <p>9 委員会、審議会、協議会の委員等並びに顧問、参与、専門委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）。</p> <p>10 重要な県有財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>11 重要な契約の締結及びその変更に関すること。</p> <p>12 重要な事項の告示、公告その他公表に関すること。</p> <p>13 訴訟、審査</p>	<p>金等の交付の決定及び確定に関すること。</p> <p>6 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する重要な行政処分に関すること。</p>	<p>関の長の服務に関すること。</p> <p>6 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱（本人からの申出に基づかない任期途中における解職の場合を除く。）に関すること。</p> <p>7 附属機関の委員のうち試験委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。</p> <p>8 附属機関の運営及びこれに対する諮問に関すること。</p> <p>9 県有財産及び国有財産の管理（出先機関の長の専決事項として別に定めるものを除く。）並びにそれらの中の取得及び処分に関すること。</p> <p>10 告示及び公告に関すること。</p> <p>11 請願及び陳情の処理に関すること。</p> <p>12 許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。</p> <p>13 県の後援及び知事挨拶文に関すること。</p>	<p>6 所属職員の服務に関すること。</p> <p>7 あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免（分限及び懲戒による場合を除く。）に関すること。</p> <p>8 公の施設の軽易な利用の許可に関すること。</p> <p>9 願、届出書等の処理に関すること（担当課長補佐（主幹・参事）専決事項に該当するものを除く。）。</p> <p>10 軽易な告示及び公告に関すること。</p> <p>11 軽易な許可、認可、免許、承認等の行政処分に関すること。</p> <p>12 軽易な県の後援に関すること。</p> <p>13 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する監督に関すること。</p> <p>14 公益法人及び公益信託に係る軽易な届出、報告等に関すること。</p> <p>15 軽易な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の</p>
--	--	---	---

請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関すること。

14 重要な請願及び陳情の処理に関すること。

15 特に重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。

16 行政処分の取消し及び撤回に関すること。

17 儀式及び重要な表彰に関すること。

18 特に重要な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びに歳計現金余裕金額の融資金額の決定に関すること。

19 その他重要な事項の決定に関すること。

14 表彰に関すること。

15 行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項又は熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第13条第1項に規定する聴聞又は弁明の機会の付与に関すること。

16 補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関すること。

17 補助金、助成金、交付金、奨励金等の申請及び交付手続並びに必要な措置に関すること。

18 補助金、助成金、交付金、奨励金等に係る請求書、実績報告書、決算書等に関すること。

19 補助事業に係る指令前着工承認に関すること。

20 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する軽易な行政処分に関すること。

21 公益信託の引受けの許可、信託条項の変更の認可等に関すること。

22 通達に関すること。

決定及び確定に関すること。

16 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関すること（担当課長補佐（主幹・参事）専決事項に該当するものを除く。）。

17 経由文書の進達に関すること。

18 所掌事務に係る証明書、身分証明書等の交付に関すること（担当課長補佐（主幹・参事）専決事項に該当するものを除く。）。

19 部外から送付される辞令書、証書、免許状、履歴書等の送達に関すること。

20 各種免許証、認可証、登録証等の再交付、書換え交付、返納等に関すること（担当課長補佐（主幹・参事）専決事項に該当するものを除く。）。

21 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関すること。

22 法令に基づく軽易な検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。

	<p>23 法令に基づく検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。</p> <p>24 所掌事務に係る図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。</p> <p>25 寄付採納（熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）第9条に規定する寄附による取得を除く。）の承諾に関すること。</p> <p>26 使用料及び手数料の減免に関すること。</p> <p>27 分担金等に係る滞納処分に関すること。</p> <p>28 過料処分に関すること。</p> <p>29 用地等の買収及び損失補償に係る単価（標準価額）の決定に関すること。</p> <p>30 歳出予算の各項の間又は各目の間の相互の流用に関すること。</p> <p>31 50万円以上500万円未満の歳出予算の趣旨の変更に関すること。</p> <p>32 設計高1億円以上5億円未満の工事の施行の決定に関すること。</p> <p>33 設計高1億円以上の工事の予定価格の</p>	<p>23 登記及び供託に関すること。</p> <p>24 所掌事務に係る統計、調査等資料の収集及びあっ旋に関すること。</p> <p>25 所掌事務に係る軽易な図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。</p> <p>26 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。</p> <p>27 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。</p> <p>28 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。</p> <p>29 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。</p> <p>30 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個</p>	
--	--	---	--

	<p>決定に関する こと。</p> <p>34 設計高 5,000 万円以 上 5 億円未 満の工事の指 名競争入札参 加者の決定に 関すること。</p> <p>35 契約(2支出 負担行為に係 る共通専決事 項の表に定め るものを除く 。)の締結及 びその変更に 関すること。</p> <p>36 設計高 2 億 円未満の工事 で設計変更額 が 5,000 万 円以上の設計 変更及び設計 高 2 億円以上 5 億円未満の 工事に係る設 計変更に関す ること。ただし、 設計変更によ り工事金額が 5 億円以上と なるものを除 く。</p> <p>37 設計高 1 億 円以上の工事 の出来形検査 及びしゅん工 検査に関する こと。</p> <p>38 設計高 1 億 円以上の市町 村等補助工事 の中間検査及 びしゅん工確 認検査に関す ること。</p> <p>39 その他定例 的事務の処理 に関すること 。</p>	<p>人情報の利用 停止請求に対 する決定等に 関すること。</p> <p>31 第 26 号から 第 28 号までに 定めるものを 除くほか、所 掌事務に係る 文書の閲覧及 び写しの交付 の承認に関す ること(担当 課長補佐(主 幹・参事)専 決事項に該当 するものを除 く。)</p> <p>32 分担金等の 調定、納入通 知書の発行及 び督促状の発 付に関するこ と。</p> <p>33 歳出予算の 令達に関する こと。</p> <p>34 歳出予算の 各節の間の相 互の流用に関 すること。</p> <p>35 50 万円未 満の歳出予算 の趣旨の変更 に関すること。</p> <p>36 設計高 1 億 円未満の工事 の施行の決定 に関すること 。</p> <p>37 設計高 5,000 万円未 満の工事の指 名競争入札参 加者の決定に 関すること。</p> <p>38 設計高 1 億 円未満の工事 の予定価格の 決定に関する こと。</p> <p>39 設計高 2 億 円未満の工事 で設計変更額 が 5,000 万 円</p>	
--	---	---	--



			未満の工事の設計変更の決定に関する事 こと。ただし、設計変更により工事金額が2億円以上となるものを除く。 40 設計高1億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関する事 こと。 41 設計高1億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関する事 こと。 42 収入に関する事 こと。 43 支出命令に関する事 こと。 44 その他定例的かつ軽易な事務の処理に関する事 こと。	
--	--	--	---	--

2 支出負担行為に係る共通専決事項

区 分	知事決裁事項	部（公室）長 専決事項	政策審議監及 び部内局長専 決事項	課（センター） 長専決事項	備 考
1 報酬				全額	
2 給料				全額	
3 職員手当				全額	
4 共済費				全額	
5 災害補償 費				全額	
6 恩給及び 退職年金				全額	
7 賃金				全額	
8 報償費			100万円以上	100万円未満	
9 旅費			100万円以上	100万円未満	
10 交際費			100万円以上	100万円未満	
11 需用 費	食糧 費		100万円以上	100万円未満	
	賄材 料費		100万円以上	100万円未満	

	一般 需用 費			200万円以上	200万円未満	光熱水費及び複 写機使用料にあ っては、全て課 (センター)長 専決とする。
12	役務費			100万円以上	100万円未満	電話料にあつて は、全て課(セ ンター)長専決 とする。
13	委託料			2,000万円以 上	2,000万円未 満	測量、調査、試 験、設計等の工 事に係る委託又 は道路の維持管 理に係る委託に 限る。
				5,000万円以 上	5,000万円未 満	国への工事施行 の委託に限る。
				1,000万円以 上	1,000万円未 満	
14	使用料及 び賃借料			5,000万円以 上	5,000万円未 満	工事に伴う用地 の使用に限る。
				400万円以上	400万円未満	リース契約に限 る。
				100万円以上	100万円未満	
15	工事請負 費			2億円以上	2億円未満	設計変更により 2億円以上とな るものは、課(セ ンター)長専決 とする。
16	原材料費			1,000万円以 上	1,000万円未 満	工事材料の購入 に限る。
				100万円以上	100万円未満	
17	公有財産 購入費			5,000万円以 上	5,000万円未 満	
18	備品購入 費			200万円以上	200万円未満	
19	負担金、 補助及び交 付金			100万円以上	100万円未満	補助金及び交付 金については、1 支出負担行為以 外の共通専決事 項の表の規定に よる。
20	扶助費			1,000万円以 上	1,000万円未 満	
21	貸付金			1,000万円以 上	1,000万円未 満	
22	補償、補 填及び賠償 金			5,000万円以 上	5,000万円未 満	用地等の買収及 び損失補償に限 る。
		500万円以上		100万円以上 500万円未満	100万円未満	

23 償還金、 利子及び割 引料			1,000万円以 上	1,000万円未 満	
24 投資及び 出資金	500万円以上		100万円以上 500万円未満	100万円未満	
25 積立金			100万円以上	100万円未満	
26 寄附金	500万円以上		100万円以上 500万円未満	100万円未満	
27 公課費			100万円以上	100万円未満	
28 繰出金			100万円以上	100万円未満	

(注) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第34条の規定による支出負担行為書の作成についての決裁区分は、別に支出負担行為の決裁を経ているものに限り、課(センター)長専決とすることができる。

別表第3を次のように改める。

部 ( 公 室 )	局	課	分掌事務	知事決裁 事項	部(公室) 長専決事 項	政策審議 監及び部 内局長専 決事項	課(セン ター)長 専決事項	備考欄に 定める役 付職員専 決事項	備考
知事 公 室			1 知事の特命に関する事 こと。						
			2 庁議に関する事 こと。						
	秘書 課		1 皇室に関する事 こと。	1 行幸 啓等に関する こと。 2 献上 品に関する事 こと。 3 御下 賜品等に関する こと。					
			2 儀式に関する事 こと。						
			3 知事及び副知事 の秘書に関する事 こと。	1 行事 日程に関する こと。					
			4 栄典に関する事 こと。	1 叙位 叙勲に関する こと。 2 褒章 条例(明治14 年太政官布告					

		第63号)による褒章に関すること。				
	5 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年熊本県条例第66号）の施行に関すること。			1 同条例第5条の規定による資産等報告書等の保存及び閲覧に関すること。		
	6 知事公室長室に関すること。					
広報課	1 広報に関すること。	1 広報の企画を決定すること。 2 広報功労者を表彰すること。		1 広報研修計画を決定すること。 2 市町村広報活動の支援及び実態調査に関すること。 3 広報広聴審議会を開催に関すること。	1 広報誌の原稿作成に関すること。 2 庁内広報及び写真広報に関すること。 3 日本広報協会に関すること。 4 テレビ及びラジオの放送に関すること。	
	2 広聴に関すること。	1 広聴の企画を決定すること。		1 広聴事業の実施に関すること。	1 陳情、投書等に関すること。	
	3 県政記者会との連絡及び県政記者室に関すること。			1 県政記者室に関すること。	1 県政記者会との連絡に関すること。	



			<p>置の実に 施に關し し必要請 しな要請 をすをす ること。と。 3 同法 第 12 条 第 1 項の 規定によ り国民の 保護のた めの措置 の實施に 關し他道 の都道府 事に応援 を求めら れりこと。 4 同法 第 14 条 第 1 項の 規定によ り市町村 長の實施 すべき国 民保護の ための措 置を代行 すること。 5 同法 第 15 条 第 1 項の 規定によ り自衛隊 の部隊等 の派遣を 要請すこ と。 6 同法 第 21 条 第 3 項の 規定によ り指定</p>		<p>ついで 訓練を 實施す ること。 3 同法 第 127 条 第 1 項の 規定によ り市町村 長及び指 定地方公 共機関か ら被災情 報の報告 を受けら れりこと。 4 同法 第 127 条 第 2 項の 規定によ り総務大 臣に被災 情報報告 すること。</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--







		<p>項により緊急通報を発令すること。</p> <p>16 同法第 112 条第 5 項により退避の指示を行うこと。</p> <p>17 同法第 114 条第 2 項により警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずること。</p> <p>18 同法第 148 条第 1 項の規定により避難施設を指定すること。</p>					
	3 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の施行に関すること。	1 同法第 2 条第 1 項第 6 号の規定による指定地方公共機関		1 同法第 13 条第 1 項の規定により中央防災会議に資料の	1 同法第 17 条第 2 項の規定による市町村防災会議の協		

			<p>を指定すること。</p> <p>2 同法第15条第5項第5号、第6号及び第7号の規定による防災会議委員を指名又は任命すること。</p> <p>3 同法第15条第7項の規定による防災会議の専門委員を任免すること。</p> <p>4 同法第17条の規定による県防災会議の協議会を設置すること。</p> <p>5 同法第23条第1項の規定による県災害対策本部を設置すること。</p> <p>6 同法第73条第1項の規定による市町村</p>		<p>提出又は意見の開陳をすること。</p> <p>2 同法第33条の規定により内閣総理大臣に対し県の職員の種類別現員数等の資料を提出すること。</p> <p>3 熊本県防災会議条例（昭和37年熊本県条例第54号）第3条の規定による防災会議幹事を任免すること。</p> <p>4 同法第53条第1項及び県地域防災計画の定めるところによる市町村長の被害状況等の報告を受けると。</p> <p>5 同法第16条第4項の規定による市</p>	<p>議会の設置の届出を受けること。</p> <p>2 同法第50条第2項及び県地域防災計画の定めるところによる災害応急対策を実施すること。</p> <p>3 同法第51条及び第55条並びに県地域防災計画の定めるところによる気象警報を伝達し、又は災害情報を伝達すること。</p> <p>4 同法第34条第2項の規定による中央防災会議の防災基本計画の作成又は修正の通知を受けると。</p> <p>5 同法第36条第2項又</p>			
--	--	--	---	--	---	---	--	--	--

			<p>の実施すべき応急措置を行うこと。</p> <p>7 同法第74条第1項の規定による応急措置を実施するため、他の都道府県知事に応援を求めると。</p> <p>8 同法第74条第1項、第77条第2項及び第80条第2項の規定により他の都道府県、指定行政機関の長及び指定公共機関等から応援の要請又は応急措置の要請を受けると。</p>		<p>町村防災会議を設置しないことについて協議を受けること。</p> <p>6 同法第53条第2項の規定により内閣総理大臣に被害状況を報告すること。</p> <p>7 同法第23条第6項の規定により県警察又県教員会及び育会に対し指示をすること。</p> <p>8 同法第29条第1項又は第30条の規定により指定行政機関の長等に対し職員を派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関等職員を派遣を</p>	<p>は第39条第2項の規定による指定行政機関の長又は指定公共機関の防災業務計画の作成又は修正の通知を受けると。</p>			
--	--	--	---	--	---	--	--	--	--

					求めること。 9 同法第40条の規定による県地域防災計画の策定又は修正に際し、原案を作成すること。 10 同法第42条の規定による市町村防災会議の行う市町村地域防災計画の作成又は修正の協議を受けること。 11 同法第48条及び県地域防災計画の定めるところによる防災訓練を実施すること。 12 県地域防災計画の定めるところによる陳情書を作成すること。 13 同法			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					<p>第57条及び第79条の規定による関係機関の通信の設備を優先的に利用すること。</p> <p>14 同法第70条第3項の規定により指定行政機関の長に対し応急措置の実施を要請し、又は求めること。</p> <p>15 同法第71条第1項の規定による従事命令等を発し、又は施設等を管理し、使用し若しくは収容し、又は職員に立入を検査させ、若しくは物資等を保管させたり報告させ</p>			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

				こと。 16 同法第72条第1項の規定により市町村長に対し、応急措置の実施について指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。		
	4 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関すること。	1 同法第28条第5項第4号及び第9号の規定による防災本部の本部員を指命又は任命すること。 2 同法第28条第7項の規定による防災本部の専門員を任命すること。		1 同法第5条第4項の規定により第一種事業所の新設に関する計画について主務大臣に対し意見を述べること。 2 同法第2条第5号の規定による第二種事業所を指定すること。 3 熊本県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年熊		

				本県条例第67号)第3条第2項の規定による幹事を任免すること。			
		5 自衛隊に関すること(隊員募集を除く。)	1 災害派遣を要請すること。		1 協力要請(災害派遣を除く。)に関する事	1 演習通報の処理に関する事	
		6 無線の行政への応用の推進に関する事					
		7 防災行政無線及び水防無線施設の管理に関する事					
		8 防災行政無線及び水防無線の運営に関する事					
		9 防災会議に関する事					
総務部	人事課	1 職員の任免、分限、表彰、懲戒その他人事に関する事。	1 職員(技能労務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。)を除	1 職員(部内局長、地域振興局長及びこれらに相当するものに限る。)の勤務成績の評定を実施すること。	1 職員(知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。)の任免のうち兼務に関する事。 2 職員(知事専決事項の欄	1 地方公務員法第22条第2項の規定による臨時的任用に係る人数、任用期間、業務内容及び賃金単価について承認すること。 2 病気	

			<p>く。)の任免(兼務に及ぶこと及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号による場合を除く。)、分限(地方公務員法第28条第1項の規定による免職に限る。)、表彰及び懲戒に関すること。</p> <p>2 職員(本庁部長及びこれに相当するものに限る。)の勤務成績の評定を実施すること。</p>		<p>第1号に規定する技能労務職員を除く。)の分限(地方公務員法第28条第1項の規定による降任に限る。)</p> <p>3 知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員の任免、分限(地方公務員法第28条第2項の規定による休職を除く。)、表彰及び懲戒に関すること。</p> <p>4 職員(本庁課長及びこれに相当するものに限る。)の勤務成績の評定を実施す</p>	<p>休暇(結核性疾患以外の私傷病により療養を必要と認められる場合における病気を除く。)を承認すること。</p> <p>3 職員(知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。)の任免(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による場合に限る。)に関すること。</p> <p>4 職員の分限(地方公務員法第28条第2項の規定による休職に限る。)に関すること。</p> <p>5 熊本県職員の勤務</p>			
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--



						るこ と。 5 職員 の訓告 処分、 嚴重注 意処分 に關す ること。  6 熊本 県職員 服務規 程(昭和 31年熊 本県訓 令第 1984号 の2)第 22条に 規定す る身上 異動の 届出を 受理す ること。 7 育休 等代替 臨時職 員の任 免に關 すること。 8 地方 公務員 の育児 休業等 に關す る法律 (平成3 年法律 第110 号)第2 条の規 定によ	時間、休 暇等に 關する 規則(平 成7年熊 本県人 事委員 会規則 第2号) 第13条 の表3の 項及び4 の項に 規定す る場合 におけ る特別 休暇を 承認す ること。 6 熊本 県職員 服務規 程(昭和 31年熊 本県訓 令第 1984号 の2)第 22条に 規定す る身上 異動の 届出を 受理す ること。 7 育休 等代替 臨時職 員の任 免に關 すること。 8 地方 公務員 の育児 休業等 に關す る法律 (平成3 年法律 第110 号)第2 条の規 定によ		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--



							<p>関すること。</p> <p>10 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認、熊本県職員の等の高齢者部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第69号）第5条に規定する承認の取消し及び休業時間の短縮並びに第6条に規定する休業時間の延長の承認すること。</p> <p>11 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の本人からの申出に基づかない</p>		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

							<p>期途中 におけ る解職 (懲戒 に相当 するも のに限 る。)に 関す ること。 12 地方 公務員 法第26 条の5 第1項 に規定 する自 己啓発 等休業 の承認、 同条第5 項に規定 する承認 の取消し 及び熊本 県職員の 自己啓発 等休業に 関する条 例(平成19 年熊本県 条例第67 号)第7条 第3項に 規定する 期間の延 長の承認 をすること。 13 熊本 県職員の 職務に専 念義務の特 例に</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>する条例（昭和26年熊本県条例第71号）第2条の規定による免除をすること（総務部長が別に指定するものを除く。）。</p> <p>14 同法第38条の規定による営利企業等の従事制限の許可をすること。</p> <p>15 職員（所属職員に限る。）の勤務成績の評定を実施すること。</p>		
		<p>2 職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p>	<p>1 昇格及び昇給の発令に関すること。</p>			<p>1 調整額の発令に関すること。</p> <p>2 退職手当を支給すること。</p> <p>3 電子計算組織に係る給与の支出命令に関する</p>		

				こと。 4 管理職員特別勤務手当の決定に関すること。		
3 行政組織及び職員の数に関すること。	1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。			1 管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）第 3 条の規定に基づき、組織の改廃等を人事委員会に通知すること。		
4 副知事の任免に関すること。	1 副知事の任免に関すること。					
5 各種委員会委員の任免に関すること。	1 各種委員会委員の任免に関すること。					
6 職員の海外派遣研修に関すること。				1 海外派遣研修者の決定に関すること。		
7 行政事務の指導及び監察に関すること。			1 内部監査事項の決定に関すること。 2 内部監査に基づく			

			事務の改善指導に関すること。			
	8 行政手続法及び熊本県行政手続条例の施行に係る事務の指導及び助言に関すること。					
	9 事務能率に関すること。					
	10 所管不明の事務の配分に関すること。			1 いずれの部（公室）課（センター）に属するかについて疑義のある事務の所管部（公室）課（センター）の決定に関すること。		
	11 外部監査契約に基づく監査に関すること。					
	12 特別職報酬等審議会、地方公務員災害補償基金、地方公務員災害補償基金支部審査会、公務災害補償認定委員会、公務災害	1 特別職報酬等審議会に対する諮問に関すること。		1 公務災害の認定をすること。	1 軽易な公務災害の認定をすること。 2 公務災害補償を実施すること。	

		補償審査会、賞じゆつ金等審査委員会及び交通事故損害賠償審査会に関すること。					
		13 人材研修室に関すること。					
		(1) 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関すること。					
		(2) 職員の研修に関すること。	1 職員研修の基本方針を策定すること。		1 職員研修の実施計画を策定すること。	1 職員研修を実施すること。	
		14 総務部長室に関すること。					
財政課		1 県議会に関すること。					
		2 財政再建戦略に係る企画及び調整に関すること。					
		3 予算に関すること。	1 熊本県予算規則（昭和38年熊		1 同法第219条第2項に基づく予	1 同法第219条に基づく予算の報告	



		<p>本県規則第73号)第6条に規定する予算編成方針の策定に関すること。</p> <p>2 同規則第13条に規定する予算の決定すること。</p> <p>3 予算関係議案及び予算関係報告書の提出すること。</p> <p>4 地方自治法第179条に基づく予算の専断処分に関すること。</p> <p>5 同規則第21条に規定する特別会計の弾力条項の適用に関すること。</p> <p>6 同規則第29条に規定する繰越明許費及び事</p>	<p>算の報告及び公表に関すること。</p> <p>2 同規則第26条に規定する予備費用の充用(課(センター)長専決事項に該当するものを除く。)に関すること。</p> <p>3 同規則第20条に規定する指定事業の決定に関すること。</p> <p>4 同規則第27条に規定する予算執行状況の報告又は調査すること。</p>	<p>に関すること。</p> <p>2 同規則第16条及び第17条に規定する歳出予算の配当に関すること。</p> <p>3 同規則第26条に規定する100万円未満の予備費用の充用(軽易なものに限る。)に関すること。</p> <p>4 同規則第25条に規定する歳入歳出予算科目の新設に関すること。</p> <p>5 会計コード及び予算科目コードの管理に関すること。</p>	
--	--	--	---	---	--

		繰越の繰越承認をすること。				
	4 地方譲与税、地方交付税（県分）及び県債に関すること。			1 起債の発行に関すること。 2 普通地方交付税の算定に用いる資料の提出に関すること。 3 特別地方交付税の算定に用いる資料を提出すること。	1 公募債の消化状況報告に関すること。 2 起債統計報告に関すること。	
	5 財政調整基金、災害基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金及び県債管理基金（以下この項において「基金」という。）の管理に関すること。			1 基金の処分に関すること。 2 基金に属する現金の繰替の運用の決定に関すること。		
	6 全国自治体協議会及び西日本自治体協議会に関すること。	1 協議会規約の制定、改廃に関すること。		1 当せん金付証券の発行計画及び発行許可の申請に	1 協議会との連絡調整に関すること。	

		と。			すること。		
		7 財政事情の公表等に関すること。			1 財政事情の作成及び公表に関すること。 2 地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策を説明する書類の作成に関すること。		
		8 出資団体等の指導に係る調整に関すること。					
文書私学局	県政情報文書課	1 文書に関すること。				1 本庁及び地方出先機関の文書事務の調査及び指導を行うこと。 2 部外者以外の者に対する保存文書の閲覧を承認すること。 3 保存文書を廃棄すること。	

<p>2 県印、知事印、副知事印及び部（公室）長印の保管その他公印に関する事 こと。</p>				<p>1 公印を登録すること。 2 公印の印影の刷り込みを承認すること。</p>		
<p>3 法制に関する指導、審査及び調整に関する事 こと。</p>	<p>1 法令審議会の審議員を任免すること。</p>					
<p>4 法規、政策法務及び訟務に関する事 こと。</p>						
<p>5 公告式及び県公報に関する事 こと。</p>				<p>1 県公報を発行すること。</p>		
<p>6 公益法人制度に係る事務の総括に関する事 こと。</p>						
<p>7 公益認定等審議会に関する事 こと。</p>						
<p>8 他課（センター）の所管に属さない公益法人及び公益信託に関する事 こと。</p>						
<p>9 情報公開に関する事 こと。</p>						
<p>10 個人情報保護に関する事 こと。</p>						

	11 情報公開審査会並びに個人情報保護制度審議会及び個人情報保護審査会に関すること。					
	12 公立大学法人熊本県立大学に関すること。	1 理事長及び監事の任免に関すること。		1 会計監査人の選任に関すること。		
	13 文書私学局長に関すること。					
私学振興課	1 私立学校及び宗教法人に関すること。	1 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条の規定により学校法人の寄附行為を認可すること。 2 学校教育基本法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により私立高等学校の設置、廃止及び設置変更を認可すること。 3 私立		1 私立学校法第45条の規定により学校法人寄附行為の一部変更を認可すること。 2 学校教育法第4条の規定により私立の中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園の設置、廃止及び設置変更を認可すること。 3 同法第130条の規	1 宗教法人の規則変更を認証すること。	

		<p>学校法第50条の規定により学校法人の解散認可又は認定をすること。</p> <p>4 同法第52条の規定により学校法人の併認可をすること。</p> <p>5 同法第62条の規定により学校法人の解散を命ずること。</p> <p>6 学校教育法第136条の規定により私立専修学校又は私立各種学校設置の勧告及び教育の停止を命ずること。</p>			<p>定に基づき、私立専修学校又は私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更を認可をすること。</p> <p>4 私立学校法第26条第2項の規定により学校法人が行益の事業の種類を定め、これを公告すること。</p> <p>5 同法第61条の規定により学校法人が行益の事業の停止を命ずること。</p> <p>6 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づく学校法人の助成に関する</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>こと。</p> <p>7 日本 私立学 校振 興・共 済事業 団に對 する学 校法人 の融資 申込み に對し て副申 を付す ること。 と。</p> <p>8 宗教 法人の 規則を 認証す ること。 と。</p> <p>9 宗教 法人の 合併及 び解散 を認証 すること。 と。</p>				
		2 私立学 校審議 会に關 すること。							
総務 税務局	総務 事務セ ンター	1 総務事 務の集 中處理 に關す ること。							
		2 職員 （熊本 県選舉 管理委 員会、 熊本 県人事 委員會 、熊本 県事務 局、熊 本 県監事 委員會 、熊本 県査事 務局、 熊本 県労働 委員會 、熊本 県事務 局、熊 本 県有明 海區漁 業委員 會及				1 扶養 親族に 係る届 出の處 理をす ること。 と。 <p>2 通勤 手当、 住居手 当、住 居手当 、单身 赴任手 当及び 特勤手 當に關 する決 定に</p>			

<p>草不知火 海区漁業 調整委員 会並びに 熊本県教 育委員会 の事務局 及び学校 以外の教 育機関の 職員を含 む。)の集 給与の集 中処理に 関すること。</p>				<p>関すること。 3 年未 調整に 係る申 告書等 の審査 に關す ること。</p>		
<p>3 熊本県 選挙管理 委員会、 熊本県人 事委員 会、熊本 県監査委 員、熊本 県労働委 員会、熊 本県有明 海区漁業 調整委員 会、天草 不知火海 区漁業調 整委員 会、熊本 県内水面 漁場管理 委員会、 熊本県収 用委員会 及び熊本 県教育委 員会の委 員報酬の 年末調整 に係る申 告書等の 審査の集 中処理に 関すること。</p>				<p>1 年未 調整に 係る申 告書等 の審査 に關す ること。</p>		
<p>4 旅費の 計算に 關す こと。</p>						
<p>5 旅費事</p>				<p>1 旅費</p>		



<p>務に係る電子計算組織を利用して行う旅行申請に係る旅費額の確認事務等旅費（熊本県選挙管理委員会、熊本県人事事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会、天草海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会及び熊本県収用委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校の教員以外の関係するものを含む。）事務の集中処理のこと。</p>				<p>事務に係る電子計算組織で作成された電磁的記録により処理される支出命令に関すること。 2 熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）第31条第3項の規定による旅費の調整（同項の規定の例によるものを含む。）に関すること。</p>		
<p>6 職員（熊本県選挙管理委員会、熊本県人事事務局、熊本県</p>						

<p>査委員事 務局、熊 本県労働 委員会事 務局、熊 本県有明 海区漁業 調整委員 会、天草 不知火海 区漁業調 整委員会 及び熊本 県内水面 漁場管理 委員会並 びに熊本 県教育委 員会及び 学校以外 の教育機 関の職員 を含む。)の 自家用車 による出 張に関する 取扱要領 (任命権 者が知事 に協議し て定める ものに限 る。)に基 づく自家 用車の登 録に係る 事務の集 中処理に 関すること。</p>						
<p>7 地方公 務員法第 22条第2 項の規定 に基づき 、任用さ れた臨時 職員(職員 の産前休 暇及び産 後休暇に 伴う代替</p>				<p>1 賃金 及び報酬 の支払に 関すること。 2 賃金 及び報酬 に係る年 末調整並 びに源泉 徴収</p>		

<p>時職員 （以下 「産前産 後代替臨 時職員」 という。） を除く。） 又は地方 公務員法 第3条第3 項第3号 の規定に より任用 された非 常勤職員 （いづれ も熊本県 選挙管理 委員会、 熊本県人 事委員会 事務局、 熊本県監 査委員事 務局及び 熊本県労 働委員会 事務局並 びに熊本 県教育委 員会事務 局及び学 校以外機 関に任用 された者 を含み、 熊本県内 所在公署 以外の公 署に勤務 する者を 除く。） の賃金又 は報酬並 びに社会 保険及び 労働保険 の集中処 理に關す ること。</p>				<p>票の発行に關すること。 3 社会保険資格の喪失等の手続及び保険料の支払に關すること。 4 雇用保険資格の喪失等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に關すること。</p>		
<p>8 地方公務員法第22条第2項の規定</p>				<p>1 社会保険資格の喪失等の</p>		

<p>に基づき、任用された臨時職員（産前産後代替臨時職員に限る。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、任用された臨時職員（いずれも熊本県選挙管理委員会、熊本県人事事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会並びに熊本県教育委員会事務局及び学校以外教育機関に任用された者を含み、熊本県内署以外に勤務する者を除く。）の社会保険及び労働保険の集中処理に</p>				<p>手続及び保険料の支払に関すること。 2 雇用保険資格の喪失等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>9 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定に基づき、任用された再任用職員（熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校及び以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。）の社会保険及び雇用保険の集中処理に関すること。</p>				<p>1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>10 職員の児童手当に関すること。</p>				<p>1 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 7 条第 1 項、第 8 条、第 14 条及び第 17 条の規定に基づ</p>		

					<p>く児童手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。</p> <p>2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等届出を処理すること。</p> <p>3 同法第29条の規定に基づく報告をすること。</p>		
	11 職員の子ども手当に関すること。				<p>1 子ども手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。</p> <p>2 子ども手当に係る届出等届出の処理をすること。</p> <p>3 子ども手当の支給状況に係る報告をすること。</p>		
	12 職員厚生室に関すること。						

	(1) 職員の健康支援にすること。		1 職員の心とからだの健康づくり等指針等を策定すること。	1 職員の健康等管理の推進にすること。	1 職員の心身に係る予防、相談に関すること。 2 職員の健康づくりに関する研修を計画し、実施すること。 3 サポート調整会に関すること。		
	(2) 職員の福利厚生に関すること。	1 厚生施設を設置すること。		1 職員の厚生及び保体健事業を企画すること。	1 職員の厚生及び保体健事業を実施すること。 2 厚生施設を管理運営すること。		
	(3) 職員の共済事業及び恩給に関すること。			1 恩給を裁定し、支給すること。			
	13 総務税務局長に関すること。						
管財課	1 県庁舎及び県庁附属宿舍の維持管理に関すること。	1 行政財産の目的外使用の許可（政策審議監及び部		1 行政財産の目的外使用のうち軽易なものへの許可をす	1 行政財産の目的外使用のうち電柱敷地としての使		

		内局長 専決事 項に該 当する ものを 除く。)を すること。		ること。 2 事務 室の使 用の決 定をす ること。 3 代用 宿舎借 上契約 をす ること。	用等の 軽易な 使用の 許可を すること。 2 宿舎 の入退 居の許 可をす ること。 3 会議 室の使 用の許 可をす ること。 4 職員 駐車場 の使用 の許可 をす ること。 5 火気 物品等 の使用 の許可 をす ること。		
	2 県庁舎 及び県庁 附属宿舎 の電気及 び機械の 設備の管 理に關す ること。				1 電話 の新設 及び移 転をす ること。		
	3 県庁舎 の保全及 び秩序の 維持に關 すること。		1 熊本 県庁舎 等管理 規則 (昭和 42年熊 本県規 則第4 号)第9 条の規 定に基 づく許 可に關 すること。 2 同規 則第10 条の規 定に基				



		づく違 反等 対する 措置に 関する こと。				
	4 乗用自 動車の集 中管理に 関するこ と。				1 庁用 自動車の配 車に 関する こと。	
	5 資産活 用推進室 に 関する こと。					
	(1) 県有 財産の 総括に 関する こと。	1 公有 財産再 評価に 関する 基準を 決定す ること。 2 用地 等価格 評価に 関する 基準を 決定す ること。 3 出先 庁舎及 び本庁 附属宿 舎の建 設を決 定する こと。 4 県有 財産事 務運 営の基 本的事 項を決 定する こと。	1 財産 台帳整 備に 関する 方針を 決定す ること。 2 公有 財産評 価に 関する 運用 方針を 決定す ること。 3 公有 財産の 実態調 査に 関する 方針を 決定す ること。		1 公有 財産再 評価調 書の審 査及び 修正の 決定を するこ と。 2 公社 債の償 還請求 をする こと。 3 県有 財産表 を作成 するこ と。 4 公有 財産の 状況に 関する 資料又 は報告 を求め ること。	
	(2) 普通 財産の 管 理及 び処 分に 関す	1 評価 額7,00 0万円 以上の 不動産 を処分 するこ と。	1 評価 額1,00 0万円 以上7, 000万 円未 満の 不動産 を処	1 普通 財産の 貸付け をする こと。	1 普通 財産の 境界を 確認す ること。 2 普通 財産の 一時貸	

				付及び普通財産の貸付けのうち電柱類敷地としての貸付け等軽易な貸付けをすること。 3 評価額1,000万円未満の不動産を処分すること。		
	ること。		分すること。			
	(3) 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。			1 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。		
	(4) 県有建物の災害共済の委託に関すること。			1 県有建物の火災共済委託に関すること。	1 県有建物の火災共済追加委託及び一部解除に関すること。	
	(5) 財産審議会に関すること。					

<p>税務課</p>	<p>1 県税に関すること。</p>	<p>1 熊本県条例（昭和 29 年条例第 28 号）第 25 条の規定に基づく県税の課税の免除をすること（政策審議監及び部内局長専決事項に該当するもの並びに熊本県税特別措置条例（昭和 39 年熊本県条例第 5 号）の規定による課税免除及び不均一課税を除く。）。</p>		<p>1 熊本県条例第 25 条の規定に基づく県税の課税の免除（収益事業を行わない特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に特定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税均等割に関するものに限る。）をすること。                  2 県税の減免処分を取り消すこと。                  3 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 19 条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に</p>	<p>1 地方税法第 19 条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に関する処分についての不服申立てのうち、事実の認定又は法令の適用に係る不服申立てであつて、当該処分が明らか又は不当と認められるものに対する決定又は裁決をすること。</p>		
------------	--------------------	---	--	---	---	--	--

する処分（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第18条の規定により地方税法に基づく処分とみなされる地方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。）についての不服申立てのうち極めて重大又は異例なもの以外のものに対する決定又は裁決をすること。

4 地方税法第742条第1項及び第3項並びに第743条第1項の規定に基づき、県

				<p>が固定税を課する場の償却の資産及び価格等の決定をすること。                      5 通告処分を行う場合の合議に対する承認すること。</p>			
	2 地方法人特別税に関する事（収入調定及び国への払込みに関する事に限る。）。						
	3 税理士に関する事。			1 税理士法（昭和26年法律第237号）第23条の規定により同法第4条及び第24条の規定による欠格条項又は登録拒否事由に該当する事実の認定及び通知をすること。			

		4 ふるさとくまもと応援寄附金に関すること。				1 100万円未満の寄附の採納の承諾に関すること。	
		5 熊本県税事務所及び自動車税事務所に関すること。					
市町村局	市町村行政課	1 市町村その他地方公共団体の行政一般に関すること。	1 市町村の廃置分合及び境界変更について議会に提案すること。 2 市町村の廃置分合及び境界変更を決定すること。 3 町村を市とし、村を町とするこについて議会に提案すること。 4 町村を市とし、村を町とすることを決定すること。 5 市町村の境界に関し、争論があるとき	1 市町村の公平委員会事務の受託について議会に提案すること。 2 市町村の公平委員会事務の受託を決定すること。	1 市町村その他地方公共団体の行政に関する指導、助言及び勧告をすること。 2 一部事務組合の規約の変更等を許可すること。 3 市町村の一部事務組合の解散届を受理すること。 4 財産区の監査を実施すること。	1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第1項の規定に基づき、市町村の廃置分合に係る事務の分界を定め、又は承継すべき市町村を指定すること。 2 同令第6条の規定に基づき市町村の境界変更による事務の承継について定めること。 3 地方自治法第252条の17の規	

地方自治法第251条の2の規定による調停に付すること。  
6 市町村の境界が判明でない場合その境界を決定すること。  
7 公有の水面に係る市町村の境界変更を決定すること。  
8 市町村長の臨時代理者を選任すること。  
9 市町村相互間又は市町村機関相互間に紛争があるとき自治紛争処理委員の調停に付すること。  
10 市町村に関する事件について、管理都

定による市町村等の条例の制定又は改廃の報告を受理すること。  
4 同法第296条の5第2項の規定による財産区の財産及び公の施設の処分の協議に關すること。  
5 同法同条第5項の規定による不均一課税又は賦課の許可に關すること。

		<p>道府県知事を定めるための協議を行うこと。</p> <p>11 市町村の事務について、審査請求等に対する裁決、裁定又は審決すること。</p> <p>12 郡の区域の新設、廃止又は変更を決定すること。</p> <p>13 一部事務組合の設立を許可すること。</p> <p>14 市町村が設ける地方開発事業団の設置を認可すること。</p>				
	2 市町村合併推進に関すること。					
	3 市町村の土地開発公社に関すること。	1 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）	1 同法第14条第2項の規定により土地開発公社の定款の変更	1 土地開発公社に関する報告を受理すること。		



			<p>第10条 第2項 の規定 により 市町村 が設立 団体と なる土 地開発 公社の 設立を 認可す ること。 2 同法 第22条 の規定 により 土地開 発公社 の解散 を認可 すること。</p>			<p>を認可 すること。 2 同法 第19条 第2項 により 土地開 発公社 に対し 報告を 求め、 又は指 定した 職員に 土地開 発公社 の事務 所の立 入検査 をさせ ること。 3 同法 同条第 5項の 規定に より土 地開発 公社の 設立団 体、又 はその 長に対 し、そ の業務 につい て命令 その他 必要な 措置を 講ずべ きこと を求め ること。 4 土地 開発公 社の事 業計画 に關す ること。</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

<p>5 行政書士に関すること。</p>			<p>1 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 3 条の規定により行政書士試験を実施すること。 2 同法第 16 条の 2 の規定により行政書士会則定の制定又は変更を認可すること。</p>	<p>1 同法第 13 条第 1 項の規定に基づき、指定した職員に行政書士の事務所立入の検査をさせること。 2 同法第 14 条の規定に基づき、行政書士の業務を停止し、又は業務を禁止し、及びこれらの処分について聴聞を行うこと。 3 同法第 17 条の規定に基づき、行政書士の氏名その他の事項及び法令等の違反について行政書士会から報告を受けると。 4 同法第 18 条の 6 の規定に基づき、</p>		
----------------------	--	--	--	---	--	--

					行政書士会に対し、報告を求め、又はその業務について勸告すること。		
6	自衛隊員の募集に関すること。				<p>1 自衛隊員の募集期間及び試験場所を告示すること。</p> <p>2 自衛隊員募集に関する啓発宣伝計画を策定すること。</p> <p>3 内閣総理大臣の求めに応じて自衛隊募集に関する資料の提出及び必要な報告すること。</p>		
7	地方制度の調査研究に関すること。						
8	地域振興局に関すること。						
9	市町村局長に関すること。						

<p>市町村財政課</p>	<p>1 市町村その他地方公共団体の財政一般に関すること。</p>	<p>1 市町村の財政再生計画を総務大臣に進達すること。 2 市町村の財政再生計画の協議を総務大臣に進達すること。</p>	<p>1 市町村の地方交付税の額及び地方交付金の額の算定の結果を総務大臣に報告すること。</p>	<p>1 市町村その他地方公共団体の財政に関する指導、助言及び勧告をすること。 2 市町村の財政再生計画の変更計画を総務大臣に進達すること。 3 市町村の財政再生計画の変更協議を総務大臣に進達すること。 4 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。 5 市町村の財政再生計画の実施状況を総</p>	<p>1 地方自治法第219条第2項の規定による市町村等算の予算の報告を受理すること。 2 同法第233条第6項の規定による市町村等算の決算の報告を受理すること。 3 市町村から提出された地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する資料その他必要な資料を総務大臣に送付すること。 4 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定にた資料の検査を実施すること。 5 地方財政法（昭和</p>	
---------------	-----------------------------------	---	--	--	--	--

					<p>務大臣に進達すること。</p> <p>6 市町村の財政再生計画完了報告書を総務大臣に進達すること。</p> <p>7 総務大臣が決定し、又は変更した地方交付税の額及び地方特例交付金の額を市町村に通知すること。</p> <p>8 地方交付税及び地方特例交付金の交付時期ごとに交付すべき額を総務大臣に報告し、市町村に通知すること。</p> <p>9 地方交付税及び地方特例交付金の超過交付額を国に</p>	<p>23年法律第109号)第5条の3第1項の規定に基づく地方債の協議について同意をすること及び同法第5条の4第1項の規定に基づく地方債の許可に関すること。</p> <p>6 国有施設等所在市町村助成金交付金の額を市町村長へ通知すること。</p> <p>7 市町村の財務に関する資料を総務大臣に提出すること。</p> <p>8 市町村の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の概要及び健全化判</p>			
--	--	--	--	--	---	---	--	--	--

						<p>還付させること。</p> <p>10 市町村の基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し又は減額すべき錯誤等の額及び市町村の増減収見込額に加算し又は減額すべき錯誤等の額を総務大臣に報告し、市町村に通知すること。</p> <p>11 錯誤により生じた地方交付税又は地方交付金の超過交付分について、返還させるべき額を総務大臣に報告し、及びその返還の方法について市町村</p>	<p>比率等を総務大臣に報告すること。</p> <p>9 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の実施状況の概要及びその旨を総務大臣に報告すること。</p> <p>10 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の完了報告書の概要及びその旨を総務大臣に報告すること。</p> <p>11 市町村の財政再生計画の軽微な変更に同意し、当該協議結果を総務</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

						<p>の意見を聞くこと。 12 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査結果を総務大臣に報告すること。 13 地方債の同意等予定額通知に伴う同意予定額及び許可予定額を決定すること。 14 地方債の起債予定額を総務大臣に提出すること。 15 地方債同意等基準等について通知をすること。 16 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第28条</p>	<p>大臣に報告すること。</p>		
--	--	--	--	--	--	---	-------------------	--	--

第1項  
の規 定  
に基 づ  
き、地  
方公 営  
企 業 法  
第 40 条  
の 3 第 2  
項 に 定  
め る 地  
方公 営  
企 業 の  
経 営 に  
関 す る  
事 項 を  
総 務 大  
臣 に 報  
告 す る  
こ と。

17 同 令  
第 28 条  
第 2 項  
の 規 定  
に 定 め  
る 事 項  
を 総 務  
大 臣 に  
報 告 を  
す る こ  
と。

18 固 定  
資 産 の  
価 格 等  
の 修 正  
に 係 る  
勸 告 を  
行 う こ  
と。

19 固 定  
資 産 の  
評 価 及  
び 価 格  
等 の 配  
分 を 行  
う こ  
と。

20 固 定  
資 産 の  
価 格 等  
の 概 要  
の 調 書  
を 取 り  
ま と め、  
作 成 し、  
送



			付すること。 21 市町村の固定資産平均価額を算定すること。			
	2 市町村振興資金に関すること。	1 熊本市町村振興資金貸付要項第2条の規定により資金の貸付を定めること。	1 同要項第6条の規定により貸付けの内定をすること。 2 同要項第7条の規定により事業の変更、中止又は廃止を承認すること。 3 同要項第8条の規定により貸付けの内定を取り消すこと。 4 同要項第13条の規定による貸付金の全部又は一部の繰上償還に関すること。 5 同要項別表の規定により	1 同要項第10条第1項の規定により貸付けの決定をすること。 2 同要項第10条第2項の規定により資金の借用証書及び請求書を受理すること。 3 同要項第11条の規定により事業実績報告書を受理すること。 4 同要項第12条の規定により借入市町村に対し関係資料の提出を求め、又は実地を検査をすること。		

				知事が特に必要と認め業務及び知事が特に緊急に実施することが必要と認め業務を認定すること。			
	3 固定資産評価審議会に關すること。						
消防保安課	1 消防に關すること。	1 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 29 条の規定による消防施設の強化拡充の助成をすること。 2 同法第 43 条の規定により非常事態の場合において市町村長等に対し、災害防衛の措置に關し、必要な指示をすること。		1 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 8 第 3 項の規定による消防設備士試験を実施すること。 2 消防組織法第 29 条の規定による市町村相互間の連絡協調及び消防職員の交流のあつ旋に關すること。 3 同法第 29 条の規定	1 消防法第 17 条の 7 第 1 項の規定による消防設備士免状を交付すること。 2 同法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による火災気象通報を受け、市町村長に通報すること。 3 消防組織法第 29 条の規定による消防統計及び消防情報に關すること。		

			<p>3 同法第44条の規定により緊急消防援助隊を派遣要請すること。</p>		<p>による指導（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 同法第29条の規定による消防思想の普及宣伝に関すること。</p> <p>5 同法第29条の規定による消防に関する市街地の等級化に関すること（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）。</p> <p>6 同法第38条の規定による勧告、指導及び助言をすること。</p> <p>7 熊本県消防表彰規程（昭</p>	<p>4 同法第29条の規定による消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関すること。</p> <p>5 同法第29条の規定による市町村消防計画の作成の指導を行うこと。</p> <p>6 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の規定による防火管理者講習会を実施すること。</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

			和55年 熊本県 告示第 176号) により 消防職 員、消 防団員 及び消 防機関 等を表 彰する こと。			
	2 危険物の規制に関すること。		1 消防法第11条第1項の規定による危険物の製造所等の設置及び変更を許可すること。 2 同法第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験を実施すること。	1 同法第11条第5項及び第11条の2第1項の規定による危険物の製造所等の完成及び完成前検査をすること。 2 同法第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状を交付すること。		
	3 消防学校に関すること。		1 消防組織法第29条の規定による消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。 2 消防			

			学校学 生の募 集に関 すること。			
	4 電気 (他課所 掌のもの を除 く。)、 ガス及び 鉄砲火薬 類に関す ること。		1 高圧 ガス保 安法 (昭和 26年法 律第 204号) 第20条 第1項 ただし 書の規 定によ り指定 完成検 査機関 の指定 をす ること。 2 同法 第31条 第2項 の規 定によ り製造 保安責 任者及 び販売 主 任者の 試験を 実施す ること。 3 同法 第35条 第1項 第1号 の規 定によ り指定 保安検 査機関 の指定 をす ること。 4 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の	1 高圧 ガス保 安法の 規定に よる高 圧ガス の製造 又は貯 蔵所の 設置の 許可を す ること。 2 同法 の規定 による 完成検 査、保安 検査又 は輸入 高圧ガ スの検 査を行 うこと。 3 同法 の規定 により 製造保 安責任 者又は 販売主 任者の 免状を 交付す ること。 4 同法 第39条 の規定 による 緊急措 置をす ること。 5 同法 第62条 の規定 による 立入検 査をす ること。 6 液化		

					<p>適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の5の規定により液化石油ガス設備士の試験を実施すること。</p> <p>5 同法第50条の規定により容器検査所の登録をすること。</p> <p>6 武器等製造法（昭和28年法律第145号）の規定による猟銃等の製造及び販売事業の許可をすること。</p> <p>7 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による信号焰管、信号火せん及び煙火の</p>	<p>石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の規定による販売事業の登録をすること。</p> <p>7 同法の規定による保安機関又は液化石油ガス販売事業者の認定をすること。</p> <p>8 同法第35条第1項の規定による保安業務規程の認可をすること。</p> <p>9 同法の規定による貯蔵施設等の設置又は充てん設備の許可をすること。</p> <p>10 同法の規定により完成検査及び保定検査を行</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>製造、産業、娯楽、スポーツ及び救命の用に供する火工品の製造並びに火薬類の販売営業の許可をすること。</p> <p>8 同法第31条の規定により丙種火薬類製造保安責任者及び火薬取扱保安責任者の試験を実施すること。</p> <p>9 電気事業法（昭和39年法律第170号）第63条の規定による裁定に關すること。</p>	<p>い、検査証を交付すること。</p> <p>11 同法第38条の4の規定による液化石油ガス設備士免状を交付すること。</p> <p>12 同法第83条の規定による立入検査をすること。</p> <p>13 火薬類取締法の規定による完成検査又は保安検査を行うこと。</p> <p>14 同法による危害予防規程及び保安教育計画の認可をすること。</p> <p>15 同法第45条の規定による措置をすること。</p> <p>16 同法第45条の21の</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						<p>規定による立入検査をすること。</p> <p>17 同法の規定による火薬類の譲受、譲渡、消費、廃棄及び輸入の許可をすること。</p> <p>18 同法の規定による火薬庫の設置許可及び火薬類の貯蔵に係る指示をすること。</p> <p>19 同法第31条の規定により保安責任者免状を交付すること。</p> <p>20 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第45条及び第46条の規定による電気用品事業者の立入検</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--



							<p>査等をするこ と。</p> <p>21 ガス 事業法 (昭和 29年法 律第51 号)第 46条及 び第47 条の規 定によ るガス 用品販 売事業 店の取 締りを すること。</p> <p>22 電気 工事業 の業務 の適正 化に関 する法 律(昭 和45年 法律第 96号) の規定 による 電気工 事業者 の登録 をす ること。</p> <p>23 電気 工事士 法(昭 和35年 法律第 139号) 第4条 第2項 の規定 により 電気工 事士免 状を交 付す ること。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

企画振興部	企画課	1 県の政策及び施策の総合的な企画、総合調整及び調査研究に關すること。						
		2 県総合計画の策定、進行管理及び政策評価に關すること。						
		3 知事会等に關すること。						
		4 地方分権に關すること。						
		5 東京事務所に關すること。						
		6 企画振興部長室に關すること。						
地域・文化振興局	地域振興課	1 地域の振興に係る施策の企画、総合調整及び推進に關すること。						
		2 過疎地域の振興その他地域開発の調査、企画及び調整に關すること。						
		3 離島振興、半島振興及び山村振興の調査、企画及び調整に關すること。						

<p>4 土地基本法（平成元年法律第84号）の施行に関すること。</p>						
<p>5 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第7条の規定に基づく国土利用計画（県計画）を策定すること。                  2 同法第9条の規定に基づく土地利用基本計画を策定すること。                  3 同法第27条の3の規定に基づく注視区域及び同法第27条の6の規定に基づく監視区域の指定等を行うこと。</p>		<p>1 同法第27条の2の規定に基づく助言を行うこと。                  2 同法第28条の規定に基づく遊休土地である旨の通知を行うこと。</p>			
<p>6 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第41条の規定に基づく不動産業者に対する監督処分をす</p>			

			ること。 2 同法第24条の規定に基づく不動産鑑定業者の登録をすること。			
			7 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく土地分類調査に関すること。			
			8 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。			
			9 熊本市圏の振興に係る施策の調整に関すること。			
			10 熊本市圏整備に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。			
			11 新幹線元年戦略推進室に関すること。			
			(1) 新幹線元年戦略に係る施策の			

		企画、調整及び推進に関すること。						
		12 地域・文化振興局長に関すること。						
文化企画課	1	文化行政の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	2	文化関係団体に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。						
	3	県立劇場に関すること。						
	4	文化・世界遺産推進室に関すること。						
		(1) くまもと文化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
		(2) 世界遺産登録推進に関すること。						
	川辺川ダム総合対策課	1	川辺川ダムに係る総合的な対策の企画及び					

		調整に関する こと。					
		2 球磨川 流域の環 境保全・ 改善対策 等に係る 総合調整 に関する こと。					
		3 五木・ 相良地域 振興計画 の推進に 係る総合 調整に関 すること。					
交通政策 課 交通政策・ 情報局	1 総合交 通対策に 関すること。				1 熊本 県高齢 者、障 害者等 の自立 と社会 的活動 への参 加の促 進に関 する条 例（平 成7年 熊本 県条例 第16 号）第 27条 第2項 の規定 に基づ き、必 要な指 導及び 助言を すること。		
	2 交通結 節拠点の 開発促進 に関する こと。						
	3 高速自 動車道の 建設促進 及び連絡 調整に関 すること						

		(道路整備課の分掌事務に係るものを除く。)					
		4 鉄道及び地方バスの整備促進に関すること。					
		5 熊本空港の拡充整備に関すること。					
		6 航空路線の振興に関すること。					
		7 九州新幹線の建設促進に伴い、九州旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線の鉄道輸送の確保対策に関すること。					
		8 交通政策・情報局長に関すること。					
	情報企画課	1 高度情報化社会に対応する施策の企画、調整及び推進に関すること。					
		2 行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					

	<p>統計調査課</p>	<p>1 統計法（平成19年法律第53号）及び熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）に基づく調査（他課所掌のものを除く。）に関すること。</p>	<p>1 同条例に基づく統計調査を指定すること。</p>		<p>1 同条例に基づく統計調査の実施の要綱を決定すること。 2 同条例に基づく統計調査の結果の公表を行うこと。 3 同法及び同条例に基づく調査区の設定を行うこと。</p>	<p>1 同法に基づく統計調査、同条例に基づく統計調査、その他の統計調査の実施の計画をすること。 2 同法及び同条例に基づく調査員の任免を行うこと。 3 同法に基づく統計調査の月例報告及び四半期報告をすること。 4 統計鑑等の編さん及び各種統計資料を配布すること。</p>		
		<p>2 県勢の調査に関すること。</p>						
<p>健康福祉部</p>	<p>健康福祉政策課</p>	<p>1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						



		2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。						
		3 社会福祉審議会に関すること。						
		4 保健、福祉の情報企画に関すること。						
		5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。						
		6 災害救助に関すること。			1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第7条第1項及び第9条の規定による費用の負担の決定並びに同法第11条第1項の規定による貸付の決定をすること。			

<p>7 福祉の まちづく り室に関 すること。</p>						
<p>(1) 地 域福祉 の推進 に関す ること。</p>						
<p>(2) 社 会福祉 法（昭 和26年 法律第 45号） の施行 に関す ること （他課 の分掌 事務に 係るも のを除 く。）。</p>		<p>1 同法 第32条 の規定 による 社会福 祉法人 の設立 の認可 をす ること。 2 同法 第39条 の3及び 第39条 の4の規 定によ り仮理 事又は 特別代 理人を 選任す ること。 3 同法 第56条 第3項の 規定に よる社 会福祉 法人の 業務停 止を命 じ、又 は役員 の解職 を勧告 すこと。 4 同法 第56条 第4項の 規定に よる社 会福祉 法人の 解散を</p>	<p>1 同法 第20条 の規定 による 指導監 督に関 すること。 2 同法 第56条 第1項 の規定 による 社会福 祉法人 の業務 の検査 等を行 うこと。 3 同法 第56条 第2項 の規定 による 社会福 祉法人 に対す る措置 命令を 行うこ と。 4 同法 第58条 の規定 による 社会福 祉法人 に対す る助成 を行 い、そ の結果 を監督</p>	<p>1 同法 第21条 の規定 による 関係職 員の訓 練に関 すること。</p>		

			命ずること。 5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。 6 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。	すること。 5 同法第71条の規定による社会福祉施設に関し必要な措置を命ずること。			
		(3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の企画及び調整に関すること。					
		(4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。					

		(5) 民生委員に関すること。					
		(6) 地域福祉基金に関すること。					
		8 健康福祉部長室に関すること。					
健康危機管理課		1 健康危機管理に関すること。					
		2 感染症に関すること。		1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 31 条第 1 項の規定により生活の用に供される水の使用若しくは給水を制限し、又は禁止を命ずること。 2 同法第 32 条第 1 項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止す		1 同法第 14 条第 1 項の規定により指定届出機関を指定し、同条第 5 項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。 2 同法第 21 条の規定により患者を移送すること。 3 同法第 38 条第 2 項の規定により第一種感染症指定医療機関、第二種感	

ること  
及び同  
条第2項  
の規定  
による  
感染症  
のまん  
延防止  
のため  
に必要  
な措置  
を講ず  
ること。  
3 同法  
第33条  
の規定  
により  
交通を  
制限し、  
又は遮  
断する  
こと。  
4 同法  
第50条  
第1項の  
規定に  
より同  
法第27  
条から  
同法第  
33条ま  
で及び  
同法第  
35条第  
1項に規  
定する  
措置を  
実施し、  
又は実  
施させ  
ること。

染症指  
定医療  
機関及  
び結核  
指定医  
療機関  
を指定  
すること  
並びに  
同条第  
9項の規  
定により  
指定を消  
取り消  
すこと。  
4 同法  
第40条  
第2項  
の規定  
により  
費用を  
支払う  
こと及  
び同条  
第3項  
の規定  
により  
診療報  
酬の額  
の決定  
をす  
ること。  
5 同法  
第43条  
の規定  
により  
報告を  
求め、  
検査を  
させ  
ること  
及び  
診療報  
酬の支  
払いの  
一時差  
し止め  
に關す  
ること。  
6 同法  
第45条  
第1項  
の規  
定

により健康診断を勧告し、同条第2項の規定により健康診断を行わせること。

7 同法第46条第1項の規定により入院を勧告し、同条第2項及び第3項の規定により入院させ、同条第4項の規定により入院の期間を延長すること。

8 同法第47条の規定により新感染症の所見がある者を移送すること。

9 同法第48条第4項の規定により新感染症に係る確認を

			<p>こと。</p> <p>10 同法第53条の2第3項の規定により保健所を設置する市の健康診断について指示すること。</p> <p>11 同法第53条の13の規定により精密検査を行うため医療機関と委託契約を締結すること。</p>			
	3 予防接種に関すること。		1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による定期予防接種の指示をすること。	1 同法第6条の規定により臨時予防接種を実施し、又は市町村長に接種の指示をすること。		
	4 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。					

		<p>5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）に基づく事務に係る調整等に関すること。</p>						
		<p>6 食品衛生に関すること。</p>		<p>1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第25条の規定により製品検査をすること。 2 同法第58条の規定により食中毒患者等の報告をすること。</p>		<p>1 食品衛生監視員等関係法令に定める身分を証する証票を発行すること。</p>		
		<p>7 ふぐ取締に関すること。</p>		<p>1 熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条の規定によりふぐ処理師試験を実施する</p>		<p>1 同条例第5条の規定によりふぐ処理師の免許を与えること。 2 同条例第7条の規定により免許証の書換</p>		



			<p>こと。</p> <p>2 同条 例第13 条の規 定によ りふぐ 処理師 の免許 又は登 録を取 り消す こと。</p>	<p>えをす ること。 3 同条 例第9 条の規 定によ りふぐ 処理所 を登録 し、又 は第1 0条の 規定に より登 録証を 交付す ること。</p>	
	<p>8 製菓衛 生師に 関する こと。</p>		<p>1 製菓 衛生師 法（昭 和41年 法律第 115号） 第4条 の規定 により 製菓衛 生師試 験を実 施する こと。</p> <p>2 同法 第7条 の規定 により 製菓衛 生師を 登録す ること。</p> <p>3 同法 第8条 の規定 により 免許を 取り消 すこと。</p>	<p>1 同法 第3条 の規定 により 製菓衛 生師の 免許を 与える こと。</p> <p>2 製菓 衛生師 法施行 令（昭 和41年 政令第 387号） 第3条 の規定 による 名簿の 訂正又 は同令 第5条 の規定 による 免許証 の書換 交付を すること。</p> <p>3 同令 第4条 の規定 により 製菓衛 生師の 登録を 取り消 すこと。</p> <p>4 同令</p>	

					第6条の規定により免許証を再交付すること。	
	9 と畜場及び化製場等に関すること。		<p>1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条の規定によりと畜場の設置を許可すること。</p> <p>2 同法第18条の規定によりと畜場の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条の規定による死亡獣畜取扱場の設置を許可すること。</p> <p>4 同法第7条の規定により死亡獣畜取扱場の設置の許可を取り消すこと。</p>			

		<p>10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關すること。</p>		<p>1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定により食鳥処理の事業(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。)の許可をすること。 2 同法第8条の規定により許可を取消し、又は期間を定めて事業(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。)の全部若しくは一部の停止を命ずること。 3 同法第9条の規定により施</p>	<p>1 同法第3条の規定により食鳥処理の事業(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理に限る。)の許可をすること。 2 同法第6条第1項の規定により食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。 3 同法第8条の規定により許可を取消し、又は期間を定めて事業(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理に限る。)の全部若しくは一部の停止を命ず</p>	<p>1 同法第6条第3項の規定による同法第4条第1号から第3号までに掲げる事項の変更届を受理すること。 2 同法第7条第2項の規定による承継の届出を受理すること。 3 同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置の届出又は変更の届出を受理すること。 4 同法第14条の規定による休廃止等の届出を受理すること。 5 同法第16条第1項及び第2項の規定により確認規定又は</p>		
--	--	-----------------------------------	--	---	---	---	--	--

				<p>設(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に係る施設を除く。)の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第21条第1項の規定による指査機関に食鳥検査を委任すること。</p>	<p>ること。</p> <p>4 同法第9条の規定により施設(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に係る施設に限る。)の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>5 同法第13条の規定により食鳥処理者</p>	<p>その変更の認定をすること。</p> <p>6 同法第16条第7項の規定により確認の状況の報告を受理すること。</p> <p>7 同法第16条第8項の規定により確認の廃止の届出を受理し、その効力を失う日定め</p>			
--	--	--	--	---	--	---	--	--	--

			<p>し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。          6 同法第16条第6項の規定により認定小規模食鳥処理事業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。          7 同法第39条の規定により食鳥検査等を実施する職員を指定を行うこと。</p>		
11 狂犬病の予防に関すること。		<p>1 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第10条の規定により狂犬病発生時必要と認められた場合のけい留命令をすること。          2 同法第13条の規定</p>	<p>1 同法第18条の規定によりけい留されていない犬を抑留すること。          2 犬捕獲人の指定に関すること。</p>		

			<p>による臨時の予防注射の実施に関すること。</p> <p>3 同法第15条の規定により狂犬病発生時における移動を制限すること。</p> <p>4 同法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を棄殺すること。</p> <p>5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。</p>			
	12 動物の愛護及び管理に関すること。			<p>1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第4条の規定による動物愛護週間の実施に関すること。</p>	<p>1 同法第18条の規定による犬及びねこの引取りに関すること。</p> <p>2 同法第19条の規定による負傷動物等の収容に関すること。</p>	

		13 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関すること。						
長寿社会局	高齢者支援課	1 高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。						
		2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関すること。	1 同法第15条第4項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。 2 同法第16条第3項の規定による社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止、入所定員の増減の認可に関すること。 3 同法第19条第1項の規定による養護老人	1 同法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター及び同条第2項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る立入り検査等を行うこと。 2 同法第18条第2第2	1 同法第6条の2第2項の規定に基づき、市町村へ助言を行うこと。 2 同法第29条第7項の規定に基づき、有料老人ホームの運営等に関して報告を求め、又は職員による質問、検査を行うこと。	1 同法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出を受けること。 2 同法第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業の変更の届出を受けること。 3 同法第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受けること。 4 同法	課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）	

			<p>ホーム又は特別養老ホーム施設設備の運営改善若しくはその停止若しくは廃止、又は認可を取り消すこと。</p>	<p>項の規定による老人居宅生活支援事業又はデイサービスセンター、老人短期施設若しくは老人介護センターの事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>3 同法第29条第9項の規定による有料老人ホームの改善に必要措置を命ずること。</p>		<p>第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期施設又は老人介護センターの設置の届出受理すること。</p> <p>5 同法第15条第3項の規定による養老ホーム又は特別養老ホームの設置の届出受理すること。</p> <p>6 同法第15条の2の規定により変更の届出受理すること。</p> <p>7 同法第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター、老</p>	
--	--	--	---	---	--	---	--



						<p>人短期 入所施 設又は 老人介 護支援 センター の廃止 又は休 止の届 出を受 理する こと。</p> <p>8 同法 第16条 第2項 の規定 による 養護老 人ホーム 又は特 別養護 老人ホ ームの 廃止、 休止、 定員増 減の届 出を受 理する こと。</p> <p>9 同法 第29条 第1項、 第2項 及び第 3項の 規定に よる有 料老人 ホーム の設置 等の届 出を受 理する こと。</p>				
3	社会福 祉法の施 行に関す ること (老人福 祉法に規 定する老	1	同法 第32条 の規定 による 社会福 祉法人 の設立	1	同法 第20条 の規定 による 指定監 督に関 するこ	1	同法 第21条 の規定 による 関係職 員の訓 練に関	1	同法 第59条 第1項 の規定 による 社会福 祉法人	課 長 補 佐 ( 業 務

<p>人福祉施設を経営する事業等に関することに限る。)</p>		<p>の認可をすること。  2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。  3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。  4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。  5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。  6 同法第62条第2項の</p>	<p>と。  2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務検査を行うこと。  3 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置を命ずる命令を行うこと。  4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。  5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設の変更を許可すること。  6 同法第71条の規定による</p>	<p>すること。  2 同法第70条の規定に基づき、社会福祉事業を営む者に対する調査等を行うこと。</p>	<p>の事業等報告を受けること。  2 同法第62条第1項及び第63条第1項の規定による社会福祉施設設置届出を受けること。  3 同法第64条の規定による社会福祉施設設置の廃止の届出を受けること。</p>	<p>の担当を命ぜられた者を除く。)</p>
---------------------------------	--	---	--	---	--	------------------------

		<p>規定による施設設置の許可をすること。 7 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。</p>	<p>社会福祉施設に必要措置を命ずること。</p>			
	4 高齢者の生きがい及び生活支援に関すること。					
	5 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。）。	<p>1 同法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可をすること。 2 同法第92条、第104条及び第114条の規定による介護老人福祉施設等の許可の取消し又は効力の停止に関すること。 3 同法第115条</p>	<p>1 同法第76条の2、第83条の2、第91条の2、第103条、第113条の2及び第115条の8の規定による指定居宅サービス事業者等に対する業務運営の基準遵守勧告又は改善命令をすること。 2 同法第77</p>	<p>1 同法第24条の規定による報告若しくは記録の提示等を命じ、又は職員に質問させること。 2 同法第70条、第79条、第86条、第107条及び第115条の2の規定による指定居宅サービス事業者等を指定すること。 3 同法</p>	<p>1 同法第75条、第82条、第89条、第111条及び第115条の5の規定による指定居宅サービス事業者等の指定事項に係る変更等の届出に関すること。 2 同法第99条の規定による介護老人保健施設の</p>	<p>課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）</p>

				<p>の35第6項の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等に関すること。</p> <p>3 同法第94条第2項の規定による介護老人福祉施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項の変更許可をすること。</p> <p>4 同法第101条の規定による介護老人保健施設に対する施設整備の改善命令をすること。</p> <p>5 同法第102条の規定による介護</p>	<p>条、第84条及び第115条の9の規定による指定居宅サービス事業所等の指定の取消し又は効力の停止に関すること。</p> <p>3 同法第94条第2項の規定による介護老人福祉施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項の変更許可をすること。</p> <p>4 同法第101条の規定による介護老人保健施設に対する施設整備の改善命令をすること。</p> <p>5 同法第102条の規定による介護</p>	<p>第70条の2、第79条の2、第86条の2、第107条の2及び第115条の10の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新をすること。</p> <p>4 同法第75条の2、第78条の6第2項、第82条の2、第89条の2、第99条の2、第111条の2、第115条の6及び第115条の26第2項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する連絡調整及び助言等の支援をすること。</p> <p>5 同法第76条、第83条、第90条、第112条及び第115条の</p>	<p>変更の届出に関すること。</p> <p>3 同法第115条の32第2項の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出を受理すること。</p> <p>4 同法第115条の32第3項の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理体制整備に関する変更届出を受理すること。</p>	
--	--	--	--	---	--	---	---	--

						<p>老人保健施設の管理者の更命令に関すること。  6 同法第115条の36の規定による指定調査機関を指定すること。  7 同法第115条の41の規定による指定調査機関の休止又は廃止を許可すること。  8 同法第115条の42の規定による指定情報公表センターを指定すること。</p>	<p>7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告、質問又は検査等に関すること。  6 同法第78条の2の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の届出の受理及び市町村長への助言又は勧告をすること。  7 同法第91条及び第113条の規定による指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定の辞退に関すること。  8 同法第94条の2の規定による介護</p>		
--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

					老人保健施設の開設の許可の更新をすること。 9 同法第95条の規定による介護老人保健施設の管理者を承認すること。 10 同法第100条の規定による介護老人保健施設に対する質問、検査等に関すること。 11 同法第115条の33の規定による指定居宅サービス事業者の業務管理体制の整備に関して立入り検査等を行うこと。 12 同法第115条の35第1項から第3項の		
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>規定による介護サービス情報の調査、公表すること。</p> <p>13 同法第115条第35項第4項の規定による介護サービス事業者に対して情報報告の報告等を命ぜらるること。</p> <p>14 同法第115条第35項及び第7項の規定による市町村長へ通知すること。</p> <p>15 同法第115条第40項の規定による指定調査機関に対する立入り検査等を行うこと。</p>		
		6	その他介護保険の推進に関すること（認知症対策・				

		地域ケア推進課が所掌する事務を除く。)					
		7 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事（高齢者の福祉に関する事に限る。)					
		8 長寿社会局長に関する事					
認知症対策・地域ケア推進課		1 認知症対策に関する事					
		2 地域ケア体制の構築に関する事					
		3 地域支援事業及び地域包括支援センターに関する事					
		4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関する事					



5 介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。						
6 介護保険審査会に関すること。						
7 介護支援専門員に関すること。			<p>1 同法第69条の38第2項の規定による介護支援専門員に指示をし、研修を命ずること。</p> <p>2 同法第69条の38第3項の規定による介護支援専門員としての業務を行うことを禁止すること。</p> <p>3 同法第69条の39の規定による介護支援専門員の登録を消除すること。</p>	<p>1 同法第69条の2及び第69条の3の規定による介護支援専門員の登録及び登録の移転を行うこと。</p> <p>2 同法第69条の38第1項の規定による介護支援専門員に報告を求めること。</p>	<p>1 同法第69条の4の規定による介護支援専門員の登録の事項の変更の届出を受けると。</p>	課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）
8 その他介護保険の推進に関すること。						

	<p>社会 福祉 課</p>	<p>1 生活保 護法（昭 和25年法 律第144 号）の施 行に関す ること。</p>		<p>1 同法 第41条 第3項の 規定に よる保 護施設 の設置 の認可 をす ること。</p>	<p>1 同法 第23条 第1項 の規定 による 事務監 査をす ること。 2 同法 第43条 の規定 による 保護施 設の指 導をす ること。 3 同法 第44条 の規定 による 保護施 設に係 る立入 検査等 をす ること。 4 同法 第51条 （同法 第55条 におい て準用 する場 合を含 む。） の規定 により 指定医 療機関 等の指 定を取 消すこ と。 5 同法 第53条 （同法 第55条 におい て準用 する場 合を含 む。） の規定</p>	<p>1 非指 定医療 機関の 診療報 酬額の 審査決 定に関 すること。 2 同法 第49条 （同法 第55条 におい て準用 する場 合を含 む。）の 規定に より医 療機関 等を指 定す ること。 3 同法 第54条 の2第1 項の規 定によ り介護 機関を 指定す ること。</p>		
--	------------------------	--	--	---	---	---	--	--



				<p>不服申立の受理及び裁決をすること。</p> <p>10 同法第73条第1号、第2号及び第3号による県費負担金の交付をすること。</p>		
		2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。				
		3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。		<p>1 未帰還者の死亡（戦時死亡宣告を含む。）公報発行を決定すること。</p> <p>2 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）による諸給与金の支給を決定すること。</p> <p>3 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法</p>	1 未帰還者の調査研究に関すること。	

				<p>律第7号)による弔慰料の支給を決定すること。</p> <p>4 同法による戦時死亡宣告の審判を申し立てること。</p>		
		<p>4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族援護に関すること。</p>		<p>1 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定による療養給付等を認定すること。</p> <p>2 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)の規定による裁定をすること。</p> <p>3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第</p>	<p>1 恩給法(大正12年法律第48号)による旧軍関係者の恩給請求書の調査及び進達をすること。</p> <p>2 旧陸軍の軍人、準軍人又は旧軍属の履歴の証明書を発行すること。</p> <p>3 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、</p>	

				<p>109号)の規定による裁定をすること。</p> <p>4 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)の規定による裁定をすること。</p> <p>5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)の規定による裁定をすること。</p> <p>6 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位叙勲の進達又は勲章等の交付をすること。</p>	<p>遺族一等時金の請求書の調査又は進達をすること。</p> <p>4 戦没者等の妻に対する特別給付金等国庫債券の担保生業資金貸付又は買上適格者の内定又は内申をすること。</p> <p>5 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳又は戦傷病者乗車券引換証を交付すること。</p> <p>6 受給権調査に關すること。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

		<p>5 引揚者援護に関すること。</p>		<p>1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）等の規定による認定をすること。 2 引揚者援護住宅の管理に関すること。</p>	<p>1 引揚者国庫債券の担保生業資金貸付適格者の内定及び内申をすること。 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付の実施等に関すること。</p>			
		<p>6 社会福祉法の施行に関すること（同法に規定する生計困難者のための事業に関するに限る。）。</p>	<p>1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任す</p>	<p>1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。 3 同法</p>	<p>1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。</p>			

				<p>ること。</p> <p>3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。</p> <p>4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p> <p>6 同法第62条第2項の規定による施設の設置の許可をすること。</p> <p>7 同法第72条の規定による施設の経営を制限、停止し又は</p>	<p>第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置を命ずること。</p> <p>4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。</p> <p>5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設の設置の変更を許可すること。</p> <p>6 同法第71条の規定による社会福祉施設に關し必要な措置を命ずること。</p>			
--	--	--	--	---	---	--	--	--



			許可若しくは認可を取り消すこと。				
		7	社会福祉法人及び社会福祉事業を営む者の施設に係る指導及びその総合調整に関すること。				
		8	介護保険法第90条の規定による報告等に関すること（定期の検査に限る。）。				
		9	介護保険法第24条、第76条、第83条及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること（介護老人福祉施設に隣接する事業所に限る。）。				
		10	障害者自立支援法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業に係る立				

		入検査等に関すること（障害者支援施設に隣接する事業所の定期の検査に限る。）。					
		11 生活困窮者に係る施策の調整に関すること。					
		12 矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。					
子ども・障がい福祉局	子ども未来課	1 少子化対策の推進に関すること。					
		2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法第35条の規定による児童福祉施設の設置の認可等を行うこと。 2 同法第58条の規定による施設の設置認可を取り消すこと。	1 同法第46条の規定による報告の徴収等を行うこと。 2 同法第59条の規定による無認可施設の立入検査等を行うこと。	1 同法第18条の8から第18条の16までの規定による保育士試験に関すること。 2 同法第18条の18から第18条の20までの規定による保育士登録に関すること。		
		3 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規	1 同法第32条の規定による社会福祉法人	1 同法第20条の規定による指導監督に関	1 同法第21条の規定による関係職員		

	<p>定する児童福祉施設（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業に関する。）。</p>		<p>の設立の認可をすること。  2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。  3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。  4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。  5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。  6 同法第72条</p>	<p>すること。  2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務等の検査を行うこと。  3 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置を命ずること。  4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。  5 同法第71条の規定による社会福祉施設に必要な措置を命ずること。</p>	<p>練に関すること。</p>	
--	---	--	--	---	-----------------	--

			の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。				
	4 認定子ども園に関すること。		1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定による認定子ども園を認定すること。 2 同法第10条の規定による認定子ども園の認定を取り消すこと。				
	5 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の施行に関すること（他課の分掌事務に関するものを						

		除く。)							
		6 児童の食生活に関する事。							
		7 母子保健に関する事。			<p>1 未熟児の訪問指導を行うこと。</p> <p>2 慢性疾患児の保健指導を行うこと。</p> <p>3 養育医療の給付を決定すること。</p> <p>4 母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定による母子保健に関する知識の普及に要する費用を負担すること。</p> <p>5 未熟児の養育医療機関を指定すること。</p> <p>6 受胎調節実地指導</p>	<p>1 養育医療実施に伴う自己負担金を徴収すること。</p> <p>2 母子健康センターの運営の指導を行うこと。</p> <p>3 受胎調節実地指導員の指定又は指定証若しくは標識の交付をすること。</p>			

					<p>員講習 会の認 定又は その取 消しを すること。</p>				
		<p>8 育成医療の給付及び療育の給付並びに小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を行うこと。</p>			<p>1 育成医療の給付を決定すること。 2 療育医療の給付を決定すること。 3 小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を決定すること。 4 育成医療に係る医療機関の指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うこと（育成医療単独で行う場合に限る。） 5 小児慢性特定疾患治療研究</p>	<p>1 療育の給付の実施に伴う自己負担金を徴収すること。 2 小児慢性特定疾患対策協議会を開催すること。</p>			

				を医療機関に委託すること。 6 小児慢性特定疾患対策協議会委員を依頼すること。			
		9 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に関すること。					
		10 子ども・障がい福祉局長に関すること。					
子ども家庭福祉課	1 児童の福祉に関すること（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。		1 児童福祉法第35条の規定による児童福祉施設の設置を認可すること。	1 同法第6条の3の規定による里親及び保護受託者の認定をすること。 2 同法第46条の規定による児童福祉施設の最低基準実施を監督すること。 3 熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第	1 同法の規定により設置された児童福祉施設の保護単価又は保育単価の決定をすること。 2 児童保護に必要な物資等の配分をすること。 3 学校及び教護施設取扱規則（昭和33年日本国有鉄道公示第326		

				34号) 第13条の規定による徴収金の減免をすること。	号) 第23条から第27条までの規定による児童福祉施設に対する鉄道運賃割引をすること。		
		2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。		1 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条の規定による貸付金の償還の免除をすること。 2 同法第13条の規定による母子福祉資金及び同法第32条第1項、第2項及び第4項において準用する同法第13条の規定による寡婦福祉資金の貸付け（支出負担行為及び支出命令に	1 同規則第5条の規定による身元保証の締結をすること。		



					<p>る。)並びにその償還(督促状の作成、納入通知書及び督促状の送付を除く。)に関すること。</p> <p>3 同法第14条の規定による母子福祉資金及び同法第32条第3項において準用する同法第14条の規定による寡婦福祉資金の貸付をすること。</p> <p>4 同法第22条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第22条の規定による寡婦日</p>			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					<p>常生活 支援事 業に係 る立入 検査等 をす こと。</p> <p>5 同法 第23条 の規定 による 母子家 庭等日 常生活 支援事 業及び 同法第 33条第 4項に おいて 準用す る同法 第23条 の規定 による 寡婦日 常生活 支援事 業の制 限又は 停止を 命ずる こと。</p> <p>6 熊本 県母子 家庭等 の身元 保証に 関する 条例施 行規則 (昭和 34年熊 本県規 則第32 号)第3 条の規 定によ る保証 の決定 をす こと。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>3 児童扶養手当に関すること。</p>			<p>1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第18条の規定により異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決をすること。</p>	<p>1 同法第6条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定をすること（福祉事務所所掌に係るものを除く。）。</p> <p>2 同法第8条の規定による手当の額の改定をすること（福祉事務所所掌に係るものを除く。）。</p> <p>3 同法第14条及び第15条の規定による手当を支給制限すること。</p> <p>4 同法第28条の規定による届出に関すること（福祉事務所所掌に係るものを除く。）。</p> <p>5 同法</p>		
--	--	------------------------	--	--	---	---	--	--

				第29条及び第30条の規定による受給資格者の調査等に関すること。		
	4 児童手当に関すること。			1 児童手当に係る不服申立ての受理及び裁決に関すること。	1 児童手当支務に関する市町村の指導及び監督をすること。	
	5 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に		1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を勧告す	1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。 3 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。 4 同法第58条の規定	1 同法第21条の規定による関係職員訓練に関すること。	

		<p>規定する 父子家庭 居宅介護 等事業に 関すること に限る。)</p>		<p>ること。 4 同法 第56条 第4項の 規定によ る社会福 祉法人の 解散を命 ずること。 5 同法 第57条 の規定に よる社会 福祉法人 の公益事 業又収益 事業の停 止を命ず ること。 6 同法 第62条 第2項の 規定によ る施設設 置の許可 をすること。 7 同法 第72条 の規定に よる施設 経営を制 限、停止 し又は許 可若しくは 認可を消 取すこと。</p>	<p>による 社会福 祉法人 に対する 助成を 行い、そ の結果を 監督す ること。 5 同法 第63条 第2項 の規定に よる社会 福祉施設 設置の変 更を許可 すること。 6 同法 第71条 の規定に よる社会 福祉施設 に関しな 必要な 措置を命 ずること。</p>			
		<p>6 児童虐 待の防止 に關する こと。</p>						
		<p>7 子ど も・若者 育成支援 に關する こと（他</p>						

		課の分掌事務に関するものを除く。)					
		8 売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関すること。					
		9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。					
		10 児童相談所、清水が丘学園及び女性相談センターに関すること。					
	障がい者支援課	1 障害保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。					
		2 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39条の4の規定によ	1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務	1 同法第21条の規定による関係職員訓練に関すること。		

(昭和25年法律第123号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する社会福祉事業に関するものに限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業若しくは知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設を経営する事業に関するものに限る。)

り仮理事又は特別代理人を選任すること。  
 3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。  
 4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。  
 5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。  
 6 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可を命ずること。  
 7 同法第72条の規定

の検査等を行うこと。  
 3 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置を命ずること。  
 4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。  
 5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設設置の変更を許可すること。  
 6 同法第71条の規定による社会福祉施設に関し必要な措置を命ずること。

			による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。			
	3 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。			1 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第18条の規定による指定医の指定を内申すること。 2 同法第19条の8の規定により指定病院を指定し、又は同法第19条の9第1項の規定によりその指定を取り消すこと。 3 同法第38条の2第3項の規定及び熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法	1 同法第23条から第26条の2までの規定による申請、通報又は届出を受理すること(同法第23条、第24条及び第26条の2の規定による申請、通報又は届出については、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市(以下この項において「政令市」という。)の区域におけるものに限る。)	2 前号の申請、通報又は届出



					<p>律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年熊本県条例第15号）の規定により報告を命ずること。</p> <p>4 改正前の同法第50条の2の4の規定による監督に關すること。</p> <p>5 改正前の同法第50条の2の5の規定による施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずること。</p>	<p>について、同法第27条第1項の規定により指定医に診察を命ずること（政令市の区域におけるものに限る。）。</p> <p>3 同法第28条の規定により前号の規定による命令に係る診察の通知をすること（政令市の区域におけるものに限る。）。</p> <p>4 同法第27条第2項の規定により指定医に診察を命ずること（政令市の区域におけるものに限る。）。</p> <p>5 同法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院措置を</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						<p>すること（同法第29条の2第1項については、政令市域の区域におけるものに限る。）。</p> <p>6 同法第29条の2の2第1項の規定による移送を行うこと（同法第29条の2第1項の規定による入院措置をする場合については、政令市域の区域におけるものに限る。）。</p> <p>7 同法第31条の規定による政令市及び県外に住所を有する者の負担金を徴収すること。</p> <p>8 障害者自立支援法第52条の規定により</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						<p>通院医療費の公費負担を決定すること。</p> <p>9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項から第3項の規定により指定医による診察及び移送を行うこと（政令市の区域におけるものに限る。）。</p> <p>10 同法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付をすること。</p> <p>11 同法第45条第4項の規定により認定を行うこと。</p> <p>12 同法第45条の2第1項の規定による精神</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					障害者 保健福祉 手帳の返 還に関す ること。		
		4 精神保 健福祉審 議会に関 すること。					
		5 障害者 施策推進 協議会に 関すること。					
		6 障害者 自立支援 法の施行 に関すこ と。	1 同法 第50条 第1項の 規定に よる指 定障害 福祉サ ービス 事業者 の指定 の取消 し等 に関す ること。 2 同法 第82条 第1項の 規定に よる障 害福祉 サービ ス事業 等(同法 第5条第 12項に 規定す る障害 者支援 施設に 限る。) の制限 又は停 止を命	1 同法 第54条 第2項 の規定 による 指定自 立支援 医療機 関(精 神通院 医療に 係るも のに限 る。以 下同 じ。)の 指定に 関すこ と。 2 同法 第66条 第1項 の規定 による 自立支 援医療 機関等 に対す る報告 等の提 出等 の命令 又	1 同法 第29条 第1項の 規定に よる指 定障害 福祉サ ービス 事業者 の指定 に関す ること。 2 同法 第46条 第1項の 規定に よる指 定障害 福祉サ ービス 事業者 の変更 の届出 等に関 すること。 3 同法 第48条 第1項の 規定に よる指 定障害 福祉サ		

				<p>ずること。 3 同法第82条第2項の規定による障害福祉サービス事業等(同法第5条第12項に規定する障害者支援施設に限る。)に係る改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。</p>	<p>は検査に関すること。 3 同法第68条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し等に関すること。 4 同法第73条第1項の規定による自立支援医療費等の決定に関すること。 5 同法第82条第1項の規定による障害福祉サービス事業等(同法第5条第12項に規定する障害者支援施設は除く。)の制限又は停止を命ずること。 6 同法第82条</p>	<p>ービス事業者に対する報告等に関すること。 4 同法第64条の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出等に関すること。 5 同法第66条第1項の規定による指定自立支援医療機関に対する報告等に関すること。 6 同法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること。</p>		
--	--	--	--	---	---	--	--	--

				<p>第2項の規定による障害福祉サービス等（障害者支援施設は除く。）に係る改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。 7 同法第97条の規定による審査請求に対する裁決をすること。</p>		
	7 身体障害者福祉法の施行に関すること。		<p>1 同法第40条第1項の規定による身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止を命ずること。 2 同法第41条第1項の規定による身体障害者社会参加支援施設又は養成施設</p>	<p>1 同法第39条の規定による身体障害者生活訓練等事業等は身体障害者社会参加支援施設に係る立入等検査に関すること。</p>		

			の事業の停止又は廃命を命ずること。				
	8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。			1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第29条の規定による請求に対する裁決をすること。			
	9 知的障害者の福祉に関すること。						
	10 心身障害者扶養共済制度に関すること。			1 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）第5条の規定による加入の承認に関すること。 2 同条例第8条の規定による掛金の減免に関すること。	1 同条例第9条の規定による年金の給付の決定及び却下に関すること。 2 同条例第15条の規定による弔慰金の給付に関すること。 3 同条例第15条の2の規定による脱退一時金の給付に關		

					<p>すること。</p> <p>4 心身障害者に対する年金の支給に関すること。</p> <p>5 心身障害者扶養保険約款に基づく保険料の納付に関すること。</p>		
		11 特別児童扶養手当に関すること。		1 特別児童扶養手当の支給に関する法律第29条の規定による異議申立てに対する決定をすること。	<p>1 同法第5条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に関すること（住所が熊本市にある者に限る。）。</p> <p>2 同法第11条及び第12条の規定による手当の支給制限に関すること（住所が熊本市にある者に限る。）。</p> <p>3 同法第16条の規定による手当の</p>		



					<p>額の改定に関すること(住所が熊本にある者に限る。)</p> <p>4 同法第35条の規定による届出に関すること。</p> <p>5 同法第36条及び第37条の規定による受給資格者の調査に関すること。</p>		
	12 児童の福祉に関すること。		<p>1 児童福祉法第24条の2の規定による指定知的障害児施設等の指定に関すること。</p> <p>2 同法第24条の17の規定による指定知的障害児施設等の指定の取消し等に関すること。</p> <p>3 同法第35条の規定による</p>	<p>1 同法第24条の5の規定による災害その他の特別の事情がある場合の支給割合の決定に関すること。</p> <p>2 同法第24条の15の規定による指定知的障害児施設等の設置者等に対する報告の命令、当</p>	<p>1 同法の規定により設置された知的障害児施設等の保護単価の決定に関すること。</p> <p>2 知的障害児等の保護に必要な物等資等の配分に関すること。</p>		

				児童福祉施設（知的障害児等施設に限る。）の設置の認可に関すること。	該指定知的障害児施設等への立入り等に関すること。 3 同法第24条の16の規定による指定知的障害児施設等設置者に対する勧告に関すること。 4 同法第34条の4の規定による障害児相談支援事業等に係る立入検査等に関すること。 5 同法第46条の規定による知的障害児施設の最低基準に係る立入検査に関すること。 6 同法第57条の2の規定による障害児施			
--	--	--	--	-----------------------------------	--	--	--	--

				<p>設給付 費等の 額に相 当する 金額の 徴収に 関する こと。 7 熊本 県児童 福祉法 施行細 則第13 条の規 定による知的 障害 児、盲 ろうあ 児、肢 体不自 由児及 び重症 心身障 害児 (以下 「知的 障害児 等」と いう。) に係る 徴収金 の減免 をす ること。</p>			
		13	精神保 健福祉セ ンターに 関すること。				
		14	病院局 との連絡 に關する こと。				
		15	身体障 害者リハ ビリテー ションセ ンターに 關すること。				
		16	身体障 害者福祉 センター に關する				

		こと。					
		17 知的障害者更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。					
健康局	医療政策課	1 地域医療の推進に関すること。					
		2 救急医療対策に関すること。				1 救急病院等の指定の告示に関すること。	
		3 看護師等修学資金に関すること。			1 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）第6条の規定により修学資金の貸与契約の解除又は貸与の停止をすること。 2 同条例第8条の規定により修学資金の返還をさせること。 3 同条例第7条及び	1 同規則第3条の規定による貸与申請書等を受理すること。 2 同規則第8条の規定による借用証書を受理すること。 3 同規則第6条、第7条、第9条又は第10条の届出を受理すること。	

第11条の規定により返還の債務の全部又は一部を免除すること。  
4 同条第9条及び第10条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予すること。  
5 同条第12条の規定により修学資金の延滞利子を徴収すること。  
6 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年熊本県規則第55号）第4条の規定により修学資金の貸与及びその通をすること。

		<p>4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。</p>		<p>1 病院の開設等の許可をすること。 2 病院の開設等の許可を取り消し、又は閉鎖を命ぜらるること。 3 医療法人の設立の認可及び認可の取消に関すること。</p>	<p>1 病院その他施設に対し報告を徴し、又は検査若しくは立入検査をすること。 2 医療法人の業務若しくは会計状況の報告を徴し、又は立入検査をすること。</p>	<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）第67条の規定による弁明会の付与の付与の付与の手続に関すること。</p>	
		<p>5 医師その他の医療関係者に関すること。</p>	<p>1 准看護師養成所を指定し、又は指定を取り消すこと。</p>	<p>1 保健師、助産師、看護師養成所の指定申請書を厚生労働大臣に進達すること。 2 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。 3 診療エックス線技師の免許を取り消し、又は業務の停止を命ぜらるること。</p>	<p>1 保健師、助産師、看護師養成所の指定申請書を厚生労働大臣に進達すること。 2 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。 3 診療エックス線技師の免許を取り消し、又は業務の停止を命ぜらるること。</p>	<p>1 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）に規定する弁明の聴取に関すること。 2 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）に規定する弁明の聴取に関すること。</p>	

				と。 4 准看護師の免許の取消し、業務の停止又は戒告を命ずること。 5 准看護師再教育研修を命ずること。 6 診療エックス線技師及び准看護師の行政処分に関する他の都道府県知事への通知に関すること。 7 診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の免許の取消し又は業務の停止について厚生労働省令第7号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。 3 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第15条第3項に規定する意見の聴取及び同条第9項(同法第15条の2第7項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。 4 准看護師の免許を与えること。 5 准看護	
--	--	--	--	---	--

					働大臣 に具申 すること。	護師の 再教育 研修修 了登録 証を交 付する こと。 6 医師、 歯科医 師、保健 師、助産 師、看護 師、診療 放射線 技師、歯 科技工 士、臨床 検査技 師、理学 療法士、 作業療 法士又は 視能士 の免許 申請書 を厚生 労働大 臣に進 達する こと。 7 准看 護師の 養成所 の運営 を指導 すること。 8 准看 護師養 成所の 学則等 の変更 を承認 すること。 9 歯科 技工士、 歯科衛 生士、理 学療法 士、作業 療法士、 あん摩 マッサ		
--	--	--	--	--	---------------------	--	--	--



						<p>ージ指 圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師又は視能士 の養成所の指定等 の申請書を厚生労働大臣に達すること。 10 各種 証明書 (試験合格証明書を除く。) を交付すること。 11 保健師、助産師、看護師 養成所の変更・承認申請書を厚生労働大臣に達すること。 12 保健師、助産師、看護師 養成所の報告書を厚生労働大臣に達すること。 13 保健師、助産師、</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						看護師養成所定の取消し申請書を厚生労働大臣に送達すること。		
		6 死体解剖保存法に関すること。						
		7 へき地保健医療に関すること。						
		8 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。						
		9 健康局長に関すること。						
	国保・高齢者医療課	1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること（保健事業に係るものを除く。）。				1 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第23条の規定による国民健康保険組合の役員の出発を受理すること。 2 同規則第36条の規定による国民健康保険団体の役員		

					<p>の届出を受理すること。                  3 同規則第43条の規定による保険者及び国民健康保険団体連合会の毎月の事業の状況の報告を受理すること。</p>		
		<p>2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に關すること（後期高齢者医療制度に係るものに限る。）。</p>			<p>1 同法第61条の規定により医師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をすること。                  2 同法第66条の規定により保険医療機関等及び保険医等を指導すること。                  3 同法第72条の規定により開設者等た者等に対し報告を命じ、又</p>		

					は保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険その他従業者等に対し出頭を求め措置をとる。			
		3 国民健康保険審査会に関すること。						
		4 後期高齢者医療審査会に関すること。						
健康づくり推進課		1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。						
		2 食生活、食育及び栄養指導に関すること。						
		3 栄養士及び調理師に関すること。						
		4 歯科保健に関すること。						
		5 ハンセン病対策に関すること。				1 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第		

					82号)第 19条の 規定に よる援 護の実 施又は 第20条 の規定 による 費用の 支弁若 しくは 第21条 の規定 による 費用を 徴収す ること。	
		6 原子爆 弾被爆者 の援護に 関すること。		1 原子 爆弾被 爆者に 対する 援護に 関する 法律 (平成 6年法 律第 117号) 第2条 の規定 により 被爆者 健康手 帳の交 付又は 再交付 をす ること。 2 同法 第19条 の規定 により 被爆者 一般疾 病医療 機関を 指定 し、又 は指定 の辞退 を受理 す ること。 3 同法		

				第 24 条から第 28 条まで及び第 31 条に規定する手当を支給すること。 4 同法第 32 条の規定により葬祭料を支給すること。			
		7 難病に関すること。					
		8 生活習慣病対策の推進に関すること。					
		9 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものに限る。）。					
		10 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（特定健診等に関するものに限る。）。					
	薬務衛生課	1 薬事に関すること。			1 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項の規定により薬局開	1 薬事法第 7 条第 3 項、第 28 条第 3 項又は第 35 条第 3 項の規定により許可を	

				<p>設の許 可をす ること。 2 同法 第12条 第1項 の規定 により 医薬品 等の製 造販売 業（薬 局製造 販売医 薬品製 造販売 業を除 く。） の許可 をす ること。 3 同法 第13条 第2項 の規定 により 医薬品 等の製 造業 （薬局 製造販 売医薬 品製造 業を除 く。） の許可 をす ること。 4 同法 第36条 の4第1 項の規 定によ り登録 販売者 の試験 を実施 す ること。 5 同法 第40条 の2第2 項の規 定によ</p>	<p>するこ と。 2 同法 第12条 第1項の 規定に より薬 局製造 販売医 薬品製 造販売 業の許 可をす ること。 3 同法 第12条 第2項の 規定に より医 薬品等 の製造 販売業 （薬局 製造販 売医薬 品製造 業を除 く。）の 許可を 更新す ること。 4 同法 第13条 第2項の 規定に より薬 局製造 販売医 薬品製 造業の 許可を す ること。 5 同法 第13条 第3項の 規定に より医 薬品等 の製造 業（薬 局製造 販売医 薬品製</p>			
--	--	--	--	---	---	--	--	--

					り医療機器の修理業の許可をすること。 6 同法第75条第1項の規定により許可の取消し等をすること。 7 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条第3項の規定により免許の取消し等を厚生労働大臣に具申すること。	業を除く。）の許可を更新すること。 6 同法第14条第1項の規定により医薬品等の製造販売品目を承認すること。 7 同法第14条第6項の規定により医薬品等の適合性調査を行うこと。 8 同法第24条第2項の規定により医薬品販売業（配置販売業に限る。）の許可を更新すること。 9 同法第26条第1項の規定により店舗販売業（当該店舗の所在地が熊本市の区域にあるものを除く。）の許可を		
--	--	--	--	--	--	---	--	--







						<p>医薬品 製造販 売業の 許可の 更新、 薬局製 造販売 医薬品 製造業 の許可 の更新、 医薬販 売業 （店舗 販売業 及び配 置販売 を除く。） の許可 の更新、 高度管理 医療機器 の販売・ 貸業の 許可の 更新、 医療機器 の販売 業又は 貸業の 届出の 受理及 び医療 機器の 販売 業又は 貸業の 廃止等 の届出 受理に 関する こと （当該 薬局、 店舗又 は営業 所が熊 本市</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>の区域にあるものに限る。)。                  19 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第59条の規定により薬事監視員に試験品採取を採取させること。</p>	
		<p>2 毒物及び劇物に関すること。</p>		<p>1 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験を実施すること。                  2 同法第19条第2項の規定により、毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業の登録の取消しをすること。</p>	<p>1 同法第4条第1項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録をすること。                  2 同法第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録を更新すること。                  3 同法第6条の2第1項の規定により特定毒物研究者の許可をすること。</p>	

					4 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく使用者又は指導員の指定に関すること。		
	3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。	1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項の規定により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員として、逮捕状若しくは捜索差押許可状を請求し、又は麻薬、向精神薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤関係違反事件を送致すること。	1 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第8条及び第30条の規定による指定の取消し又は業務の停止をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者又は大麻取扱者の免許の取消し等をする事。 3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により診察をさ	1 司法警察員としての職務の執行(知事決裁に該当するものを除く。)をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者(向精神薬試験研究施設設置者を除く。)又は大麻取扱者の免許を与えること。 3 向精神薬試験研究施設設置者の登録をすること。 4 同法第29条の規定			

			<p>せること。 4 同法第58条の8の規定により入院させ、又は同法第58条の9の規定により入院の期間を延長すること。</p>	<p>により麻薬の廃棄の届出を受理すること。 5 覚せい剤取締法第3条又は第30条の2の規定による指定をすること。</p>		
	4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。					
	5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。					
	6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。					
	7 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。		<p>1 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条に基づくクリーニング師の試験を実施すること。 2 クリーニン</p>	<p>1 クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第1条の規定により免許証の交付又は再交付をすること。 2 理容師養成</p>		

					<p>グ業法 施行細 則（昭 和32年 熊本県 規則第 32号） 第10条 の規定 により 合格通 知をす ること。</p>	<p>施設指 定規則 （平成 10年厚 生省令 第5号） 第7条に 規定す る届出 書を受 理する こと。 3 同規 則第8条 の規定 による 収支決 算等の 届出を 受理す ること。 4 同規 則第9条 の規定 による 入所及 び卒業 の届出 を受理 すること。 5 美容 師養成 施設指 定規則 （平成 10年厚 生省令 第8号） 第6条に 規定す る届出 書を受 理する こと。 6 同規 則第7条 の規定 による 収支決 算等の 届出を 受理す ること。 7 同規</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					則第8条の規定による入所及び卒業の届出を受理すること。		
	8 生活衛生関係営業に関すること。	1 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第9条の規定により適正化規程又はその変更を認可すること。 2 同法第11条の規定により適正化規程の変更命令又は認可の取消しをすること。 3 同法第24条の規定により組合の設立の認可をすること。 4 同法第52条の3の規定によ	1 同法第14条の2第1項及び第3項の規定により共済規程又はその変更若しくは廃止を認可すること。 2 同法第42条の規定により組合員による総会の招集を承認すること。 3 同法第50条第2項の規定により組合解散について総会の決議を認可すること。 4 同法第52条の2の規定により役員	1 同法第12条の規定により適正化規程の廃止届出を受理すること。 2 同法第14条の10の規定による組合協約又はその変更を認可すること。 3 同法第14条の12の規定により組合協約に関するあっせん又は調停をすること。 4 同法第28条第3項の規定により定款変更の認可をすること。 5 同法第60条の規定により			



					<p>り組合の解散を命ずること。</p> <p>5 同法第56条の6の規定により組合員以外の者に対する事業の活動の改善を勧告すること。</p> <p>6 同法第62条の規定により意見の聴取を行うこと。</p>	<p>報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）第5条の11の規定による組合協約の廃止届受理すること。</p> <p>7 同規則第6条の規定による役員の変更届受理すること。</p> <p>8 同規則第9条の規定による組合解散の届出受理すること。</p> <p>9 同規則第11条の規定による組合員の異動報告を受理</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				すること。		
9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。			<p>1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の規定により改善命令等を行うこと。</p> <p>2 同法第12条の4の規定により事業の登録を取り消すこと。</p> <p>3 同法第13条第3項の規定により勧告すること。</p>	<p>1 同法第5条第1項の規定による特定建築物の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第11条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>3 同法第12条の2第2項の規定により事業の登録を行うこと。</p> <p>4 同法第13条第2項の規定により必要な説明若しくは資料の提出を求めること。</p>		
10 墓地等に関すること。						
11 温泉に関すること。			<p>1 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項又は第</p>	<p>1 同法第5条第2項（同法第11条第2項又は第3項において準</p>		

						<p>11条第1項の規定により掘削、増掘又は動力装置を許可すること。</p> <p>2 同法第8条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条の8第3項又は第14条の9第2項の規定により可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ぜること。</p> <p>3 同法第9条（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘又は動力</p>	<p>用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可の有効期間を更新すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>2 同法第6条第1項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第14条の3第1項の規定により法人の合併又は分割による許可を受けた地位の承継の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>3 同法第7条第1項（同法第11条第2項又は第3</p>		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

					<p>装置の許可を取り消すこと。</p> <p>4 同法第9条第2項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を命ずること。</p> <p>5 同法第9条の2（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）又は第14条の10の規定により可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は</p>	<p>項において準用する場合を含む。）又は第14条の4第1項の規定により相続による許可を受けた地位の承継の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>4 同法第7条の2第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）又は第14条の7第1項の規定により掘削、増掘若しくは温泉採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削、増掘若しくは温泉採取の方法の変更の</p>			
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

					<p>掘削、増掘若しくは温泉の採取の停止を命ずること。</p> <p>6 同法第10条（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復を命ずること。</p> <p>7 同法第12条第1項の規定により温泉採取の制限を命ずること。</p> <p>8 同法第14条第1項の規定により温泉ゆう出以外の目的の掘削による温泉のゆう出量等への影響を防止するために必要な措置を</p>	<p>許可をすること。</p> <p>5 同法第8条第1項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による掘削、増掘又は動力装置の工事の完了又は廃止の届出を受理すること（対象地が熊本の場合に限る。）。</p> <p>6 同法第14条の2第1項の規定により温泉採取の許可をすること。</p> <p>7 同法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度について確認をすること（対象地が</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

					<p>命ずること。</p> <p>9 同法第19条第1項の規定により登録分析機関の登録をすること。</p> <p>10 同法第25条の規定により登録分析機関の登録を取り消すこと。</p> <p>11 同法第28条の規定により必要な報告を求め、又は立入検査等を行うこと。</p> <p>12 同法第30条の規定により指定地域内の温泉利用施設又は管理方法の改善に指示すること。</p>	<p>熊本市の場合に限る。)</p> <p>8 同法第14条の5第3項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を取り消すこと(対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>9 同法第14条の6第2項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の承継の届出を受理すること(対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>10 同法第14条の8第1項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出を受理すること(対象</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

						<p>地が熊本市の場合に限る。)。)</p> <p>11 同法第14条の9第1項の規定により温泉採取の採取許可を取り消すこと。</p> <p>12 同法第20条の規定による登録分解析機関の登録事項変更の届出受理すること。</p> <p>13 同法第21条第1項の規定による登録分解析機関の温泉成分分解析業務の廃止の届出受理すること。</p>		
		12 生活衛生適正化審議会に関すること。						
ねんりんピック	ねんりんピック推進課	1 第24回全国健康福祉祭くまもと大会の開催に関すること。						

	推進局	2 第24回 全国健康 福祉祭く まもと大 会実行委 員会の事 務に關す ること。						
		3 ねんり んピック 推進局長 に關する こと。						
環境生活部	環境政策課	1 環境及 び生活行 政に係る 基本的施 策の企画 及び調整 に關する こと。						
		2 チッソ 株式会社 に対する 金融支援 措置に關 すること。						
		3 環境生 活部長室 に關する こと。						
	水俣病保健課	1 公害健 康被害の 補償等に 關する法 律（昭和 48年法 律第111 号）の施 行に關す ること。			1 公害 健康被 害者等 対策の 実施に 關する こと。	1 同法 に規定 する療 養費等 の給付 に關す ること。 2 水俣 病に係 る統計 に關す ること。		
		2 水俣病 総合対策 に關する こと。			1 一時 金等対 象者判 定検討 会の開 催に關 すること。 2 水俣 病被害 者手帳	1 医療 手帳、水 俣病被 害者手 帳及び 保健手 帳の変 更及び 再交付 等に關 するこ		



				対象者の決定に関すること。	と。 2 健康管理事業の実施に関すること。		
	3 公害保健福祉事業に関すること。				1 公害保健福祉事業の実施に関すること。 2 特殊寝台の貸付等に関すること。		
水俣病審査課	1 公害健康被害の補償等に関する法律の施行に関すること（水俣病保健課の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法に基づく申請に係る処分に関すること。					
	2 公害被害者認定審査会及び公害健康被害認定審査会に関すること。						
	3 水俣病研究事業及び水俣病認定申請者治療研究に関すること。			1 水俣病認定申請者治療研究事業実施要項の策定に関すること。 2 水俣病認定申請者治療研究事業の対象者等	1 水俣病認定申請者治療研究事業の医療費の決定に関すること。 2 水俣病認定申請者医療手帳の変更及び再交付		

					決定に 関する こと。	に 関す ること。		
		4 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関すること。			1 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関する事務のうち軽易な事務に関すること。			
環境局	環境立 県推 進課	1 熊本県環境基本条例（平成2年熊本県条例第49号）の施行に関すること。						
		2 環境行政に係る基本的施策の企画、調整及び推進に関すること。	1 熊本県環境管理システムに係る重要な見直しに関すること。					
		3 地球温暖化対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。	1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条		1 同法第20条の3第8項の規定に基づく実行計画の公表に関すること。	1 同法第24条第1項の規定に基づき、都道府県地球温暖化防止活動推進センタ		

			<p>第1項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関すること。</p> <p>2 同法第24条第5項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消しに関すること。</p>		<p>2 同法第20条の3第10項の規定に基づく実行計画の実施状況の公表に関すること。</p> <p>3 同法第23条第1項の規定に基づく地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関すること。</p> <p>4 同法第24条第4項の規定に基づく改善命令に関すること。</p> <p>5 地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）第19条第2項の規定に基づく権利保護の請求に関すること。</p>	<p>一を指定し又は同条第5項の規定に基づき、これを取り消した場合の公示に関すること。</p> <p>2 同条例第50条の規定に基づく報告又は資料の要求に関すること。</p>		
--	--	--	---	--	--	---	--	--

<p>4 循環型社会形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
<p>5 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律（平成15年法律第130号）に関すること。</p>						
<p>6 地下水の水量の保全に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>	<p>1 地下水保全条例（平成2年条例第52号）第25条の規定に基づく指定地域の指定及び改廃に関すること。 2 同条例第33条の規定に基づく地下水かん養に係る指針の策定に関すること。</p>		<p>1 同条例第31条の規定に基づく勧告及び氏名の公表に関すること。</p>	<p>1 同条例第29条の規定に基づく地下水の採取量の報告に関すること。 2 同条例第40条の規定に基づく土地の立入に関すること。 3 地下水量保全、かん養のための指導、助言に関すること。</p>		
<p>7 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。</p>						

<p>8 水資源の開発に係る調査、企画及び調整に関すること。</p>						
<p>9 水資源に係る企業局との連絡に関すること。</p>						
<p>10 有明海及び八代海の再生施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>			<p>1 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定に基づく県計画の修正に関し、事業の実施に関する事項の追加等軽微な修正に関すること。</p>			
<p>11 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に関すること。</p>			<p>1 同法第10条第1項の規定により環境物品等の調達の推進を図るための方針を作</p>			

				成し、公表すること。			
		12 環境保全基金に関すること。					
		13 環境センターに関すること。					
		14 環境局長に関すること。					
環境保全課	1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の施行に関すること。			1 同法第4条第2項（同法第39条第2項で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による第2種事業の判定に係る知事の意見に関すること。 2 同法第10条第1項（同法第40条第2項で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による方法書についての知	1 同法第17条第3項の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。 2 環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）第7条及び第8条の規定による意見提出期間の決定及び通知に関すること。		

				<p>事の意見に関すること。</p> <p>3 同法第20条第1項（同法第40条第2項で読み替えて適用する場合及び第48条第2項で読み替えて用する場合を含む。）の規定による書について、知事に関すること。</p>		
	<p>2 熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同条例第48条の規定による市町村条例の指定に関すること。</p>		<p>1 同条例第4条の規定による技術指針の制定又は変更に関すること。</p> <p>2 同条例第10条第1項（同条例第37条で読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>1 同条例第4条第4項の規定による技術指針の制定又は変更についての熊本県環境影響評価審査会の意見に関すること。</p> <p>2 同条例第10条第3項（同条</p>	

					<p>の規定による方法書についての知事の意見に関すること。</p> <p>3 同条例第19条第1項（同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催に関すること。</p> <p>4 熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第26条の規定による公聴会を主宰する県員の職員の名指名に関するこ</p>	<p>例第37条で読み替えて適用し、第42条第1項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による方法書について熊本県環境影響評価審査会の意見の聴取に関すること。</p> <p>3 同条例第16条第3項（同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。</p> <p>4 同条例第20条第3項（同条例第37条で読</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



					<p>と。</p> <p>5 熊本 県環境 影響評 価条例 第20条 (同条 例第37 条で読 み替え て適用 し、第 40条第 2項で 読み替 えて準 用する 場合を 含む。)の 規定に よる準 備書に ついて の知事 の意見 に関す ること。</p> <p>6 同条 例第24 条第1 項(同 条例第 37条で 読み替 えて適 用し、 第40条 第2項 で読み 替えて 準用す る場合 を含む。 )の規 定によ る評価 書の内 容につ いての 措置要 請に関 すること。</p>	<p>み替え て適用 し、第40 条第2項 及び第 42条第2 項で読 み替え て準用 する場合 を含む。 )の規 定によ る準備 書につ いての 熊本県 環境影 響評価 審査意 見聴取 に關す ること。</p> <p>5 同条 例第34 条(同 条例第 40条 第2項 及び第 42条第 1項で 読み替 えて準 用する 場合を 含む。)の 規定に よる事 後調査 報告書 の公告 の縦覧 に關す ること。</p> <p>6 同条 例第36 条の規 定によ る中止 申出書 写しの 管轄市 町村長 への送</p>			
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

						<p>7 同条 例第29 条（同 条例第 37条で 読み替 えて適 用する 場合を 含む。） の規定 による 環境影 響評価 その他 の手續 の再実 施の要 請に関 すること。 8 同条 例第31 条（同 条例第 37条で 読み替 えて適 用する 場合を 含む。） の規定 による 知事以 外の免 許等の 権限を 有する 者への 環境保 全に関 する配 慮要請 に関す ること。 9 同条 例第35 条第1 項（同 条例第 40条第 2項及 び第42 条第1</p>	<p>付に関 すること。 7 熊本 県環境 影響評 価条例 施行規 則第11 条の規 定によ る方法 書につ いての 知事の 意見提 出期間 の決定 及び通 知に関 すること。 8 同規 則第31 条の規 定によ る準備 書につ いての 知事の 意見提 出期間 の決定 及び通 知に関 すること。</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

			<p>項で読み替えてする場合を含む。)の規定による事後調査報告書に係る環境保全上の措置の実施の要請に関すること。</p> <p>10 同条例第45条第1項の規定による勧告に関すること。</p> <p>11 同条例第47条の規定による隣接県との協議に関すること。</p>			
	3 公共事業等に係る環境配慮の推進に関すること。					
	4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の施行に関すること。		1 同法第10条の規定により公害防止統括者等の解命すること。	1 同法第11条の規定により報告の徴収、又は立入検査を行うこと。		

<p>5 公害 (大気汚染、騒音、振動及び悪臭に限る。次項及び第7項において同じ。)の規制に関すること。</p>	<p>1 環境基準の類型指定に関すること。 2 規制基準の設定及び改廃に関すること。 3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃に関すること。</p>		<p>1 規制に係る調査の企画に関すること。</p>	<p>1 環境基準の類型指定及び規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃の告示に関すること。</p>		
<p>6 公害の監視測定に関すること。</p>			<p>1 特定物質に係る事故時の措置に関すること。</p>	<p>1 監視測定計画に関すること。 2 緊急時の措置に関すること。 3 結果の公表に関すること。</p>		
<p>7 公害の防止指導に関すること。</p>			<p>1 経済産業大臣に対する措置要請に関すること。 2 燃料の使用に係る勧告又は命令に関すること。 3 関係</p>	<p>1 公安委員会に対する措置要請及び道路管理者等に対する意見に関すること。 2 軽易な苦情処理に関すること。</p>		

			行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力依頼及び意見に関すること。 4 苦情処理に関すること。			
8 公害 (水質の汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下に限る。)の規制に関すること。	1 水質汚濁に係る環境基準の指定に関すること。 2 排水基準の設定及び改廃に関すること。 3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃に関すること。					
9 公共用水域及び地下水の水質の保全に関すること。	1 水質汚濁に係る環境基準の指定に関すること。		1 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視に関すること。 2 公共用水域	1 地下水保全のための土地の立入に関すること。 2 事業場に対する報告及び検査に		

			<p>及び地下水の水質の測定計画に関すること。</p> <p>3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表に関すること。</p> <p>4 緊急時又は事故時の措置に対する命令に関すること。</p> <p>5 地下水の水質の浄化に係る措置等命令等に関すること。</p> <p>6 有害物質の地下浸透禁止に係る改善命令等に関すること。</p>	<p>関すること。</p>		
10	<p>土壌（農用地を除く。）の汚染及び地盤の沈下に関すること。</p>		<p>1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条の規定に基づく要措置区</p>	<p>1 同法第3条、第4条及び第5条の規定に基づく土地調査に関すること。</p> <p>2 同法</p>		

				<p>域の指定、解除及び公示に関すること。</p> <p>2 同法第7条の規定に基づく措置命令に関すること。</p> <p>3 同法第12条の規定に基づく土地の形質の変更届出及び変更命令に関すること。</p> <p>4 同法第22条の規定に基づく汚染土壌処理業の許可及び更新に関すること。</p> <p>5 同法第23条の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可に関すること。</p> <p>6 同法第24条の規定に基づく汚染土</p>	<p>第7条の規定に基づく措置の指示に関すること。</p> <p>3 同法第11条の規定に基づく形質変更時届出区域の指定及び解除に関すること。</p> <p>4 同法第11条の規定に基づく形質変更時届出区域の公示に関すること。</p> <p>5 同法第54条の規定に基づく報告及び検査に関すること。</p> <p>6 同法第56条の規定に基づく資料の提出の要求等に関すること。</p>		
--	--	--	--	---	--	--	--

			<p>理施設の改善の命令に関すること。</p> <p>7 同法第 25 条の規定に基づく汚染処理業の許可の取消し及び停止命令に関すること。</p> <p>8 同法第 55 条の規定に基づく協議に関すること。</p>			
	11 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の施行に関すること。				1 結果の公表に関すること。 2 届出事項についての意見及び説明に関すること。	
	12 ダイオキシン類及び環境ホルモン等の化学物質に関すること。	1 規制基準の設定及び改廃に関すること。	1 特定施設に係る事故時の措置及び氏名等の公表に関すること。 2 ダイオキシン類対	1 監視測定計画に関すること。 2 結果の公表に関すること。		



			策特別 措置法 第35条 に基づ く要請 及び協 議に関 すること。			
13	公害紛 争処理に 関すること。				1 申請 手数料 の減免 還付等 に關す ること。 2 鑑定 料の額 の決定 に關す ること。	
14	環境保 全啓発活 動の支援 に關する こと。					
15	環境保 全協定に 關すること (県が直 接当事者 となる場 合に限る 。)	1 環境 保全協 定の締 結及び 変更に 關する こと。		1 輕易 な変更 に關す ること。		
16	水道に 關すること。			1 水道 法(昭 和32年 法律第 177号) 第6条 の規定 により 事業を 認可す ること。 2 同法 第11条 の規定 により 水道事 業の休 止又は 廢止を 許可す ること。	1 同法 第10条 の規定 により 水道事 業の事 業変更 を認可 すること。 2 同法 第14条 第5項 の規定 による 料金の 変更届 出を受 理し、 又は同 条第6 項の規 定によ	

					と。 3 同法第26条の規定により水道用水供給事業の経営を認可すること。 4 同法第35条の規定による水道事業経営の認可を取り消すこと。 5 同法第37条の規定により給水停止命令をすること。 6 同法第38条の規定により水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請を命ぜらずること。 7 同法第39条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 8 同法	り地方公共団体以外水道の事業の供給条件変更を認可すること。 3 同法第30条の規定により水道用水供給事業の変更を認可すること。 4 同法第33条第5項の規定により専用水道布設工事の確認申請に対する通知をすること。 5 同法第36条の規定により水道施設の改善の指示をすること。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				第40条の規定により災害その他の非常の場合における水道用水の緊急応援をすること。		
自然保護課	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること。	1 自然公園の計画の策定に関すること。 2 自然公園の指定、解除又は区域の変更に関すること。 3 自然公園の特別地域の指定に関すること。		1 自然公園の計画の策定に関すること。 2 自然公園の事業の決定、廃止及び変更に関すること。 3 自然公園の指定認定機関の指定に関すること。 4 自然公園の風景地保護協定の締結に関すること。 5 自然公園の管理団体の指定に関すること。 6 自然	1 同法第68条第2項の規定による協議に関すること。 2 同条例第14条第4項第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号の規定による許可をすること（対象地が熊本の場合に限る。）。 3 同条例の規定による届出に関すること（対象地が熊本の場合に限る。）。 4 同条例第43条第2項の規定	

					<p>公園法 （昭和 32年法 律第 161号） 第16条 第4項 におい て準用 する同 法第11 条の規 定によ る改善 命令を するこ と。</p> <p>7 同法 第16条 第4項 におい て準用 する同 法第14 条第3 項の規 定によ る認可 の取消 しをす ること。</p> <p>8 同法 第16条 第4項 におい て準用 する同 法第15 条の規 定によ る原状 回復命 令等を するこ と。</p> <p>9 同法 第20条 第3項 及び第 21条第 3項の 規定に よる許 可をす</p>	<p>による 通知に 関する こと（対 象地が 熊本市 の場合 に限 る。）。</p> <p>5 同条 例第10 条第2項 及び第3 項の規 定によ る承認 及び認 可をす ること （対象 地が熊 本市の 場合に 限る。）。</p> <p>6 同規 則（昭和 47年熊 本県規 則第45 号）第4 条（第8 条にお いて準 用する 場合を 含む。） の規定 による 施設の 供用開 始の届 出に関 するこ と（対象 地が熊 本市の 場合に 限る。）。</p> <p>7 同規 則第6条 の4（第8 条にお いて準 用する 場合を</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					<p>ること （環境大臣に協議を要するものに限る。）。</p> <p>10 同法第33条第2項の規定による措置命令をすること。</p> <p>11 同法第34条第1項の規定による中止命令等をするこ</p> <p>と。</p> <p>12 熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）第14条第4項（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）の規定による許可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p>	<p>含む。) の規定による届出に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>8 国定公園及び県立自然公園の立入検査、実地調査及び指示を職員を任</p> <p>免すること。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					<p>13 同条          例第16          条第3          項の規          定によ          る認定          をする          こと          (対象          地が熊          本市の          場合に          限る。)          。</p>			
					<p>14 同条          例第24          条第2          項の規          定によ          る措置          命令を          するこ          と。</p>			
					<p>15 同条          例第25          条第1          項の規          定によ          る中止          命令等          をする          こと。</p>			
					<p>16 同条          例第43          条第1          項の規          定によ          る協議          に関す          ること          (対象          地が熊          本市の          場合に          限る。)          。</p>			
					<p>17 熊本          県立自          然公園          条例施          行規則          (昭和          47年熊          本県規          則第45</p>			

					号) 第5 条(第8 条にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 による 施設の 変更等 の承認 をす ること (対象 地が熊 本市の 場合に 限 る。) 18 同規 則第6 条(第8 条にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 による 事業の 休止及 び廃止 の承認 をす ること (対象 地が熊 本市の 場合に 限 る。) 19 同規 則第6 条の2 (第8 条にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 による 地位の 承継の			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>承認を するこ と（対 象地が 熊本市 の場合 に限 る。）。</p> <p>20 同規 則第7 条の規 定によ る認可 の取消 しをす ること。</p> <p>21 同規 則第7 条の2 の規定 による 原状回 復命令 等とす ること。</p>		
	2 自然環 境の保全 に関する こと。	1 熊本 県自然 環境保 全条例 （昭和 48年熊 本県条 例第50 号）に 基づく 自然環 境基本 方針の 策定及 び変更 に 関 す る こ と。		<p>1 同条 例に基 づく自 然環境 保全地 域、緑 地環境 保全地 域及び 郷土修 景美化 地域の 指定、 指定の 解除及 び区域 の変更 に 関 す る こ と。</p> <p>2 同条 例に基 づく自 然環境 保全地 域に 関 す る 保 全 計</p>	<p>1 同条 例に基 づく軽 易な許 可、届 出等 に 関 す る こ と。</p> <p>2 同条 例第32 条の規 定によ る標識 の設置 に 関 す る こ と。</p>	



					<p>画、緑地環境保全地域に関する保全計画及び郷土修景地美化地域に関する修景美化の計画の策定、廃止及び変更に関すること。</p> <p>3 同条に基づく特別地区及び野生動物保護地区の指定、指定の解除及び区域の解除及び区域の変更に関すること。</p> <p>4 同条に基づく自然環境保全地域の保全事業、緑地環境保全地域の保全事業及び郷土修景地美化の修景美化の</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>施行に 関する こと。 5 同条 例に基 づく自 然環境 保全協 定の締 結に関 するこ と。 6 同条 例に基 づく許 可、届 出等に 関する こと。</p>			
	<p>3 野生動 植物の多 様性の保 全に關す ること。</p>	<p>1 熊本 県野生 動植物 の多様 性の保 全に關 する条 例（平 成16年 熊本県 条例第 19号） に基 づく野 生動植 物の多 様性保 全基本 方針の 策定及 び変更 に關す こと。</p>		<p>1 同条 例に基 づく県 内希少 野生動 植物、 指定希 少野生 動植物 及び特 定希少 野生動 植物の 指定及 び指定 の解除 に關す こと。 2 同条 例に基 づく特 定希少 野生動 植物事 業の登 録に關 すること。 3 同条 例に基 づく生 息地等 保護 区、管 理地区</p>	<p>1 同条 例に基 づく軽 易な許 可、届 出等に 關すこ と。</p>		

				及び立 入制限 地区の 指定及 び指定 の解除 に關す ること。 4 同条 例に基 づく保 護管理 事業計 画の策 定、変 更及び 保護管 理事業 の認定 等に關 すること。 5 同条 例に基 づく許 可、届 出等に 關する こと。		
	4 鳥獸の 保護及 び狩獵 の適正 化に關 すること。	1 鳥獸 保護事 業計画 を策定 すること。		1 司法 警察員 の指名 協議に 關する こと。 2 狩獵 免許に 關する こと。 3 獵区 の設定 に關す ること。 4 狩獵 免許の 取消し 並びに 熊本市 及び県 外居住 者に係 る狩獵 者登録	1 有害 鳥獸の 捕獲に 關する こと。 2 狩獵 の取締 りに關 すること。 3 狩獵 免許の 更新に 關する こと。 4 熊本 市及び 県外居 住者に 係る狩 獵者登 録に關 すること。 5 愛が	

					<p>の抹消に関すること。</p> <p>5 鳥獣の学術研究に関すること。</p> <p>6 鳥獣捕獲の許可をすること（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）。</p> <p>7 鳥獣保護施設を設置すること。</p> <p>8 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣を決定すること。</p> <p>9 鳥獣生息状況を調査すること。</p> <p>10 鳥獣保護事業の概況を調査すること。</p> <p>11 愛鳥週間に関すること。</p> <p>12 鳥獣保護員に関すること。</p> <p>13 特定</p>	<p>ん目的を除く飼養の登録をすること（申請者の住所が熊本市のものに限る。）。</p> <p>6 有害鳥獣の捕獲を許可すること（申請者の住所が熊本市のものに限る。）。</p> <p>7 狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣捕獲許可証、従事者証、狩猟免状、鳥獣飼養登録票（愛がん目的を除く。）及び指定猟法許可証の再交付をすること。</p> <p>8 狩猟団体にすること。</p> <p>9 鳥獣保護団体にすること。</p>		
--	--	--	--	--	---	---	--	--

				鳥獣保 護管 理の 計 画 の 策 定 及 び 鳥 獣 保 護 区 の 指 定 等 に 係 る 公 聴 会 の 開 催 に 関 す る こ と。 14 指 定 猟 法 禁 止 区 域 に 係 る 指 定 猟 法 の 許 可 に 関 す る こ と (申 請 者 の 住 所 地 が 熊 本 市 の も の に 限 る。)			
	5 自然公 園施設 の整備 及び維 持管理 に 関 す る こ と。						
	6 鳥獣保 護セン ターに 関 す る こ と。						
	7 外来生 物対策 に 関 す る こ と。						
廃棄物 対策課	1 廃棄物 の処理 に 関 す る 企 画 及 び 総 合 調 整 に 関 す る こ と。						
	2 廃棄物 処理計 画に 関 す る こ と。	1 廃棄 物の 処理 及 び 清掃 に 関 す る 法 律					

		<p>(昭和45年法律第137号)第5条の3の規定による廃棄物処理計画の策定に関すること。</p>						
	<p>3 産業廃棄物に関すること。</p>			<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の規定により事業の停止命令を行うこと。 2 同法第14条の3の2第1項及び同条第2項の規定により許可の取消しを行うこと。 3 同法第14条の6において準用する同法第14条の3及び第14条の3の2第1項及び同条第2項の</p>	<p>1 同法第12条第3項、同条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の2の6の規定による事業場外における産業廃棄物の保管、保管の変更及び保管の廃止に関する届出を受理すること。 2 同法第12条第9項及び同法第12条の2第10項の規定によ</p>			

					<p>規定により事業の停止命令及び許可の取消しを行うこと。</p> <p>4 同法第15条第1項及び同法第15条の2の6第1項の規定により処理施設設置の許可及び変更の許可を行うこと。</p> <p>5 同法第15条の2の7の規定により処理施設の改善命令又は使用の停止命令を行うこと。</p> <p>6 同法第15条の3第1項及び同条第2項の規定により処理施設設置の許可の取消しを行うこと。</p> <p>7 同法第15条</p>	<p>る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を受理すること。</p> <p>3 同法第12条第10項及び同法第12条の2第11項の規定による前号の計画の実施状況の報告を受理すること。</p> <p>4 同法第12条第11項及び同法第12条の2第12項の規定により第1号の計画及び前号の実施状況について公表を行うこと。</p> <p>5 同法第12条の2第3</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>の3の3 第5項 の規定 により 熱回収 施設設 置者の 認定の 取消し を行う こと。 8 同法 第19条 の3の 規定に より改 善命令 を行う こと。 9 同法 第19条 の5第1 項の規 定によ り措置 命令を 行うこ と。 10 同法 第19条 の6第1 項の規 定によ り措置 命令を 行うこ と。 11 同法 第19条 の8第1 項の規 定によ り自ら 支障の 除去等 の措置 を講ず ること。 12 同法 第19条 の8第2 項から 同条第 4項ま</p>	<p>項、同条 第4項及 び同規 則第8条 の13の6 で準用 する同 規則第8 条の2の 6の規定 による 事業場 外にお ける特 別管理 産業廃 棄物の 保管、保 管の変 更及び 保管の 廃止に 関する 届出を 受理す ること。 6 同法 第12条 の3第7 項の規 定によ る産業 廃棄物 管理票 に關す る報告 書を受 理する こと。 7 同法 第12条 の6第1 項の規 定によ り産業 廃棄物 の適正 な処理 に關し 勸告を 行うこ と。 8 同法 第14条 第1項及</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--



					での規定により費用の負担をさせること。 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第22条の規定により廃棄物再生事業者の登録の取消しを行うこと。	び同条第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業（以下「産業廃棄物処理業」という。）の許可を行うこと。 9 同法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の変更の許可を行うこと。 10 同法第14条の2第3項の規定による産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出を受理すること。 11 同法第14条の4第1項及び同条第6項の規定により特別管理産業廃	
--	--	--	--	--	--	--	--



を受理  
すること。

15 同法  
第 15 条  
の 2 の 6  
第 3 項  
の 規 定  
に よ り  
処 理 施  
設 に 係  
る 届 出  
を 受 理  
す る こ  
と 及 び  
最 終 処  
分 場 の  
廃 止 の  
確 認 を  
行 う こ  
と。

16 同法  
第 15 条  
の 3 の 3  
第 1 項、  
廃 棄 物  
の 処 理  
及 び 清  
掃 に 関  
す る 法  
律 施 行  
令 ( 昭  
和 46 年  
政 令 第  
300 号 )  
第 7 条  
の 4 に  
お いて  
準 用 す  
る 同 令  
第 5 条  
の 5 及  
び 同 規  
則 第 12  
条 の 11  
の 11 に  
お いて  
準 用 す  
る 同 規  
則 第 5  
条 の 5  
の 11 の  
規 定 に  
よ り 熱  
回 収 施

設置者の認定を行うこと並びに認定熱回収施設設置者に係る休止等の届出及び熱回収事項の報告を受理すること。

17 同法第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により処理施設の譲受け又は借受けの許可を行うこと。

18 同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により処理施設設置者である法人等の認可を行うこと。



					<p>止の届出を受 理すること。 23 同法 第23条 の3第1 項及び 同条第 2項の 規定に より県 警本部 長の意 見を聴 取する こと。 24 同法 第23条 の5の 規定に より関 係行政 機関又 は関係 地方公 共団体 に対 し、照 会し、 協力を 求める こと。 25 同規 則第9 条第2 号及び 同規則 第10条 の3第2 号の規 定によ る指定 を行う こと。</p>		
		4 一般廃棄物に関すること。		1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び同法第9条第1	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項及び第4項の規定によ		

				<p>項の規定により処理施設設置の許可及び変更の許可を行うこと。</p> <p>2 同法第9条の2第1項の規定により処理施設の改善命令又は使用の停止命令を行うこと。</p> <p>3 同法第9条の2の2第1項及び同条第2項の規定により処理施設設置の許可の取消しを行うこと。</p> <p>4 同法第9条の2の4第5項の規定により熱回収施設設置者の認定の取消しを行うこと。</p> <p>5 同法第9条の3第3</p>	<p>る処理施設の廃止若しくは休止又は休止した施設の再開並びに埋立処分の終了の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第9条の2の4第1項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により熱回収施設設置者の認定を行うこと並びに認定熱回収施設設置者に係る休止等の届出及び熱回収事項の報告を受理</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					項及び同条第9項の規定により処理施設の届出に係る計画の変更及び廃止命令並びに改善命令及び使用の停止命令を行うこと。 6 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第3条第1項及び同法第4条第1項の規定により合理化事業計画の承認及び変更の承認を行うこと。	すること。 3 同法第9条の7第2項の規定による処理施設の相続の届出を受け受理すること。 4 同法第9条の5第1項の規定により処理施設の譲受け又は借受けの許可を行うこと。 5 同法第9条の6第1項の規定により処理施設の設置者である法人の合併等の認可を行うこと。	
--	--	--	--	--	---	---	--



	<p>5 その他 廃棄物の 処理等 に関する こと。</p>		<p>1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第7条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定に関すること。 2 同法第16条第1項の規定により改善命令を行うこと。 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第20条の規定により再資源化等の方法の変更その他必要な措</p>	<p>1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による保管等の届出を受理すること。 2 同法第9条の規定により保管等の状況を公表すること。 3 同法第12条第2項の規定による承継の届出を受理すること。 4 同法第14条の規定により確実かつ適正な処理の実施の確保に関し指導及び助言を行うこと。 5 同法第17条の規定により保管又は処分</p>		
--	--	--	---	---	--	--

					<p>命令 を行う こと。</p> <p>4 容器 包装に 係る分 別収集 及び再 商品化 の促進 等に関 する法 律（平 成7年 法律第 112号） 第9条 の規定 により 県分別 収集促 進計画 の策定 及び公 表を行 うこ と。</p> <p>5 使用 済自動 車の再 資源化 等に関 する法 律（平 成14年 法律第 87号） 第20条 第3項 の規定 により 関連事 業者に 対し勸 告に係 る措置 命令を 行うこ と。</p> <p>6 同法 第51条 の規定 により 引取業 者の登</p>	<p>に關し 報告の 徴収を 行うこ と。</p> <p>6 同法 第18条 第1項の 規定に より保 管又は 処分 に關し 立入 検査 等を行 うこと。</p> <p>7 容器 包装に 係る分 別収集 及び再 商品化 の促進 等に関 する法 律第8条 第4項 及び同 条第5 項の規 定によ り市 町村分 別収集 計画の 受理 及び助 言等 を行 うこと。</p> <p>8 使用 済自動 車の再 資源化 等に関 する法 律第19 条の規 定によ り登録 を受け た引取 業者若 しくは フロン 類回収 業者又</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>録を取り消し、又は事業の停止命令を行うこと。</p> <p>7 同法第58条の規定によりフロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の停止命令を行うこと。</p> <p>8 同法第66条の規定により解体業の許可の取消し又は事業の停止命令を行うこと。</p> <p>9 同法第72条において準用する同法第66条の規定により破砕業の認可の取消し又は事業の停止命令を行うこと。</p> <p>10 同法第90条</p>	<p>は許可を受けた解体業者若しくは破砕業者に対し指導及び助言を行うこと。</p> <p>9 同法第20条第1項及び同条第2項の規定により関連事業者及びフロン類回収業者に対し勧告を行うこと。</p> <p>10 同法第42条から同法第49条までの規定により引取業者の登録、登録の更新、申請書の受理、登録の実施、登録の拒否、変更届及び業届の受理、登録簿の閲覧、登録の抹消並びに行</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>第3項の規定により勧告に係る措置を行うこと。</p> <p>11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第17条の規定により登録を取り消し、又は業務の停止命令を行うこと。</p> <p>12 同法第24条第5項の規定により勧告に係る措置命令を行うこと。</p>	<p>こと。</p> <p>11 同法第53条から同法第57条までの規定及び同法第59条において準用する同法第47条から同法第49条までの規定によりフロン類回収業者の登録、登録の更新、申請書の受理、登録の実施、登録の拒否、変更届及び業届の受理、登録簿の閲覧、登録の抹消並びに通知を行うこと。</p> <p>12 同法第60条から同法第64条までの規定により解体業の許可、許可の更新、申請書の</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

						<p>受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。</p> <p>13 同法第67条から同法第71条までの規定及び同法第72条において準用する同法第64条の規定により破産の許可、許可の更新、申請書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。</p> <p>14 同法第90条第1項の規定により関連事業者に勧告を行うこと。</p> <p>15 同法第125条の規定により県警</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

						本部長の意見を聴くこと。 16 同法第127条の規定により関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、及び協力を求めること。 17 同法第131条第1項の規定により立入調査を行うこと。 18 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第10条から同法第16条までの規定によりフロン類回収業者の登録、登録の拒否、登録の更新、変	
--	--	--	--	--	--	---	--



						入検査を行うこと。	
	公共 関与 推進 課	1 公共の 関与による産業廃 棄物処理 施設の整備の促進 に関する こと。					
県 民 生 活 局	く ら し の 安 全 推 進 課	1 交通安 全対策基 本法（昭 和45年法 律第110 号）の施 行に関する こと。	1 同法 第25条 第1項 の規定 による 県交通 安全計 画及び 同条第 3項の 規定に よる県 交通安 全実施 計画を 策定す ること。 2 同法 第27条 の規定 により 関係行 政機 等に対 要請、 勧告 又は指 示をす ること。				
		2 交通安 全対策会 議に関する こと。				1 県交 通安全 対策会 議の庶 務に関 すること。	



<p>3 交通安全に係る調査、企画及び調整に関すること。</p>						
<p>4 交通安全運動の推進に関すること。</p>				<p>1 交通安全推進連盟に関すること。 2 高齢者の交通事故防止県民運動推進委員会に関すること。</p>		
<p>5 交通事故相談所に関すること。</p>						
<p>6 青少年行政に関すること。</p>			<p>1 熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）に規定する推奨及び指定に関すること。 2 青少年問題協議会及び少年保護育成審議会に関すること。</p>	<p>1 青少年指導者の研修に関すること。 2 青少年団体の育成指導に関すること。 3 青少年の非行防止活動に関すること。 4 青少年育成会県民会議に関すること。</p>		
<p>7 安全安心まちづくりに係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>				<p>1 くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会</p>		

		ること。				議に 関 す る こ と。		
		8 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の施行に関すること。						
		9 食の安全性確保に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
		10 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。						
		11 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関すること（一般消費者への産地情報伝達等に限る。）。						
		12 県民生活局長に関すること。						
消費生活課		1 消費生活に関する施策の企画、調整及び推						

		進に関する こと。						
		2 消費者 教育及び 啓発に関 すること。						
		3 消費生 活協同組 合に関す ること。	<p>1 消費 生活協 同組 合法（昭 和23年 法律第 200号） 第58条 の規定 により 組合の 設立を 認可す ること。</p> <p>2 同法 第62条 第2項 の規定 により 組合の 解散を 認可す ること。</p> <p>3 同法 第69条 の規定 により 組合の 合併を 認可す ること。</p> <p>4 同法 第95条 第3項 の規定 により 解散命 令をす ること。</p> <p>5 同法 第96条 の規定</p>		<p>1 同法 第12条 第4項 の規定 により 許可す ること。</p> <p>2 同法 第40条 第4項、 第5項 及び第 6項の 規定に より認 可す ること。</p> <p>3 同法 第93条 及び第 93条の 2の規 定によ る報告 の徴収 に関す ること。</p> <p>4 同法 第94条 の規定 による 業務又 は会計 の検査 に関す ること。</p> <p>5 同法 第95条 第1項 及び第 2項の 規定に より命</p>	<p>1 同法 第64条 第2項に 規定す る届出 に関す ること。</p>		

		により 議決又 は選挙 若しくは は当選 を取り 消すこ と。		令する こと。 6 同法 第94条 の2第5 項の規 定によ り命令 し、又 は認可 を取り 消すこ と。 7 同法 第95条 の2第2 項の規 定によ り許可 すること。		
	4 家庭用 品品質表 示法（昭 和37年法 律第104 号）の施 行に關す ること。			1 同法 第4条 第1項 の規定 により 表示事 項を表 示し、 又は遵 守事項 を遵守 すべき 旨を指 示する こと。	1 同法 第10条 第1項の 規定に よる申 出を受 理する こと。 2 同法 第10条 第2項の 規定に よる調 査を実 施する こと。 3 同法 第19条 第1項の 規定に よる報 告の徴 収又は 立入検 査をす ること。	
	5 不当景 品類及び 不当表示 の防止に 關するこ と。			1 不当 景品類 及び不 当表示 防止法 （昭和 37年法 律第		

				<p>134号) 第7条 の規 定 によ り 指 示 を す る 事 と。 2 同 法 第 8 条 第 1 項 の規 定 によ り 内 閣 総 理 大 臣 へ の 措 置 請 求 を す る 事 と。 3 同 法 第 9 条 第 2 項 の規 定 によ り 報 告 の 徴 収 又 は 立 入 検 査 を す る 事 と。</p>			
	<p>6 割 賦 販 売 法 ( 昭 和 36 年 法 律 第 159 号 ) の 施 行 に 関 す る 事 と。</p>	<p>1 同 法 第 35 条 の 3 の 32 第 2 項 の 規 定 に よ り 業 務 停 止 命 令 を す る 事 と。</p>		<p>1 同 法 第 35 条 の 3 の 21 第 1 項 の 規 定 に よ り 改 善 命 令 を す る 事 と。 2 同 法 第 40 条 第 3 項 又 は 第 9 項 の 規 定 に よ り 報 告 の 徴 収 を す る 事 と。 3 同 法 第 41 条 第 1 項 又 は 第 5 項 の</p>			

				規定により立入検査をすること。		
	7 消費生活活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に關すること。			1 同法第42条第1項の規定により特定製品の提出を命ぜらるること。	1 同法第40条第1項の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査をすること。	
	8 特定商取引に關する法律（昭和51年法律第57号）の施行に關すること。	1 同法第8条の規定により業務の停止を命ぜらるること又はその旨を公表すること。 2 同法第15条の規定により業務の停止を命ぜらるること又はその旨を公表すること。 3 同法第23条の規定により業務の停止を命ぜらるること又はその旨を		1 同法第7条、第14条、第22条、第38条、第46条又は第56条の規定により指示をすること。 2 同法第66条第1項から第4項までの規定により報告の徴収又は立入検査をすること。		

		<p>表すること。</p> <p>4 同法第39条の規定によりの取引の取 引の停止を命ずること又はその旨を公表すること。</p> <p>5 同法第47条の規定によりの業務の停止を命ずること及びその旨を公表すること。</p> <p>6 同法第57条の規定によりの取引の取 引の停止を命ずること又はその旨を公表すること。</p>				
	<p>9 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第11条の規定によりの業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。</p>		<p>1 同法第10条の規定による指示をすること。</p> <p>2 同法第17条第1項の規定によりの報告の徴収又は立入検査をすること。</p>		

				と。			
	10 熊本 県消費生 活条例 (昭和52 年熊本県 条例第51 号)の施 行に關す ること。	1 同条 例第50 条第1 項又は 第2項 の規定 による 公表を すること。 2 同条 例第52 条の規 定によ り要請 をし、 又は協 力を求 めること。		1 同条 例第13 条第1 項、第 25条、 第28 条、第 35条又 は第36 条の規 定によ る勸告 をす ること。 2 同条 例第21 条第3 項の規 定によ る指導 又は助 言をす ること。 3 同条 例第22 条の規 定によ る県の 基準の 設定、 変更又 は廃止 をす ること。 4 同条 例第34 条第1 項の規 定によ る指定 をし、 又は同 条第2 項の規 定によ る指定 の解除 をす ること。	1 同条 例第12 条第1 項、第24 条第1項 又は第 27条第1 項の規 定によ る調査 をす ること。 2 同条 例第21 条第2項 の規定 による 届出を 受理す ること。 3 同条 例第39 条第1項 の規定 による 調査、助 言、あ つせん その他 の措置 に關す ること。 4 同条 例第39 条第2項 の規定 により 資料の 提出又 は説明 を求め ること。 5 同条 例第39 条第3項 の規定 による 熊本県 消費者 苦情処 理委員		



					<p>会のあ っせん 又は調 停に関 するこ と。 6 同条 例第49 条第1項 の規定 により 資料の 提出若 しくは 説明を 求め、又 は立入 調査等 をす ること。</p>		
	<p>11 国民生 活安定緊 急措置法 (昭和48 年法律第 121号)の 施行に関 すること。</p>	<p>1 同法 第6条 第3項 又は第 7条第2 項の規定 により指 示に従わ なかつた 者を公表 すること。</p>			<p>1 同法 第6条第 2項又は 第7条第 1項の規 定により 価格表示 を指示す ること。 2 同法 第30条 第1項の 規定によ り業務等 の状況を 報告させ ること。</p>		
	<p>12 生活関 連物資の 買占め及 び売惜し みに対す る緊急措 置に関する 法律 (昭和48 年法律第 48号)の 施行に関 すること。</p>			<p>1 同法 第4条 第1項 又は第 2項の規 定により 売渡しの 指示又は 命令をす ること。</p>	<p>1 同法 第3条の 規定によ り調査を 実施す ること。 2 同法 第5条第 1項の規 定による 業務報告 をさせる こと。</p>		

<p>13 生活物資のあつせんその他生活物資の価格、受給等の安定に関すること。</p>						
<p>14 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第6条の規定により貸金業者の登録の拒否をすること。                  2 同法第24条の6の3の規定により業務の改善を命ずること。                  3 同法第24条の6の4第1項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること。                  4 同法第24条の6の4第1項及び第24条の6の5第1項の規定により登録を取り消すこと並びに同</p>	<p>1 同法第5条の規定により貸金業者の登録をすること。                  2 同法第8条の規定による登録事項の変更の届出を受理すること。                  3 同法第10条第1項の規定による廃業等の届出及び同法第24条の6の2の規定による開始等の届出を受理すること。                  4 同法第24条の6の6第1項の規定により登録を取り消すこと（同項第1号に該当</p>		

					<p>法第24条の6の4第2項の規定により法人の役員を命ずること。</p> <p>5 同法第24条の6の6第1項の規定により登録を取り消すこと（同項第2号に該当するときに限る。）。</p>	<p>するときに限る。）。</p> <p>5 同法第24条の6の7の規定により登録を抹消すること。</p> <p>6 同法第24条の6の10第1項及び第2項の規定による報告の徴収並びに同条第3項及び第4項の規定による立入検査に關すること。</p> <p>7 同法第24条の6の12第2項の規定により貸金業者に命ずること並びに同条第3項及び第4項の規定による承認をすること。</p>		
		<p>15 消費生活に係る相談及び消費者苦情の処理に關すること。</p>						

男女 参画・ 協働 推進 課	16 前号に係る不当な取引行為の適正化に関すること。						
	17 消費生活に係る商品の試験、検査等に関すること。						
	1 男女共同参画社会の形成に係る施策（他課の分掌事務に係るものを除く。）の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 熊本県男女共同参画推進条例（平成13年熊本県条例第59号）の施行に関すること。						
	3 協働社会の構築に係る施策（他課の分掌事務に係るものを除く。）の企画、調整及び推進に関すること。						
4 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。			1 同法第41条第1項の規定により法人の業務等に関する				

					る報告の徴収及び立入検査をすること。 2 同法第42条の規定により法人に対する運営等善の改善の措置を命ずること。 3 同法第43条の規定により法人の設立の認証を取り消すこと。			
		5 くまもと県民交流館に関すること。						
人権同和政策課	1 人権施策の企画に関すること。							
	2 関係団体との連絡調整に関すること。							
	3 地方改善事業の実施に関すること。							
	4 社会福祉法の施行に関すること（同法に規定する隣保事業に関することに限							

		る。)						
		5 人権啓発に関すること。						
		6 人権に係る人材育成に関すること。						
		7 人権に係る情報の提供に関すること。						
		8 人権に係る相談に関すること。						
商工観光労働部	商工政策課	1 商工業施策の企画調整に関すること。			1 商工業施策の企画調整に関すること。			
		2 自転車競技法（昭和23年法律第209号）の施行に関すること。						
		3 大阪事務所及び福岡事務所に関すること。						
		4 商工観光労働部長室に関すること。						
商工労働局	商工振興金融課	1 商業に係る中小企業振興策の基本的事項に関すること。	1 商業に係る中小企業振興策の決定に関すること。		1 商業に係る中小企業振興策の計画を策定すること。			

<p>2 商業に係る中小企業の近代化の推進に関すること。</p>						
<p>3 商業一般に関すること。</p>						
<p>4 中小企業団体の組織に関すること。</p>			<p>1 中小企業等協同組合（信用協同組合を除く。以下この欄において同じ。）、商工組合、商店街振興組合連及び協業の設立の認可をすること。                  2 中小企業等協同組合、商工組合、商店街振興組合連及び協業の業務及び会計の検査、報告の徴収並びに業務の改善を命ずること。                  3 中小</p>			









				及び調整の申出の進達をすること。			
		5 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の施行に關すること。		1 同法第7条第2項の規定により常時使用する従業員の数及び資本金額又は払込済出資総額の基準引上げの許可をすること。 2 同法第10条第2項の規定による法定台帳の作成期間の延長に關すること。 3 同法第12条第1項の規定により負担金賦課の許可をすること。 4 同法第46条第2項により定款変更の認可を			

					<p>ること。</p> <p>5 同法第58条第1項の規定により報告の徴収及び検査をすること。</p> <p>6 同法第59条第1項第1号の規定による警告等に関すること。</p>			
		<p>6 商工會法（昭和35年法律第89号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第24条の規定に基づき、設立を認可すること。</p> <p>2 同法第42条第5項及び第48条第5項の規定に基づき、總會及び總會の招集の承認をすること。</p> <p>3 同法第44条第4項において準用する同法第24条の規定に基づき、</p>			

					定款変更の認可をすること。 4 同法第50条第1項の規定に基づき、報告の徴収及び立入検査をすること。 5 同法第51条の規定に基づき、業務改善警告、業務の一時停止、設立認可の取消し並びに地区変更及び解散の勧告をすること。 6 同法第53条の規定に基づき、設立認可の取消しによる解散の場合の清算人を選任すること。 7 同法第54条第4項において準		
--	--	--	--	--	--	--	--

			する同法第24条の規定に基づき、財産処分方法を認可すること。			
	7 小規模事業に関すること。			1 経営改善普及事業に関すること。		
	8 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関すること。	<p>1 同法第16条第4項の規定に基づき、調停案を公表すること。</p> <p>2 同法第16条の3第4項の規定に基づき、大企業者の物品販売事業の調整についての勧告を公表すること。</p> <p>3 同法第16条の4の規定に基づき、一時停止の勧告及び公表すること。</p> <p>4 同法</p>		<p>1 同法第2条の規定に基づき、購買会事業の利禁止又は措置命令をすること。</p> <p>2 同法第3条及び第7条の規定に基づき、小売市場の許可をすること。</p> <p>3 同法第10条の規定に基づき、小売市場の許可を取り消すこと。</p> <p>4 同法第12条の規定に基づき、公</p>	<p>1 同法第9条第3項の規定に基づき、小売市場開設者の地位承継の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第14条の規定に基づき、小売業の営業又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第19条第1項の規定に基づき、業務報告をさせること。</p>	

			<p>第16条の5の規定に基づき、調整をすること。</p>			<p>取引委員会に措置を要求すること。 5 同法第14条の2の規定に基づき、大企業者の物品販売事業の調査をすること。 6 同法第15条の規定に基づき、あつせん又は調停を行うこと。 7 同法第16条の3の規定に基づき、大企業者の物品販売事業の調整についての勧告をすること。 8 同法第17条の規定に基づき、紛争解決の勧告をすること。 9 同法第19条</p>			
--	--	--	-------------------------------	--	--	--	--	--	--

				第1項の規定に基づき、立入検査をすること。			
	9 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関すること。	1 同法第9条第7項の規定に基づき、公表をすること。		1 同法第8条第4項の規定に基づき、意見を述べること。 2 同法第9条第1項の規定に基づき、勸告をすること。	1 同法第12条の規定に基づき、関係行政機関への協力を依頼すること。 2 同法第14条第1項又は第2項の規定に基づき、報告の徴収をすること。		
	10 小売商業活動の調整に関すること。						
	11 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関すること（商業に関することに限る。）。			1 同法第9条第3項の規定に基づき、経営計画を承認すること。			
	12 中小企業調停審議会に関すること。						



<p>13 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第4条第4項の規定に基づき、商店街活性化事業計画に対する意見を述べること。</p>			
<p>14 小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金に関すること。</p>	<p>1 貸付額が1,000万円以上で重要な中小企業高度化資金の貸付決定に関すること。</p>		<p>1 小規模企業者等設備導入資金貸付の決定に関すること。                  2 小規模企業者等設備導入資金事業計画の作成及びその変更をすること。                  3 貸付額が1,000万円以上の中小企業高度化資金の貸付決定に関すること（知事決裁事項に該当するものを除く。）                  4 貸付額が</p>	<p>1 小規模企業者等設備導入資金の償還に関すること。                  2 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付決定に関すること。                  3 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付申請に関すること。                  4 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付金の支払請</p>		

					1,000万円以上の中企業高度化資金の貸付申請に関すること。 5 貸付額が1,000万円以上の中企業高度化資金の貸付金の支払請求に関すること。 6 中企業高度化事業計画書の受理に関すること。 7 中企業高度化資金の事業認定に関すること。 8 中企業高度化資金の貸付事業の計画の作成及びその変更をすること。 9 中企業高度化資金の貸付対象	求に関すること。		
--	--	--	--	--	---	----------	--	--

				施設の変更及び設置期限の延期の承認をすること。 10 中小企業高度化資金の起債に係る償還に関すること。 11 中小企業高度化資金の繰入れに係る償還に関すること。			
	15 中小企業金融に関すること。	1 信用保証協会の役員免に関すること。		1 信用保証協会の業務書の認可をすること。 2 信用保証協会の業務検査を実施すること。			
	16 中小企業の経営の診断及び助言に関すること。			1 中小企業高度化事業の計画・建設診断に関すること。 2 地域・企業動向に関すること。	1 その他の軽易な診断に関すること。		

				る 診 断 に 関 す る こ と。			
	17 商工労働局長に 関すること。						
労働 雇用 課	1 労働行政の推進 に 関 する こ と。	1 労働 行政プ ランの 策定に 関 する こ と。		1 労働 行政推 進のた めの会 議に 関 する こ と。			
	2 労働教 育に 関 する こ と。				1 労働 関係法 令の普 及啓発 に 関 する こ と。 2 その 他労働 教育事 業を 実 施する こ と。		
	3 労働調 査に 関 する こ と。				1 労働 情報に 関 する こ と。 2 労働 争議月 報を 作 成する こ と。		
	4 労働組 合に 関 する こ と。	1 公益 事業に 関 する 労働委 員会に 関 する こ と。 2 労働 組合法 (昭和 24年法 律第 174号) 第18条 に 基 づ く 地 域 的 の 一		1 労働 組合の 調査に 関 する こ と。 2 争議 行為の 届出を 受 理 する こ と。 3 公益 事業の 争議行 為通知 の 受 理 及 び 公 表 する こ			

		般的拘束力を決定すること。		と。		
	5 労働者の福利厚生に関すること。				1 中小企業退職金共済の制度に関すること。 2 労働福祉事業の実態を調査すること。 3 労働福祉事業を実施すること。	
	6 労働委員会に関すること。	1 労働委員会の委員の任免に関すること。				
	7 中小企業従業員住宅に関すること（厚生年金還元融資住宅に限る。）。					
	8 雇用対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
	9 緊急雇用創出基金に関すること。					
	10 ふるさと雇用再生特別基金に関すること。					

産業 人材 育成 課	1 職業能力の開発に関すること。	1 職業能力開発計画を策定すること。 2 職業訓練法人の認可すること。		1 職業訓練の認定及び取消しをすること。 2 職業訓練指導員の免許及び取消しをすること。 3 職業訓練指導員の試験を実施すること。 4 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成 14 年法律第 170 号）第 20 条に基づく報告及び要請にすること。 5 災害見舞金の決定にすること。	1 事業主等が行う職業訓練等に対する援助に関すること。 2 訓練の手当の認定に関すること。 3 職業訓練指導員免許証の再交付に関すること。 4 職業能力開発校の養成施設の指定申請及び変更申請をすること。		
	2 技能検定に関すること。			1 技能検定試験を実施すること。 2 技能検定試験の合格の決定に	1 技能検定合格証書の交付及び再交付に関すること。 2 技能士章の		

					すること。	交付を すること。		
		3 労働審 議会に 関す ること。						
		4 職業能 力開発協 会に 関す ること。	1 職業 能力開 発協会 の設立 の認可 に 関す ること。		1 職業 能力開 発協会 に行わ せる業 務の告 示に 関す ること。 2 職業 能力開 発協会 に 対す る援 助に 関す ること。 3 職業 能力開 発協会 に 対し て業 務の 報告 を さ せ、 職業 能力 開発 協会 を 検 査す ること。			
		5 職業能 力開発校 に 関す ること。						
		6 技術短 期大学 校に 関す ること。						
新 産 業 振 興 局	産 業 支 援 課	1 工業に 係る中 小振興 策の基 本的事 項に 関す ること。	1 工業 に係る 中小 企業 の策 定の 決定 に 関す ること。		1 工業 に係る 中小 企業 の振 興の 計画 策定 す ること。			





<p>9 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること（河川区域等の区域内で行う砂利採取計画の認可を除く。）。</p>	<p>1 同法第6条の規定により登録を拒否すること。 2 同法第12条の規定により登録の取消し等を行うこと。 3 同法第26条の規定により認可の取消し等を行うこと。</p>		<p>1 同法第3条の規定により登録をすること。 2 同法第15条の規定による業務主任者の試験の実施及び認定をすること。 3 同法第16条の規定による採取計画の認可及び同法第20条の規定による変更の認可をすること。 4 同法第22条の規定による認可採取計画の変更を命令をすること。 5 同法第23条の規定による緊急措置等をすること。 6 同法第38条の規定</p>	<p>1 同法第33条の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第34条の規定により立入検査をすること。 3 同法第36条の規定による通報をすること。</p>	
--	--	--	--	--	--

			による 聴聞を すること。 7 同法 第43条 の規定 による 協議を すること。			
10 採石法 (昭和25 年法律第 291号)の 施行に関 すること。	1 同法 第32条 の4の 規定に より登 録を拒 否する こと。 2 同法 第32条 の10の 規定に よる登 録の取 消し等 をす ること。 3 同法 第33条 の12の 規定に よる認 可の取 消し等 をす ること。		1 同法 第32条 の規定 による 登録を すること。 2 同法 第32条 の13の 規定に よる業 務管理 者の試 験等を す ること。 3 同法 第33条 の規定 による 採取計 画の認 可及び 同法第 33条の 5の規 定によ る変更 の認可 等をす ること。 4 同法 第33条 の9の 規定に よる認 可採取 計画の 変更命 令をす ること。	1 同法 第34条 の8の規 定によ る適用 除外を す ること。 2 同法 第42条 の規定 による 報告の 徴収及 び検査 をす ること。		

				<p>5 同法第33条の13の規定による緊急措置等をすること。</p> <p>6 同法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令をすること。</p> <p>7 同法第34条の4の規定による聴聞をすること。</p> <p>8 同法第42条の2の規定による協議をすること。</p>			
		<p>11 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関すること（商業に関することを除く。）。</p>					

		12 産学行政連携の促進に関すること。					
		13 新事業・ベンチャー支援に関すること。					
		14 サービス産業の振興に関すること。					
		15 産業技術センターに関すること。					
		16 くまもとテクノ産業財団に関すること。					
		17 新産業振興局長に関すること。					
	新エネルギー産業振興課	1 太陽光発電等の新エネルギー関連産業の振興及び利用の促進に関すること。					
		2 エネルギー対策の企画、調整及び推進に関すること。					
	企業立地課	1 企業誘致に関すること。	1 企業の誘致の計画に関すること。 2 誘致企業と立地の協定に関すること。		1 熊本県工場等設置奨励条例（昭和39年熊本県条例第6号）に基づく適用工	1 同条例に基づく事業の開始報告書を受理すること。 2 誘致企業のフォロー	

					場等の指定（指定の承継の承認を含む。）に関する事	一アップに関する事		
		2 企業立地計画に関する事	1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく実施計画を策定する事			1 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工業立地適正化等調査に関する事		
		3 県が管理する工業団地に関する事						
		4 高度技術研究開発基盤の整備に関する事						
観光 観光 観光 観光	観光 課	1 観光振興に係る施策の企画及び調整に関する事						
		2 観光広報に関する事						
		3 観光関係団体の指導育成に関する事						
		4 通訳案内士に関する事			1 通訳案内士の登録をすること			

<p>5 旅行業法（昭和27年法律第239号）に関すること。</p>			<p>1 旅行業又は旅行業代理業の登録に関すること（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）。</p> <p>2 営業金の還付に関すること。</p> <p>3 旅行者又は旅行業代理業者に対する業務の改善又は停止の命令をすること。</p>	<p>1 旅行業又は旅行業代理業の登録事項の変更の処理に関すること。</p> <p>2 旅行者の営業保証金の供託に関すること。</p> <p>3 営業金の取戻しに関すること。</p>		
<p>6 観光統計に関すること。</p>						
<p>7 観光施設の整備及び維持管理に関すること。</p>						
<p>8 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第12条第2項の規定による施設の管理方法の改善等に関すること。</p>	<p>1 同法第44条第1項及び第3項の規定による報告及び検査に関すること。</p>		

		9 熊本県 野外劇場 に関する こと。						
		10 観光 審議会に 関すること。						
		11 観光 経済交流 局長に関 すること。						
	国際 課	1 貿易振 興に関す ること。			1 貿易 振興施 策の企 画及び 調整に 関する こと。 2 海外 におけ る見本 市及び 展示会 の開催 及び参 加の決 定に関 すること。 3 貿易 行政機 関の誘 致及び 連絡調 整に関 すること。 4 貿易 商社及 び団体 の育成 指導に 関する こと。	1 貿易 企業の 実態調 査及び 貿易統 計に関 すること。 2 輸出 商品の デザイン 改善に 関する こと。 3 貿易 実務の 指導及 び相談 に關す ること。		
		2 国際化 に係る施 策の企画 及び調整 に關する こと。	1 国際 化に係 る施策 の基本 方針に 關する こと。					

	3 姉妹提携地域、友好提携地域その他の地域との交流に関すること。						
	4 在熊外国人対策に関すること。						
	5 国際協力に関すること。			1 海外技術研修員及び自治体職員協力交流研修員の受入れを決定すること。	1 海外技術研修員及び自治体職員協力交流研修員の受入事務に関すること。 2 青年海外協力隊に関すること。		
	6 海外移住及び在外県人会に関すること。			1 県出身海外移住者子弟留学生の受入れを決定すること。	1 県出身海外移住者子弟留学生の受入事務に関すること。 2 在外県人会に関すること。		
	7 一般旅券の発給の申請の受理及び交付に関すること。						
くまもとブランド推進課	1 くまもとブランドの推進に係る企画及び調整に関すること。						



		ること。					
		2 県産品の販路拡大に係る施策の企画及び調整に関すること。					
		3 物産振興に関すること。					
		4 伝統的工芸品産業の育成に関すること。					
		5 熊本産業展示場に関すること。					
		6 流通施設の整備促進に関すること。					
農林水産部	農林水産政策課	1 農林水産部各課及び出先機関所属職員の人事並びに農林水産部各課の事務費の経理に関すること。					
		2 農政諸務に関すること。		1 新嘗祭における献穀者を推薦すること。			
		3 熊本農政事務所、農業研究センター、林業研究指導所及び水産研究					

	センターに関する こと。						
	4 熊本県 農業公園 に関する こと。						
	5 農林水 産施策の 企画調整 に関する こと。		1 農林 水産施 策の企 画調整 に関す ること。				
	6 農業、 林業及び 水産業の 基本的な 計画の策 定に関す ること。	1 農 業、林 業及び 水産業 の基本 的な計 画の策 定に関 すること。					
	7 農林水 産部長室 に関する こと。						
団体 支援 課	1 農業協 同組合等 に関する こと。	1 農業 協同組 合法 (昭和 22年法 律第 132号) 第95条 の2の 規定に より農 業協同 組合又 は農事 組合法 人に対 し解散 を命 じ、及 び同法 第86条 第2項 の規定 により	1 同法 第59条 の規定 による 設立の 認可を すること。 2 同法 第63条 第2項 の規定 により 設立認 可の取 消しを すること。 3 同法 第64条 第2項 の規定 による 解散の	1 同法 第40条 第1項 の規定 による 仮理事 を選任 し、総 会を招 集する こと。 2 同法 第44条 第2項 の規定 による 定款変 更を認 可する こと。 3 同法 第64条 第4項 の規定	1 同法 第11条 の規定 に基づ き、信 用事 業規 程の制 定、変 更及 び廢 止の承 認をす ること。 2 同法 第11条 の7の 規定に 基づ き、共 済規 程の制 定、 変 更及 び廢 止の承 認をす ること。		

			<p>解散の 嘱託登 記をす ること。 2 同法 第96条 の規定 により 決議又 は選挙 若しく は当選 の取消 しをす ること。</p>	<p>議決の 認可を すること。 4 同法 第65条 第2項 の規定 により 合併の 認可を すること。 5 同法 第94条 の2の 規定に より農 業協同 組合に 対する 監督上 必要な 命令を すること。 6 同法 第95条 の規定 により 農業協 同組合 又は農 事組合 法人の 違法行 為に対 し必要 な措置 をす ること。 7 同法 第94条 の2の 規定に より農 業協同 組合に 対する 監督上 必要な 命令を すること。 8 同法</p>	<p>による 解散届 を受理 すること。 4 同法 第97条 の規定 により 専用契 約の取 消しを すること。</p>	<p>3 同法 第11条 の23の 規定に 基づき、 信託規 程の制 定、変更 及び廃 止の承 認をす ること。 4 同法 第11条 の29の 規定に 基づき、 宅地等 供給事 業実施 規程の 制定、変 更及び 廃止の 承認を すること。 5 同法 第72条 の13第2 項の規 定によ る農事 組合法 人法定 款変更 届を受 理す ること。 6 同法 第72条 の16第4 項の規 定によ る農事 組合法 人の設 立届を 受理す ること。 7 同法 第72条 の17第2 項の規 定によ</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

			第95条の規定により農業協同組合又は農事組合法人の違法行為に対必要措置をすること。		る農事組合法人の解散を受理すること。 8 同法第72条の18第3項の規定による農事組合法人の合併を受理すること。 9 農業倉庫業法(大正6年法律第15号)に基づき、農業倉庫業の経営の認可及び農業倉庫業者業務規程変更の認可をすること。 10 同法第61条第2項の規定により設立認可に関する証明及び同法第44条第3項の規定により定款変更の認可に関する証明をすること。	
	2 森林組合に関する		1 森林組合の	1 森林組合の	1 森林組合職	

		<p>ること。</p>	<p>設立を認可すること。 2 森林組合の合併及び解散を認可すること。</p>	<p>定款の変更を認可すること。 2 森林組合を育成すること。</p>	<p>員の研修を実施すること。 2 森林組合の一斉調査をすること。</p>	
		<p>3 水産関係団体に関すること。</p>	<p>1 水産業協同組合の設立を認可すること。 2 水産業協同組合の合併及び解散を認可すること。</p>	<p>1 水産業協同組合の定款の変更を認可すること。</p>		
		<p>4 漁船保険に関すること。</p>		<p>1 漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条に基づく加入区の設定又は指定の変更に関すること。</p>	<p>1 同法第 112 条の 2 及び漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条に基づく付保義務の発生に係る公示及び関係者への通知並びに指定漁船調書の縦覧に関すること。 2 同法第 113 条の 2 に基</p>	

					づく付 保義務 の消滅 の公示 及び関 係者へ の通知 に關す ること。 3 同施 行令第7 条に基 づく指 定漁船 調書の 訂正に 關する こと。		
	5 農業金 融に關す ること。	1 天災 による 被害農 林漁業 者等に 對する 資金の 融通に 關する 暫定措 置法 (昭和 30年法 律第 136号) 第2条 第5項 の規定 に基 づき、特 別被害 地域を 指定す ること。		1 農業 改良資 金融通 法(昭 和31年 法律第 102号) 第2条 の規定 に基 づく資 金の制 度運 用に関 する こと。 2 熊本 県農業 近代化 資金融 通措置 要項の 規定に 基づく 融資の うち同 要項第 2の2 (2)か ら(5) までに 掲げる 融資機 関が第 2の1の (2)か ら(4) までに	1 熊本 県農業 近代化 資金融 通措置 要項の 規定に 基づく 融資に 係る利 子補給 の承認 に關す ること。 ただし、 同要項 第2の1 の(1) に掲げ る者及 び第2の 2の(1) に掲げ る融資 機関が 第2の1 の(2) から(4) までに 掲げる 者に對 する融 資に係 るもの 並びに 政策審 議監及		

					掲げる者に貸し付ける場合であつて貸付額が 5,000 万円を超えるものの利子補給の承認すること。 3 株式会社日本政策金融公庫からの貸付の調査を受託すること。	び部内局長専決事項に該当するものを除く。 2 株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号)の規定に基づく資金の融資に係る貸付の認定及び貸付後の指導に關すること。ただし、振興山村・過疎地域経営改善資金の改善計画及び振興計画の認定事務、農林漁業施設のうち事業計画を必要とするもの承認の事務及び特定農産加工資金の事業計画承認事務、特	
--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>産加工 資金の 事業計 画承認 事務並 びに畜 産経営 環境調 和推進 資金の 処理高 度化施 設整備 計画及 び共同 利用施 設整備 計画の 認定事 務に關 するこ とを除 く。</p> <p>3 熊本 県大家 畜経営 改善支 援資金 取扱要 領定め に基づ く大家 畜経営 改善支 援資金 事業の 計画に 承認す ること。</p> <p>4 農業 制度資 金に係 る利子 補給及 び利子 補給補 助金に 關する こと。</p> <p>5 株式 会社日 本政策 金融公</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--



				庫から の委嘱 に係る 貸付調 査の報 告に関 すること。		
6 林業金融に関する こと。			1 林業 改善資 金の貸 付け等 に関す ること。 2 木材 産業等 高度化 推進資 金の貸 付け等 に関す ること。	1 株式 会社日 本政策 金融公 庫の委 嘱を受 けて行 う貸付 対象事 業調書 等作成 及び貸 付け後 の調査 指導に 関すこ と。		
7 漁業金融に関する こと。			1 漁業 近代化 資金の 貸付け 等に関 すること。 2 沿岸 漁業改 善資金 の貸付 け等に 関すこ と。	1 株式 会社日 本政策 金融公 庫の委 嘱に係 る貸付 調査の 報告に 関すこ と。		
8 農業共 済組合に 関するこ と。	1 農業 災害補 償法 (昭和 22年法 律第 185号) 第143 条の2 の規定 に基づ き、都 道府県	1 同法 第16条 第1項 の規定 に基づ き、組 合員等 の当然 加入の 基準を 定める こと。 2 同法	1 同法 第43条 第2項 の規定 に基づ き、農 業組合 の定款 又は共 済変更 の認可			

		<p>農業共済保険審査会規程（昭和16年勅令第889号）第5条による委員の任免に関すること。</p>	<p>第25条及び第48条第2項の規定により、農業共済組合の設立及び合併の認可をすること。</p> <p>3 同法第46条第2項の規定に基づき、農業共済組合の解散の認可をすること。</p> <p>4 同法第85条の3第1項の規定に基づき、市町村の農業共済事業実施の認可をすること。</p> <p>5 同法第142条の4から第142条の7までの規定に基づく検査及び監督命令に関すること。</p> <p>6 同法第142</p>	<p>ること。</p> <p>2 同法第85条の10第1項の規定に基づき、共済事業の実施に関する条例の変更の認可をすること。</p> <p>3 同法第87条第2項及び同施行令（昭和22年政令第299号）第2条の4第1項の規定に基づき、農業共済組合事務費賦課額等を承認すること。</p> <p>4 同法第87条の2第4項の規定に基づき、共済掛金等の滞納処分の認可をすること。</p> <p>5 同法第107条第4項、第</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				条の6 の規定 に基づ き、農 業共済 組合に 対し、 命令違 反に対 する措 置をす ること。	115条 第4項、 第120 条の15 第6項 及び第 120条 の23第 3項の 規定に 基づき、 農作物 共済、 家畜共 済、果 樹共済、 畑作物 共済及 び園芸 施設共 済の危 険段階 基準共 済率掛 金を認 可すこ と。 6 同法 第120 条の15 第1項 及び第 3項の 規定に 基づき、 畑作物 共済の 危険階 級の別、 各危険 階級に 属する 区域又 は地域 及び各 危険階 級の危 険程度 を表示 指数を 定め		
--	--	--	--	---	--	--	--

				と。 7 農作物共済、果樹及び畑作物共済の基準収穫量並びに蚕繭に共済の基準収量を指示すること。		
				9 農業共済保険審査会に関すること。		
				10 漁業共済に関すること。	1 漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づく加入区に関すること。	
				11 その他農林水産業団体に関すること。		
				12 団体検査室に関すること。		
				(1) 農業協同組合の検査に関すること。		
				(2) 森林組合の検査に関すること。		

		と。					
		(3) 漁業協同組合の検査に関すること。					
		(4) その他農林水産業団体の検査に関すること。					
経営局	農地・農業振興課	1 農地の利用推進に関すること。					
		2 農業会議及び農業委員会に関すること。					
		3 農地の集積に関すること。					
		4 農業振興地域の整備に関すること。	1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を定めること。 2 同法第6条の規定に基づ	1 同法第5条の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を変更すること。 2 同法第15条の3の規定に基づく監督処分に関すること。	1 同法第7条の規定に基づき、農業振興地域の区域を変更すること及び指除すること。 2 同法第8条第4項の規定に基づく市町村の農業振興地	1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更すること。 2 同法第13条第4項において準用する同法第8条第4項の規	

			<p>き農業振興地域を指定すること。</p>	<p>備計画に係る協議に関すること。  3 同法第9条の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めること。  4 同法第11条第5項の規定による審査の申立てについて同法第6項の規定に基づき裁決すること。  5 同法第13条第3項の規定に基づき、市町村に対し指示すること。  6 同法第13条の2第3項の規定に基づき、市町村の交換分合計画を認可すること。  7 同法第15条</p>	<p>定に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更に係る協議に関すること。ただし、面積が30アール未満の農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更、面積が2ヘクタール未満の農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地利用計画の変更及び農用地利用計画を除く計画の変更に係る協議に関することを除く。</p>		
--	--	--	------------------------	---	--	--	--

						<p>第2項の規定に基づき、所有権の移転等に係るを調停をすること。</p> <p>8 同法第15条の2第1項の規定に基づき、農用地区域内における開発行為の許可をすること。</p> <p>9 同法第15条の4第1項の規定に基づき、農用地区域以外の区域内における開発行為について勧告をすること。</p> <p>10 都市計画法（昭和43年法律第100号）第23条第1項の規定に基づく市街化区域及び市街化調</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				整区域の区分と農林漁業との調整に関すること。			
				5 農業振興促進審議会に関すること。			
				6 農村地域工業等導入事業に関すること。	1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条の規定に基づき、農村地域工業等導入基本計画を定めること。	1 同法第4条の規定に基づき、農村地域工業等導入基本計画を変更すること。	1 同法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、県の実施計画を定めること。 2 同法第5条第8項の規定に基づく市町村の実施計画に係る協議に関すること。
				7 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による転用及び自作農財産に関すること。	1 同法第51条の規定による違反転用に対する処分に関すること。	1 農林水産大臣に対する同法第4条、第5条及び農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定によ	1 同一事業に供する農地、採草放牧地の累計面積が30アール以上の同法第5条の許可をすること。 2 同法第18条の許可



				<p>る改正 前の農 地法 (昭和 27年法 律第 229号 (以下 「旧 法」と い う。)) 第73条 の規定 による 申請に 意見を 付する こと。</p>	<p>をす ること。 3 同法 第28条 の和解 の仲介 をす ること。 4 旧法 第72条 第4項 の規定 により 不用物 件の収 去を命 ずるこ と。 5 農地 法施行 令等の一 部を改 正する 政令 (平成 21年政 令第 285号) 第1条 の規定 による 改正前 の農地 法施行 令(昭 和27年 政令第 445号) 第15条 の2の 規定に より貸 付けを 行うこ と。 6 旧法 第74条 の2の 規定に よる道 路等の 譲与に 関する こと。 7 旧法</p>		
--	--	--	--	---	--	--	--

				第75条の2の規定による草地利用権の設定に関すること。 8 同法第49条の規定により立入調査をすること。			
		8 民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく農事調停に関すること。			1 同法に基づき、農事調停をすること。		
		9 農地対価等徴収金に関すること。					
		10 （財）熊本県農業公社に関すること。					
		11 経営局長に関すること。					
担い手・企業参入支援課		1 農業の担い手の育成に関すること。					
		2 農業経営の改善に関すること。					
		3 新規就農に関すること。					
		4 農業への企業参入に関すること。					

		5 農業大 学校に 関す ること。						
		6 女性農 業者及 び高 齢農 業 者 に 関 す る こ と。						
		7 青年農 業者の 育成 に 関 す る こ と。						
	流通 企画 課	1 農林水 産物の 流通 対策 の 企 画 及 び 調 整 に 関 す る こ と （ 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の を 除 く ）。						
		2 農林水 産物の 販路 拡大 に 係 る 計 画 の 策 定 及 び 農 林 水 産 物 の 宣 伝 に 関 す る こ と （ 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の を 除 く ）。						
		3 農林水 産物の 流通 体系 の 整備 に 係 る 計 画 の 策 定 及 び 推 進 に 関 す る こ と （ 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の						

		を除く。)					
		4 農林水産物の加工に関する事 (林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。)					
		5 その他農林水産物の流通対策に関する事 (林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。)					
		6 地産地消の推進に関する事。					
		7 農商工連携に関する事。					
		8 卸売市場に関する事。					
		9 卸売市場審議会に関する事。					
	むらづくり課	1 中山間地域対策及び推進に関する事。			1 地区予算の割当てに関する事。		

		2 農村地域の生活環境の整備に関すること（総合整備に関する調査計画及び農業集落排水事業の計画の策定に関するものを除く。）。			1 地区予算の割当てに関すること。			
		3 経営構造対策に関すること（人権啓発等を含む。）。		1 事業実施計画を認定すること。 2 事業実施計画の変更を承認すること。				
		4 都市農村交流に関すること。		1 事業実施計画を認定すること。 2 事業実施計画の変更を承認すること。				
		5 食育活動に関すること。						
		6 農地・水・環境保全向上施策に関すること。						
生産局	農業技術課	1 農業技術の改善普及に関すること。		1 協同農業普及事業の実施に関する方針を策定すること。	1 普及指導協力委員の設置に関すること。	1 協同農業普及事業の実施に関すること。 2 農業普及指導員の		

					資質の向上に関すること。 3 農業気象災害防止に関すること。 4 普及指導協力委員の活動の支援に関すること。		
	2 植物防疫に関すること。		1 航空防除実施計画を策定すること。	1 農作物病害虫発生警報を発令すること。			
	3 肥料、農薬及び農業機械に関すること。		1 高性能農業機械の導入基本方針に関すること。	1 肥料の登録をすること。 2 事故肥料の譲渡を許可すること。 3 肥料取締法（昭和 25 年法律第 227 号）違反者の措置に関すること。 4 農薬残留分析結果を公表すること。 5 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82	1 特殊肥料の生産に関する届を受理すること。 2 農薬取締法第 8 条の規定による販売業者の届出を受理すること。 3 高性能農業機械の利用診断に関すること。 4 作業安全に関すること。		

			号) 第 13条第 1項の 規定に よる販 売業者 又は農 薬使用 者に対 する報 告の徴 収及び 検査に 関する こと。 6 農薬 指導士 を認定 すること。			
	4 農用地 土壌汚 染防止 に関す ること。	1 対策 地域及 び特別 地区の 指定及 び変更 をす ること。	1 対策 計画の 策定及 び変更 に関す ること。	1 指定 農作物 等の範 囲に関 すること。 2 土壌 汚染に 関する 調査及 び測定 に関す ること。		
	5 環境保 全型農 業の推 進に関 すること。		1 環境 保全型 農業の 推進計 画を策 定す ること。 2 地力 増進地 域を指 定す ること。 3 持続 性の高 い農業 生産方 式の導 入の促 進に関 する法 律（平	1 熊本 型特別 栽培農 産物等 の認証 の基準 を策定 す ること。 2 全国 環境保 全型農 業コン クール に関す ること。 3 同法 第3条 第3項 の規定		

		成11年法律第110号)第3条の規定に基づき、導入指針を定めると。	に基づき、導入指針を変更すること。 4 同法第4条第3項の規定に基づき、導入計画を認定すること。			
6	種苗法(昭和22年法律第115号)の施行に関すること。	1 熊本県職務育成種の利用の許諾に関すること。	1 熊本県職務育成種の審査に関すること。			
7	病虫害防除所に関すること。					
8	農業技術会議に関すること。					
9	農業技術支援室に関すること。					
	(1) 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第12条第2項各号に掲げる事務に関すること。					
	(2) 普及指導員の研修の実施に関すること。					



		すること。					
		(3) 研究開発された新技術の確立及び農業者等への技術移転に関すること。					
		(4) 農業災害及び病虫害発生時における被害軽減のための技術対策に関すること。					
		10 生産局長に関すること。					
	農産課	1 生産総合事業の総合調整に関すること。					
		2 米、麦、大豆の生産対策に関すること。	1 米、麦、大豆の振興方針を策定すること。	1 米、麦、大豆の生産対策に関すること。 2 稲、麦、大豆の種子対策に関すること。 3 米、麦、大豆の奨励品種を改廃			

			すること。			
	3 米穀の需給調整及び流通に関すること。		1 市町村別生産目標数量を定めること。	1 米穀の流通・販売促進に関すること。		
	4 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。					
	5 戸別所得補償制度に関すること。					
	6 いぐさの生産奨励に関すること。			1 いぐさの奨励品種を選定すること。 2 いぐさの原苗ほ及び耕種基準設定ほの設置に関すること。 3 いぐさの指導方針を策定すること。 4 いぐさ及びい製品生産の計画の		

				策定並 びに流 通対策 の推進 に關す ること。 と。			
		7 茶の振 興に關す ること。		1 茶振 興計画 を策定 すること。 と。	1 茶の 栽培及 び加工 に關す る指導 方針を 策定す ること。 と。		
		8 特用作 物の振興 に關する こと。					
		9 蚕糸業 の振興に 關するこ と。					
園芸 課		1 果樹の 振興に關 すること。 と。		1 果樹 農業振 興特別 措置法 (昭和 36年法 律第15 号)第2 条の3 第1項 の規定 に基づ き、果 樹農業 振興計 画を策 定する こと。 2 果樹 の推奨 品種の 選定を すること。 と。	1 同法 第3条 第1項 の規定 に基づ き、果 樹園經 営計画 を認定 するこ と。 2 果実 の価格 安定対 策に關 すること。 3 果実 の需給 調整を すること。 と。		
		2 野菜の 振興に關 すること。 と。		1 野菜 振興計 画を策 定する こと。 2 野菜 生産出	1 同法 第8条 及び第 9条の 規定に 基づ き、野		

			荷安定法（昭和41年法律第103号）第5条及び第6条の規定に基づく野菜の指定産地の指定及び変更に関すること。	生産近代化計画の作成及び変更すること。 2 野菜価格安定対策に関すること。			
		3 花きの振興に関すること。	1 花き振興計画を策定すること。				
畜産課	1 畜産振興に関すること。		1 酪農・肉用牛生産近代化計画を策定すること。	1 地域畜産振興事業に関すること。 2 地方競馬全協会等託事業に関すること。 3 畜産技術研修を実施すること。 4 畜産関係団体に関すること。	1 畜産統計に関すること。 2 畜産技術研修の受修者を定めること。		
	2 飼料に関すること。			1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	1 同法に基づく業者等の届出の受理及び報告の徴		

				<p>(昭和28年法律第35号)に基づく廃棄等の命令、指示等及び立入検査等に関すること。</p> <p>2 自給飼料に関すること。</p>	<p>収をすること。</p> <p>2 飼料受給安定法(昭和27年法律第356号)に基づく調査、報告等を行うこと。</p>		
		3 酪農振興に関すること。		<p>1 集約酪農地域計画に関すること。</p> <p>2 集約酪農地域内及び指定地域内における酪農事業施設の設置又は変更を承認すること。</p>			
		4 畜産経営に関すること。		<p>1 畜産コンサルタント事業を指導すること。</p> <p>2 牛乳の取引に関する指導並びに旋及び調停を行うこと。</p>	<p>1 畜産技術経営の設計診断及び指導を行うこと。</p>		

<p>5 畜産環境対策に関すること。</p>			<p>1 畜産団地の造成に関すること。                  2 畜産経営環境の保全整備に関すること。                  3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく指導、助言、勸告及び命令に関すること。</p>			
<p>6 学校給食用牛乳に関すること。</p>						
<p>7 家畜及び畜産物の流通及び価格対策等に関すること。</p>			<p>1 家畜及び畜産物の流通対策の推進に関すること。                  2 家畜及び畜産物価格安定基金に関すること。</p>			
<p>8 家畜市場に関すること。</p>			<p>1 家畜市場の登録に</p>			

			関すること。 2 市場再編整備地域の指定に関すること。			
	9 競馬に関すること。					
	10 草地開発に関すること。		1 県営及び団体営草地開発事業地区の調査に関すること。 2 野草地の調査計画及び開発に関すること。			
	11 公共育成牧場に関すること。					
	12 家畜の改良増殖に関すること。	1 家畜及び家きんの改良増殖計画を策定すること。	1 家畜導入及び貸付けに関すること。 2 種苗の貸付けに関すること。 3 家畜人工授精師講習会の開催、資格試験の実施に関すること。 4 子家畜検査	1 種畜及び標準鶏の検査を実施すること。		

				員及び雄畜検査員の任 免に関すること。 5 ふ化業者登録する こと。 6 標準認定鶏検査員 の任免に関すること。 7 登録ふ化業者に関 する措置を命じ、及び 立入検査すること。 8 地方種畜検査員を 任免し、臨時種畜検 査証明書を発行し、立 入検査を命じること。 9 優良種牛を認定す ること。			
		13 養ほう に関する こと。		1 みつ 蜂転飼 を許可 すること。			



<p>14 家畜保健衛生に関すること。</p>				<p>1 家畜衛生に関する思想の普及を実施すること。</p>		
<p>15 家畜伝染病予防に関すること。</p>		<p>1 家畜伝染病の発生又はまん延を防止するための検査、注射、薬浴又は投薬を命ずること。                  2 家畜伝染病を予防するため消毒を命ずること。                  3 家畜伝染病の発生に伴う必要な処置に関すること。                  4 患畜又は疑似患畜の殺処分を命ずること。                  5 家畜伝染病まん延の防止のため家の畜等移動の禁止又は制限を命ずること。</p>	<p>1 家畜防疫員の任命及び雇上獣医師の委嘱（解）を命ずること。                  2 家畜防疫員の派遣及び要請に関すること。                  3 家畜防疫自衛組織の強化に関すること。</p>	<p>1 家畜伝染病及び患畜の届出を受けること。                  2 家畜伝染病まん延の防止のため措置について農林水産大臣へ及び関係都道府県への通報をすること。</p>		

			<p>こと。 6 家畜伝染病まん延防止のため家畜集合施設の開催、放牧等の制限を命ずること。</p>				
	16 動物薬事に関すること。		<p>1 薬事法に基づく許可の取消し等を行うこと。 2 動物用医薬品又は動物用医療機器の販売業者に対し、条件に違反する是正するため必要な措置をとるときを命ずること。 3 動物用医薬品の指導取締りに関すること。</p>	1 薬事監査員を任免すること。	<p>1 不良品、不正表示等について、廃棄その他の措置を命ずること。 2 配置販売業者及び配置員の身分証明書を発行すること。 3 動物用医薬品販売並びに動物用高度管理医療機器等の販売業及び貸業の許可（更新に係る許可を除く。）をすること。 4 登録販売者の販売従事登録に関</p>		

						すること。		
		17 獣医事に関する こと。			1 診療簿及び 検案簿の検査 を行うこと。	1 獣医師法（昭 和24年法律第 186号）第22条 の規定による 届出の進達を すること。 2 獣医療法（平 成4年法律第46 号）第3条の規 定による診療 施設の開設の 届出の受理に 関すること。		
		18 家畜人工授精所 に関する こと。						
		19 家畜保健衛生所 に関する こと。						
農 村 振 興 局	農 村 計 画 課	1 土地改良区等 に関する こと。	1 土地改良法 （昭和24年法 律第195号） 第85条に基づ く国営土地改 良事業施行申 請書の進達及 び第87条の3 の規定に基づ	1 土地改良区 の設立及び運 営に係る認可 等に関する こと。	1 団 体営土地改良 事業施行の適 否決定及び認 可等に関する こと（非補助 土地改良事業 に係るものを 除く。）。 2 県営土地改	1 団 体営土地改良 事業施行の適 否決定及び認 可等に関する こと（非補助 土地改良事業 に係るものに 限る。）。 2 同法第18条		

		く同事業計画の変更の協議に対する回答に関すること。		良事業の施行の適否及び計画決定等に関すること。	第17項の規定に基づき、土地改良区役員の就退任の公告をすること。		
	2 農業農村整備に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。			1 農業農村整備事業の企画に関すること。			
	3 県営及び団営の農業農村整備事業の調査計画及び新規採択に関すること。			1 農業農村整備事業の調査に関すること。 2 農業農村整備事業の新規採択に関すること。			
	4 国営事業対策室に関すること。						
	(1) 国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）に係る関係機関等との調整及び国営事業の推進に関すること。						

		(2) 国 営事業 に係る 営農計 画との 調整及 び営農 計画の 推進に 関する こと。					
		(3) 国 営事業 に係る 調査に 関する こと。					
		(4) 国 営事業 に伴う 付帯関 連事業 の計 画、調 整及び 推進に 関する こと。					
		(5) 農 業用水 の調整 に關す ること。					
		5 農村振 興局長に 関するこ と。					
	技術 管理 課	1 農業・ 森林・水 産土木工 事の検査 に關する こと。					
		2 農林水 産部所管 の各種補 助事業の うち建築 物の検査 に關する こと。					

3 農業・森林土木工事の設計・積算に関すること。						
4 農業・森林土木技術職員の技術指導・研修に関すること。						
5 農業・森林土木事業に係る電算システムの管理・開発に関すること。						
6 農業・森林土木工事の進行管理システムの管理に関すること。						
7 農業・森林土木工事に係る建設副産物対策に関すること。						
8 農業・森林土木工事に係る評価に関すること。						
9 農業・森林土木工事に係るコストの縮減に関すること。						
10 農業・森林土木工事に係る CALS/EC の推進に						

		関すること。					
農地整備課	1	農地の集団化及び換地計画に関すること。			1 国営及び県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び並びに換地処分に関すること。 2 団地土地改良事業に係る換地に関すること。 3 交換分合に関すること。		
	2	農業農村整備事業に係る事業用地の取得及び補償に関すること。					
	3	県営及び団地営の農業農村整備事業（農村計画課の事務に係るものを除く。）に関すること。			1 地区予算の割当てに関すること。		
	4	海岸保全事業（農林水産省農村	1 海岸保全事業長期計画の		1 地区予算の割当てに関すること。		

				振興局所管)に関する こと。	策定に 関する こと。			るこ と。 2 海岸 法(昭 和31年 法律第 101号) 第3条 による 海岸保 全区域 の指 定、変 更又は 廃止を 決定す ること。				
				5 防衛施 設周辺障 害防止事 業のうち 農業用施 設に關す ること。								
				6 農地及 び農業用 施設等の 災害復旧 に關する こと。				1 農林 水産業 施設災 害復旧 事業費 国庫補 助の暫 定措置 に關す る法律 施行令 (昭和 25年政 令第 152号) 第4条 による 補助率 増高の 申請を すること。 2 同令 第1条 の4に よる災 害復旧 事業計 画概要 書及び				



			災害復旧事業補助計画概要書を提出すること。			
	7 地すべり防止事業（農林水産省農村振興局所管）に関すること。	1 地すべり防止区域の指定に関すること。 2 地すべり防止工事基本計画を策定すること。	1 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第11条の規定による工事の設計及び計画を承認すること。 2 地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）の規定による軽微な行為を指定すること。 3 地区予算の割当てに関すること。	1 同法第18条の規定による行為の許可をすること。		
	8 地籍調査に関すること。	1 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第1項の規定に基づ	1 同法第6条の規定に基づき、市町村又は土地改良区等が行う国土調査の			

				き、地籍調査に関する県計画を定めて報告をすること。	指定をすること。 2 同法第6条の3（第6条の3第1項を除く。）の規定に基づき、地籍調査に関する県計画の協議、承認、公示及び通知をすること。 3 同法第8条の規定に基づき、国土地調査の実施を勧告をすること。 4 同法第19条の規定に基づき、国土地調査の成果の認証、承認申請及び公告をすること。			
--	--	--	--	---------------------------	---	--	--	--

		9 土地改良財産の管理に関すること。		1 重要な土地改良財産の処分に関すること。	1 土地改良財産（土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和32年熊本県条例第32号）第12条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる財産その他特に農林水産部長が指定した施設の財産に限る。）の管理委託をすること。 2 土地改良財産のうち軽易なものに関すること。			
森林局	森林整備課	1 民有林森林計画に関すること。	1 地域森林計画を策定すること。	1 地域森林計画の変更に関すること。	1 地域森林計画の案に対する意見の申立てに関すること。 2 市町村森林整備計	1 森林施業計画の指導及び援助に関すること。 2 空中写真測量成果の使用及び複		

				<p>画の協議及び市町村森林整備計画に係る知事の調停に関すること。                  3 森林施業計画の認定に関すること（森林の所在地が2以上の地域振興局管の区域にわたる場合及び熊本市にある場合に限る。）。</p>	<p>製承認に関すること。                  3 他都道府県にわたる森林施業に係る事項の処理に関すること。</p>		
	2 国有林と民有林との森林計画の調整に関すること。			1 国有林と民有林との森林計画の調整に関すること。			
	3 森林審議会に関すること。						
	4 森林整備保全事業計画に関すること。						
	5 民有林の造林奨励に関すること。	1 造林事業計画を策定すること。		1 造林事業年度計画及びその変更をすること。 2 造林			

			<p>事業の推進及び指導に関すること。</p> <p>3 分収造林の推進及び指導に関すること。</p>		
	<p>6 林業用種苗に関すること。</p>		<p>1 苗木生産指導事業に関すること。</p> <p>2 林業用種苗需給調整会議に関すること。</p> <p>3 林業用苗木品評会開催に関すること。</p> <p>4 種苗団体の指導に関すること。</p> <p>5 公営種子採取事業に関すること。</p> <p>6 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により育種母樹若しくは</p>	<p>1 林業用苗木養成状況を調査すること。</p> <p>2 林業用種苗得苗を調査すること。</p> <p>3 林業用種苗需給過不足を調査すること。</p> <p>4 林業用種苗需給計画による移出実績を調査すること。</p> <p>5 種子結実の状況を調査すること。</p> <p>6 きゅう果の採取状況を調査すること。</p> <p>7 同法第6条第2項の規定による指定</p>	

						<p>育種母樹は普通母樹しくは普通母樹を指定し、同法第9条第1項の規定により指定の解除をし、及び同法第23条の規定により種穂の採取を禁止し、並びにこれら処分をしたことを公示すること。</p> <p>7 生産者講習会の実施に関すること。</p> <p>8 生産者登録の公示に関すること。</p> <p>9 林木品種改良事業に関すること。</p>	<p>採取源の保護又は管理のための指示をすること（住所が熊本市にある者及び対象地が熊本市にあるものに限る。）。</p> <p>8 同法第10条第1項の規定による登録及び同法第15条の規定による登録の取消しをすること（住所が熊本市にある者及び対象地が熊本市にあるものに限る。）。</p> <p>9 同法第12条第1項の規定による登録証の交付及び同条第3項の規定による通知をすること（住所が熊本</p>		
--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

						<p>市にある者及び対象地が熊本市にあるものに限る。)。) 10 同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令をすること(住所が熊本市にある者及び対象地が熊本市にあるものに限る。)。) 11 同法第20条第1項の規定による林業種苗の証明をすること(住所が熊本市にある者及び対象地が熊本市にあるものに限る。)。) 12 同法第28条第1項の規定による立入検査等すること</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

				(住所が熊本市にある者及び対象地が熊本市にあるものに限る。) 13 同法第 29 条の規定による監督処分をすること (住所が熊本市にある者及び対象地が熊本市にあるものに限る。)		
7 民有林の間伐促進に関すること。						
8 県有林地の取得、交換、譲与及び地上権設定に関すること。	1 県有林地の取得、交換及び譲与に関すること。	1 県有林地の地上権設定契約の締結及び解除をすること。				
9 県有林の造成、処分及び伐採跡地検査に関すること。	1 県有林処分計画を策定すること。 2 評価額 3,000 万円以上の県有林産物の公売を決定する	1 評価額 3,000 万円未満の県有林産物の公売を決定すること。 2 素材委託販売計画を策定するこ	1 新植事業及び保有事業計画(附帯施設を含む。)を策定すること。 2 森林国営保険加入契約を	1 伐採跡地検査に関すること。		



		こと。	と。	締結すること。 3 林産物の計画外処分をすること（評価額100万円未満のものを除く。） 4 立木等売払代金の延納利息の割合を決定すること。			
	10 県有林の管理に関すること。	1 県有林経営計画を策定すること。		1 県有林経営を実施すること。 2 県有林の保全に関すること。			
	11 林業公社に関すること。	1 林業公社に対する森林整備資金を貸付すること。 2 林業公社に対する農林漁業資金貸付金の債務の保証をすること。					
	12 森林公園の整備等に関すること。						

	13 森林の公有化に関すること。						
	14 緑化の普及及び啓発に関すること。						
	15 森林病害虫等に関すること。						
	16 森林局長に関すること。						
林業振興課	1 流域森林・林業対策に関すること。						
	2 林業・木材産業振興施設等整備事業に関すること。			1 林業・木材産業振興施設等整備事業の計画の策定に関すること。	1 林業・木材産業振興施設等整備事業の指導に関すること。		
	3 入会林野等整備事業に関すること。	1 入会林野等整備計画の認可及び公告に関すること。			1 入会林野等整備事業の指導に関すること。		
	4 特用林産物及び樹芸林業に関すること。	1 特用林産物に関する振興基本計画を策定すること。	1 特用林産物の生産、加工及び流通の計画を策定すること。 2 樹芸林業の計画を策定し、実	1 特用林産物の生産、加工及び流通の指導に関すること。 2 特用林産物需給実績の調査及び報告をす			

			施すること。	と。		
5 林業担 い手対策 に關する こと。		1 林業 担い手 の育成 確保に 關する 基本計 画を策 定する こと。		1 林業 労働安 全衛生 に關す る普及 啓發を 行うこ と。 2 林業 従事者 及び後 継者育 成研修 を行う こと。		
6 林道に 關するこ と。		1 林道 網整備 計画を 決定す ること。	1 林道 の目的 変更等 の承認 をす ること。 2 林道 規程 (昭和 30年林 野庁第 5092号 長官通 達)に 基づく 林道の 認定に 關する こと。			
7 県産材 の利用推 進に係る 企画及び 調整に關 すること。						
8 県産材 の販路拡 大に係る 計画の策 定及び県 産材の宣 伝に關す ること。						
9 木材業 者及び製						

	材業者の指導及び育成に関すること。					
	10 林業技術の普及及び指導に関すること。			1 林業普及指導実施方針及び林業普及指導事業実施計画の策定に関すること。 2 普及指導職員の設置に関すること。		
森林保全課	1 保安林に関すること。		1 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号から第3号までの保安林（重要流域内に存するものに限る。以下「大臣権限保安林」という。）の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要なもの	1 大臣権限保安林の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）。 2 知事権限保安林の指定及び解除に係る予定告示をすること（部（公室）長専決事	1 大臣権限保安林の指定及び解除に係る予定通知を受けて予定告示をすること。 2 知事権限保安林の指定及び解除に係る確定告示をすること。 3 同法第34条第1項及び第2項の規定による保安林における行為の許可をする	

			<p>に限る。)。)                  2 同法第25条第1項第1号から第3号までの保安林（重要流域以外の流域内に存するものに限る。）及び同法第25条第1項第4号から第11号までの保安林（以下「知事権限保安林」という。）の指定及び解除に係る予告をすること（重要なものに限る。）。)                  3 同法第38条の規定に基づく監督処分をすること。</p>	<p>項に該当するものを除く。）。)                  3 保安林の指定施業要件の変更に関すること。                  4 保安林予定森林における行為の制限に関すること。                  5 保安林指定及び解除に係る意見書に関すること。                  6 保安林施設地区の指定及び解除に関すること。</p>	<p>こと（熊本市にあるものに限る。）。)                  4 保安林の損出補償に関すること。                  5 特定保安林の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること。                  6 皆伐面積の限定を公表すること。</p>		
	2 林地開発行為に関すること。		1 森林法第10条の2の規定による民有林	1 同法第10条の2の規定による民有林に	1 同法第10条の2第1項の規定による許可		

			<p>における開発行為の許可をすること（重要なものに限る。）。</p> <p>2 同法第10条の3の規定に基づく監督処分をすること。</p>	<p>における開発行為の許可をすること（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）。</p>	<p>をした開発行為の完了の確認に關すること（熊本県森林審議会諮問したものと及び熊本市にあるものに限る。）。</p>	
	<p>3 治山事業に關すること。</p>	<p>1 治山事業の基本計画を策定すること。</p> <p>2 地すべり防止区域の指定に關すること。</p>	<p>1 治山事業の年度計画を決定すること。</p>	<p>1 単県治山事業の計画の承認に關すること。</p> <p>2 山地災害報告に關すること。</p> <p>3 地すべり防止工事基本計画に關すること。</p> <p>4 地すべり等防止法第11条の規定による工事の設計及び実施計画を承認すること。</p> <p>5 林地荒廢防止施設災害復旧計画</p>	<p>1 治山事業の箇所別計画の決定及び設計に關すること。</p> <p>2 同法第18条の規定による行為の許可に關すること。</p> <p>3 治山工事の実施及び単県治山補助事業に關すること（熊本市に限る。）。</p>	

					に 関 す る こ と。			
水 産 局	水 産 振 興 課	1 水産技術の普及及び指導に関する こと。						
		2 沿岸漁業の構造改善に関する こと。			1 漁業経営構造改善事業の計画策定及びその変更に関する こと。			
		3 水産物の流通に関する こと。						
		4 栽培漁業の推進に関する こと。			1 栽培漁業基本計画の策定に関する こと。			
		5 資源管理型漁業の推進に関する こと。			1 資源管理計画の策定に関する こと。			
		6 内水面漁業の振興に関する こと。			1 内水面漁業振興計画の策定に関する こと。			
		7 養殖業の振興に関する こと。		1 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条の規定による特定疾病のまん延	1 同法第4条の規定による漁場改善計画の認定に関する こと。 2 同法第7条の規定			

		の防止 に 関 す る こ と。	に よ る 勸 告 等 に 関 す る こ と。			
	8 漁場環境の保全 に 関 す る こ と。					
	9 漁業法 (昭和24 年法律第 267号)の 施行に 関 す る こ と。	1 漁場 計 画 策 定 方 針 に 関 す る こ と。	1 漁業 の 免 許 に 関 す る こ と。 2 漁場 計 画 に 関 す る こ と。 3 漁業 登 録 に 関 す る こ と。 4 漁業 権 変 更 免 許 に 関 す る こ と。 5 漁業 権 行 使 規 則 に 関 す る こ と。 6 同法 第 67 条 の 規 定 に 基 づ く 命 令 に 関 す る こ と。 7 漁業 監 督 吏 員 の 任 免 に 関 す る こ と。 8 司法 警 察 員 の 指 名 に 関 す る こ と。 9 漁業 違 反 者 の 行 政	1 漁場 調 査 及 び 管 理 に 関 す る こ と。 2 免許 漁 業 原 簿 謄 本 (抄本) 交 付 に 関 す る こ と。 3 漁業 調 整 に 関 す る こ と。 4 同法 に 基 づ く 許 可 及 び 認 可 並 び に 内 容 変 更 の 許 可 に 関 す る こ と。 5 漁場 内 の 岩 礁 破 砕 等 の 許 可 に 関 す る こ と。 6 つき い そ 設 置 の 許 可 に 関 す る こ と。 7 特別 採 捕 の 許 可 に 関 す る こ と。 8 特別 養 殖 の		



				処分に 関する こと。	承認に 関する こと。 9 漁業 許可証 の書換 交付に 関する こと。 10 漁業 許可証 の再交 付に関 するこ と。		
		10 漁船及 び遊漁船 業に関す ること。			1 漁船 法(昭和 25年法 律第178 号)に基 づく漁 船の建 造、改 造及び 転用の 許可、 漁船の 新規登 録及び 検認並 びに漁 船登録 原簿謄 本の交 付並び に漁船 法施行 規則に 基づく 漁船登 録票の 再交付 に関す ること (地域 振興局 の分掌 事務に 係るも のを除 く。) 2 漁船 に係る 指定認 定機関 及び指		

					<p>定検認 機関の 指定に 関する こと。 3 漁船 建造等 の報告 に關す ること。 4 小型 漁船の 総トン 数の測 度に係 る証明 書の交 付及び 報告に 關する こと。 5 遊漁 船業の 適正化 に關す る法律 (昭和 63年法 律第99 号)に基 づく遊 漁船業 者の登 録、業 主任者 講習、 遊漁船 業団体 の指定 、報告 及び立 入検査 等に關 すること (地域 振興局 の分掌 事務に 係るも のを除 く。)</p>		
		11 海面利 用に關す ること。					

	12 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に關すること。			1 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の指導に關すること。			
	13 漁業取締事務所に關すること。						
	14 水産局長に關すること。						
漁港 漁場 整備 課	1 漁港に關すること。	1 漁港指定に關すること。	1 漁港区域の變更に關すること。	1 事業施行及び事業變更の許可をすること。 2 海岸保全区域の指定、變更又は廢止を決定すること。 3 漁港整備計画の策定に關すること。 4 漁港施設及び海岸災害状況を報告すること。 5 漁港施設関係災害復旧事業の設計単価	1 同法第39条第1項、第3項から第6項まで及び第8項の規定に基づく許可、協議、許可の取消し、効力の停止、条件の變更及び命令に關すること。 2 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)に基づく許可、承認(同条例第4条の承認を除く。)、届出の		

					表の承認申請をすること。 6 漁港施設及び海岸災害復旧事業の査定申請をすること。 7 漁港施設及び海岸災害復旧事業の実施協議承認申請に関すること。 8 漁港施設及び海岸災害復旧事業国庫負担金を内示すること。 9 漁港災害国庫負担金の決定通知に関すること。 10 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づく許可及び認可に関すること（課	処理及び命令に関すること。 3 漁港台帳に関すること。		
--	--	--	--	--	---	--------------------------------	--	--

				(センター) 長専決事項に該当するものを除く。)		
	2 漁港に係る公有水面に関すること。	1 公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第32条の規定に基づく認可に係る漁港区域内における公有水面埋立の免許をすること。	1 漁港区域内における公有水面埋立の免許をすること(同施行令第32条の規定に係る免許を除く。) 2 漁港区域内における公有水面埋立のしゅん工認可をすること。	1 漁港区域内における公有水面埋立に係る地元市町村長の意見を徴すること。 2 漁港区域内における公有水面埋立に係る区域の縮小、設計の概要の変更及びしゅん工の期間の延長のうち軽易なものの特可をすること。		
	3 海岸及び漁港の美化に関すること。					
	4 沿岸漁場の整備に関すること。		1 沿岸漁場整備開発事業の計画を策定すること。 2 沿岸漁場整			

					備開発 事業の 年度別 実施計 画の策 定及び 変更に 関する こと。			
土 木 部	監 理 課	1 土木部 各課及び 出先機関 所属職員 の人事手 続並びに 土木部各 課の事務 費の経理 に関する こと。						
		2 建設業 に関する こと。	1 建設 業法 (昭和 24年法 律第 100号) 第19条 第5項 に基づ き発注 者へ勸 告する こと。 2 同法 第28条 に基づ き、建 設業者 へ指示 し、及 び営業 を停止 するこ と。 3 同法 第29条 に基づ き、建 設業者 の許可 を取り 消すこ と。 4 同法 第41条	1 同法 に基づ く建設 業の許 可及び 許可の 更新を するこ と。	1 同法 第3条に 基づく 建設業 者の大 臣許可 に係る 申請書 を進達 するこ と。 2 同法 第27条 の2に基 づく経 営事項 の審査 をする こと。 3 同法 第31条 に基づ く立入 検査を するこ と。 4 同法 第27条 の7に基 づく建 設業者 団体へ 報告を 求める こと。	-		

				<p>に基づき、建設業者及び建設業者団体へ指導、助言及び勧告をすること。 5 同法第42条の規定に基づき、公正取引委員会へ措置を請求すること。</p>		<p>5 建設業者の指導育成に関すること。 6 建設統計の資料の収集及び報告に関すること。 7 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第4条に基づく建設機械の打刻の検認をすること。</p>		
		<p>3 浄化槽工事業に関すること。</p>		<p>1 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第32条の規定に基づく浄化槽工事業者に対する指示又は登録の取消し等を行うこと。</p>		<p>1 同法第21条の規定に基づき、浄化槽工事業の登録及び更新の登録をすること。 2 同法第33条第3項の規定に基づく浄化槽工事業開始の届出を受理すること。 3 同法第53条第1項及び第2項の規定に基づく</p>		

				く報告 の徴収 及び立 入検査 に關す ること。		
4 解体工 事業に關 すること。			1 建設 工事に 係る資 材の再 資源化 等に關 する法 律第35 条第1 項の規 定に基 づく解 体工事 業者に 對する 登録の 取消し 又は事 業の停 止をす ること。	1 同法 第21条 の規定 に基づ き、解 体工事 業の登 録及び 更新の 登録を すること。 2 同法 第37条 第1項 に基づ く報告 の徴収 及び立 入検査 に關す ること。		
5 建設工 事の請負 契約に關 すること。	1 建設 業者の 資格審 査及び 格付け をす ること。					
6 測量法 (昭和24 年法律第 188号)に 關すること。				1 同法 第14条 に基づ く基本 測量及 び公共 測量の 実施の 公示に 關す ること。 2 同法 第24条 に基づ く測量 標の移 転の請 求の国 土地理 院の長		



					への進達に関すること。		
	7 土木事務所及び産業開発青年隊に関すること。				1 産業開発青年隊に関すること。		
	8 建設工事紛争審査会及び建設業に関すること。						
	9 土木部長室に関すること。						
用地対策課	1 土地収用に関すること。	1 土地収用法（昭和26年法律第219号）第17条第2項の規定に基づき、事業の認定をすること。		1 事業認定申請書の欠陥の補正命令等に関すること。 2 同法第11条の規定に基づき、立入りの許可をすること。 3 同法第14条の規定に基づく試掘等の許可をすること。	1 事業認定申請書を縦覧に供すること。		
	2 土木事業用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。			1 建設工事に係る国庫所有財産の所管の管換え及び譲与の申請	1 建設工事に係る用地の登記を委託すること。		

				をすること。			
		3	公有地の拡大の推進に関すること。				
		4	国土交通省所管の他課に属しない国有行政財産の管理に関すること。				
		5	収用委員会に関すること。				
		6	熊本県事業認定審議会に関すること。				
土木技術管理課		1	土木工事の検査に関すること。				
		2	土木工事の設計基準に関すること。				
		3	土木工事の施行方法の改善に関すること。				
		4	土木技術職員の技術指導に関すること。				
		5	土木工事の実施管理に関すること。				
		6	土木工事に係る積算システム、工事進行管				

		理システム及び電子納品に関すること。					
		7 CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
		8 熊本県建設技術センターに関すること。					
		9 土木工事に係る建設副産物対策に関すること。					
		10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に關すること（廃棄物対策課、監理課及び建築課の分掌事務を除く。）。			1 同法第15条の規定に基づく分別解体等の方法の変更その他必要な措置令に關すること。		
道路都市局	道路整備課	1 道路に係る施策の企画、総合調整及び推進に関すること。					
		2 高規格幹線道路及び地域高規格道路に関すること。					